

海洋情報季報

第5号 (2014年1月-3月)



目次

I. 2014年1～3月情報要約

1. 海洋治安
2. 軍事動向
3. 外交・国際関係
4. 海運・造船・港湾
5. 海洋資源・エネルギー・環境・その他
6. 北極海関連事象

II. 解説

「アジア太平洋の排他的経済水域における信頼醸成と安全保障のための行動理念」

本季報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、当該記事参照時点でアクセス可能なものである。

編集責任者：秋元一峰

編集・執筆：上野英詞、飯田俊明、倉持 一、酒井英次、黄 洗姫、山内敏秀、吉川祐子

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

アーカイブ版は、「海洋情報 From the Oceans」<http://oceans.oprf-info.org> で閲覧できます。

I. 2014年1~3月情報要約

1. 海洋治安

1月3日「3,000トン級巡視船進水、台湾海岸巡防署」(The China Post, January 4, 2014)

台湾海岸巡防署は1月3日、3,000トン級巡視船の進水式典を高雄で実施した。王進旺署長は、この巡防署最大の巡視船を、「宜蘭」(CG-128)と命名した。同船は、今後数日間、洋上で一連の公試を行った後、2014年6月に正式に就役し、尖閣諸島を含む、台湾の領海と漁業権を護る任務に就く。同船は長さ117.61メートル、幅15.2メートルで、公海での巡視活動範囲を拡大するために必要な場合にヘリを着艦させるためのヘリ甲板を装備している。2番船、「高雄」(CG-129)は3月に進水する予定である。「高雄」は、就役後、台湾が領有する南シナ海の東沙諸島と南沙諸島の太平島への補給物資の輸送に当たる。同船は、巡防署が実施している太平島の埠頭改修工事が終われば、この埠頭に停泊することができる。この2隻は、台湾の海洋法令執行能力を強化し、捜索救難活動を実施し、そして漁業権を護るために、巡防署が進めている予算240万7,000台湾元で10年間に37隻の巡視船を配備するという計画の一環である。既に、2013年3月には、2,000トン級の巡視船、「新北」と1,000級の巡視船、「巡護8號」が就役している。この計画が完了すれば、海岸巡防署の巡視船隊は、173隻、3万6,000トンになる。

記事参照：Coast Guard unveils new ship in Kaohsiung

<http://www.chinapost.com.tw/taiwan/national/national-news/2014/01/04/397539/Coast-Guard.htm>

Photo：「宜蘭」(CG-128)

<http://globalmilitaryreview.blogspot.jp/2011/06/taiwanese-kaohsiung-classcg-128-high.html>

1月7日「中国海南省、外国漁船の操業規制実施—米専門家論評」(The Washington Freebeacon.com, January 7, 2014)

米Webサイト、The Washington Freebeaconの上席編集長で安全保障問題専門の著名ジャーナリスト、Bill Gertzは、“China Orders Foreign Fishing Vessels Out of Most of the South China Sea”と題する1月7日付けの同サイトのブログで、中国の海南省政府が1月1日から実施した、外国漁船の操業規制について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、南シナ海の3分の2をカバーする海域で操業する外国漁船に対して、海南省政府の事前許可を義務付けると発表した。この規制は、2013年11月29日に海南省政府によって制定され、1月1日から施行された。この規則によれば、南シナ海の3分の2をカバーする海南省管轄海域に入る全ての外国漁船は、海南省政府の事前許可を求められる。この規則によれば、規則に従わない外国漁船は当該海域から退去させられ、漁獲を没収され、更に上限8万2,600ドルの罰金を課せられることになる。場合によっては、中国の法律によって漁船が没収され、乗組員が拘束されることもある。ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイ及び域内の他の諸国が漁業権を主張する海域に対して、中国が明確な法的措置をとるのは今回が初めてである。ベトナム国営メディアによれば、新規則が発効してから初めて、中国の巡視船が1月3日、

西砂諸島周辺でベトナム漁船を襲い、漁民を強打して、5トンの漁獲を没収する事案が発生した。この新規則の内容については、中国以外では公表されていない。

- (2) 元米国務省の中国専門家は、海南省の新しい漁業規制海域宣言は中国が当該海域の支配を漸進的に強化する施策の一環と見なしている。北京は以前から、自国の EEZ と主張する海域をカバーする「9段線」を設定し、南シナ海のほぼ全域を自国領域と宣言している。この中国専門家は、今回の措置により、中国は「9段線」の法的性格について、これまでの曖昧さから一歩踏み出したと見ている。また海南省の漁業規制海域の設定は、東南アジア諸国、日本そしてアメリカに対して、中国の海洋領域浸食政策の容認を強要するという狙いもあると見られる。ベトナムと中国は、今回の漁業規制海域に含まれる西砂諸島を巡って、過去 30 年の間に何回も軍事衝突を繰り返した。更に、中国海軍艦艇は、同じように今回の漁業規制海域に含まれる南沙諸島の領有権を巡って、フィリピンと対峙している。今回の漁業規制海域に含まれるその他の紛争島嶼には、西砂諸島の東に位置する中砂諸島、フィリピンのルソン島に近いスカボロー礁が含まれている。
- (3) 中国は過去数年間、南シナ海においてアメリカ海軍の情報収集船の活動を妨害してきた。南シナ海は、中国海軍揚陸艦が 12 月 5 日にアメリカの誘導ミサイル巡洋艦、USS *Cowpens* の 100 ヤード前方で停止し、進路を妨害した事案が生起し、米中間の軍事的対峙の場ともなっている。
- (4) 前出の元米国務省の中国専門家は、「中国は今回の措置によって国連海洋法条約 (UNCLOS) を明らかに無視している」として、東南アジア諸国は UNCLOS を持ち出すことで漁業規制措置に対抗することができる、と指摘している。北京は、今回の規制措置が地方政府によって公布されたものであり、従って中国政府の国策の一環ではない主張することで、漁業規制措置に対する国際社会の批難を免れようとするであろう。しかしながら、中国は、この規則を無効にしようとしていないばかりか、東シナ海でも同じような漁業規制を設定する可能性さえある。
- (5) 前出の元米国務省の中国専門家は、アメリカの政策決定者たちは UNCLOS に加盟してはなくても、従来の国際法の下で、海軍がアメリカの海洋権益を維持し護ることができると考えている、と述べている。この専門家は、「中国海軍が増強され、一方でアメリカの海軍力の衰退が続けば、アメリカの選択肢は今後数年の内になくなってしまおうであろう。国務省でも国防省でも、ワシントンの誰がこの中国海軍の挑戦を長期的視野で考えているかは知らないが、今や現実的視点を持った海洋戦略家がいなかったことがアメリカの不幸である」と指摘している。

記事参照：China Orders Foreign Fishing Vessels Out of Most of the South China Sea

<http://freebeacon.com/china-orders-foreign-fishing-vessels-out-of-most-of-the-south-china-sea/>

Map : China imposes fishing curbs: New regulations imposed Jan. 1 limit all foreign vessels from fishing in a zone covering two-thirds of the South China Sea.

<http://freebeacon.com/wp-content/uploads/2014/01/South-China-Sea-Map.png>

【関連記事 1】

「米、中国の漁業規制批判」(Philstar.com, AP, January 10, 2014)

米国務省報道官は 1 月 9 日、中国の新たな漁業規制を「挑発的で、潜在的に危険」と批判した。報道官は、この規制は中国政府から如何なる説明もなされておらず、また国際法規にも基づいていない領有権主張を押し付けているように思われる、と語った。

一方、ベトナムの政府所管の漁業団体とフィリピンも、この漁業規制を批判している。フィリピン外務省報道官は、「この規制は、公海における航行の自由と漁業権に対する重大な侵害であり、中国政府に対してこの漁業規制の内容について明示するよう求める」と語った。

記事参照：US: China rules for disputed seas 'provocative'

<http://www.philstar.com/world/2014/01/10/1277258/us-china-rules-disputed-seas-provocative>

China hits back at US criticism of new fishing rules

<http://www.taipeitimes.com/News/front/archives/2014/01/11/2003581032>

【関連記事 2】

「中国、米の批判に反論」(Taipei Times, Reuters, January 11, 2014)

中国は1月10日、新たな漁業規制は国際法に準拠したものだとして、アメリカの批判に反論した。外交部報道官は、中国政府は国内法規と国際法規に従って、非生物資源とともに、自国の島嶼や環礁における漁業資源や環境を護る権利と責任を有する、と強調した。

記事参照：China hits back at US criticism of new fishing rules

<http://www.taipeitimes.com/News/front/archives/2014/01/11/2003581032>

【関連記事 3】

「南シナ海における中国の小さな棍棒外交—ホームズ論評」(The Diplomat, January 9, 2014)

米海軍大学の James R. Holmes 教授は、1月9日付の Web 紙、The Diplomat に、“The Return of China’s Small-Stick Diplomacy in South China Sea” と題する論説を寄稿し、中国が1月1日より南シナ海で施行し始めた漁業規制について、警察権 (“police powers”) によって領有権主張を押し付けようとする、中国の小さな棍棒外交 (“small-stick diplomacy”) の一環であるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国海南省が南シナ海の約3分の2に当たる海域で操業する外国漁船に対して、1月1日から規制措置を施行し始めたが、これについては、幾つかのポイントがある。第1に、地域内外のウォッチャーは、これにあまり驚くべきではない。例えば、「9断線」に見るように、中国の南シナ海に対する領有権主張はここ数十年間続いている。1974年には西沙諸島において、中国軍が当時の南ベトナムの小艦隊を撃破した。更に、スカボロー礁の事例もあるように、こうした中国の行動は今日でも続いている。
- (2) 第2に、法律専門家の定義によれば、「警察権 (“police powers”)」には、国土における秩序維持のための強制力と、国民の健康、福祉及びモラルを支えるという2つの意味がある。中国の新たな漁業規制の施行は前者の意味での警察権である。中国は、主権を主張する海域と島嶼において、法令執行権を行使しようとしている。しかも、中国は、法令執行に当たって、自国の管轄権に対する非合法的な挑戦であるというメッセージを強調するために、人民解放軍ではなく、非軍事アセットを活用している。筆者は、これを「小さな棍棒外交 (small-stick diplomacy)」と呼んでいる。「小さな棍棒」とは海警 (沿岸警備隊) やその他の海洋法令行機関のことで、中国の海洋法令執行機関は、東南アジア諸国のどの国の軍隊よりも強力である。その上、これらの海洋法令執行機関は、人民解放軍という「大きな棍棒 (the big stick)」の後ろ盾を受けて活動できる。もしどの国もこうした行動を効果的に押し返すことができなければ、時間が経つ

につれて新たな既成事実が出来上がってしまうことになる。

- (3) 第3に、海南省の一方的な規制は、アメリカがこの地域における国益とする「航行の自由」に対する直接的な挑戦というわけではない。中国外交部報道官もこれを否定している。中国にとって、「航行」とは通り過ぎることで、それ以上の意味合いはない。外国漁船を当該海域から閉め出す行為は、当該海域において中国の国内法の遵守を強要することを意味する。中国は、自国の管轄海域と見なす海域におけるアクセスを規制しようとしているので、これは「選択的アクセス拒否 (“Selective access denial”）」*と、筆者が言うものなのである。
- (4) 第4に、南シナ海は、警察権を行使するには広大な海域である。新たな漁業規制の適用海域は南シナ海の3分の2、135万平方マイルにも及ぶとされ、米テキサス州の5倍にもなる広大な海域である。中国の海洋法令執行機関は、この広大な海域で起こる全ての事象を監視し、違反者を取り締まることができるであろうか。これは疑問である。東南アジア諸国が北京の押し付けを受け入れるとは、考えられない。中国の施行した規則を誰も遵守しないとすれば、何が起こるか。今後を注視するしかない。

記事参照：The Return of China’s Small-Stick Diplomacy in South China Sea

<http://thediplomat.com/2014/01/the-return-of-chinas-small-stick-diplomacy-in-south-china-sea/>

備考：「選択的アクセス拒否 (“Selective access denial”）」については、「海洋情報季報」第4号3. 外交・国際関係の以下の記事を参照されたし。{12月3日「中国の『選択的アクセス拒否』戦略とアメリカの対応—ホームズ論評」(The National Interest, December 3, 2013)}

【関連記事 4】

「フィリピン、南シナ海で操業の自国漁民を保護する用意あり」(Philstar.com, January 16, 2014)

フィリピン政府は、中国の漁業規制を無視して、西フィリピン海(南シナ海)で操業する自国漁民を保護する用意があることを明らかにした。カズミン国防相は1月16日、中国の規制を無視するとして、「我々は、自国漁民を保護する能力を持っている。我々は、自国管轄海域でのかかる規制を認めない。自国の管轄海域で操業するのに、何故、他国の許可を得なければならないのか。政府から漁民保護を命じられれば、我々はそうする用意がある」と語った。同国防相はまた、防空識別圏(ADIZ)に次いで、今後は漁業規制、アメリカのような大国はこうした中国の高圧的で侵略的な行為に対抗すべきだ、と強調した。

記事参照：Troops ready to secure Pinoy fishermen amid China rules

<http://www.philstar.com/headlines/2014/01/16/1279551/troops-ready-secure-pinoy-fishermen-amid-china-rules>

【関連記事 5】

「海南省の南シナ海漁業規制に関する新条例—米専門家論評」(China Brief, The Jamestown Foundation, January 17, 2014)

米国防大学国家戦略研究所のIsaac Kardon 特任研究員は、1月17日付のWeb誌、China Briefに、“Hainan Revises Fishing Regulations in South China Sea: New Language, Old Ambiguities”と題する論説を寄稿し、海南省の新たな漁業規制について、要旨以下のように述べている。

- (1) 海南省の人民代表大会常務委員会は2013年11月29日、中国漁業法の実施条例の改正を承認した。以前の同省の漁業条例とは違い、新しい漁業条例は「外国人及び外国船舶」の漁業活動に海南省政府の事前許可を義務づけており、同条例は2014年1月7日より施行された。以前の条例と中国漁業法と比較すると、新しい条例は、中国のEEZにおける実効支配を強化する狙いが強いことが分かる。海南省の条例は1993年に制定され、2008年に改定された。その後、中国政府の漁業法に従った条例の改定が続いてきたものの、漁業法を超える法的効力は持たないと、専門家は指摘する。今回最も問題になっている第35条（外国人および外国船舶に対して漁業を制限する条項）においても、旧条例と中央政府の法制に比べて新しいものではない。第35条で使われた表現は、2004年に制定された中国政府漁業法の第8条と類似している。新条例はその規定が示す「外国船舶」をより詳細に特定している。
- (2) 新条例において注目すべき変化は幾つか存在する。第1に、旧条例の第31条が規定していた西沙諸島および中沙諸島周辺の保護海域における漁業の1年間モラトリアムに関する言及が見当たらない。第2に、海南省の管轄海域内における外国船舶の活動を原則的に許可する、「中国国务院の関連機関」に関する記述が曖昧となった。旧条例では、漁業部の管轄局（漁業・港湾）の事前許可が規定されていた。第3に、旧条例の第39条と中国漁業法第46条では、規定に違反した場合、漁獲量、違法行為による所得等の没収等を明記し、罰金や中国の刑法に従う起訴等が規定されていた。新条例の第9条は漁船、装備および貨物を検査するために海南省職員の権限を定めているが、没収に関しては言及していない。漁業法執行機関による関与のみが、刑事手続を開始するための要因として示されている。このように、幾つかの事項が省略され、曖昧さが残されているため、今後の実際の執行にあたって、その都度判断が示されるであろう。
- (3) 今回の改定の大きな動因は、未確定であった広大な海域を海南省管轄の下に置くことにある。漁業資源の枯渇、海洋汚染、乱獲の横行そして深海漁業の開発を図る国家計画等が、海南省の漁業法における更なる改革と合理化を正当化する要因である。しかしながら、新条例には、地方政府による国家政策の施行とその範囲を定めた明確な記述は見当たらない。中国政府は、今回の改正が実質的な変更をもたらすものではないという見解を示している。新華通信は、新条例が200万平方キロメートルに及ぶ周辺海域を自国領海と定めていることを明らかにした。同海域に対して比較的明確な記述が存在する公式文書は、第12次海南省海洋保護5カ年計画（海南省海洋安全局、2012年7月7日）が唯一のものであり、同文書では南シナ海の3分の2が中国領海であると主張している。該当海域は、ベトナム、ピリフィン、マレーシア、インドネシア、ブルネイが自国のEEZを主張している海域と重複している。
- (4) 新条例の中身が中国漁業法の施行に変化をもたらすものでないとはいえ、当該海域における中国の偵察、監視機能の強化を主張する声が強まりつつある。更には、同条例が執行の対象とする海域が周辺諸国との紛争海域と重複していることも懸念材料である。新条例によるもう1つの懸念は、中国の海洋境界を管理する政府組織間の役割分担において混乱をもたらす可能性である。1998年施行された中国のEEZと大陸棚に関する法律は、沿岸基線から最大の領有権を主張しているが、南沙諸島に関しては明確に規定されておらず、また9段線の正確な境界も明記されていない。今回の新条例が中国の海洋法令執行機関の一部、または全般の活動強化に繋がる場合は、中国がどこまでの海域を規制範囲としているかが明らかになり、中国が南シナ海で主張する管轄権の範囲を明確することになるだろう。いずれにしても、このような漸進的な管轄

権の浸食拡大は、中国の国内機関によって規制が強められる海域に主権を主張するその他の国との軋轢を益々増すことになろう。

記事参照：Hainan Revises Fishing Regulations in South China Sea: New Language, Old Ambiguities

http://www.jamestown.org/programs/chinabrief/single/?tx_ttnews%5Btt_news%5D=41836&tx_ttnews%5BbackPid%5D=25&cHash=92ea9a23748ea174f7a3d452a9c44770#.UuNVhx-CjIU

1月11日「海南省漁業規制、海警局改編の遅れから実効性に疑問—香港紙」(South China Morning Post, January 11, 2014)

香港紙、*South China Morning Post* は1月11日付の報道で、海警局の組織改編が遅れており、海南省の漁業規制の実効性に疑問があるとして、要旨以下のように報道している。

- (1) 北京は、統合された海警局の改編に苦慮していることから、南シナ海における新しい漁業規制の施行に苦勞するであろう。海南省海洋漁業局の法律問題担当官は、海警局改編作業は未だ半分しか進んでいない、と語っている。海警局改編は2013年3月に承認されており、国営メディアによれば、海警（沿岸警備隊）は6月には運用可能になる計画であった。
- (2) そのため、同担当官によれば、海警部隊（沿岸警備隊）が未だ海南省やその他の省に分散配備されていないために、南シナ海を哨戒する海洋法令執行部隊は依然として、中国海監と中国海政が主体となっている。担当官は、「あまりに多くの要員が関係し、しかも官僚機構の改編と責任分担が絡み合って、統合はスムーズに進展していない」と指摘している。
- (3) 更に、担当官は、北京が「海南省の管轄下にある海域」を明確に規定していないことを認め、「これまで、海南省管轄海域を規定する明確な線引きがなかった。全人代はこれまで、こうした線引きをしなかったし、海南省はそうしたことをする権限をもっていない」と語っている。では、哨戒部隊が哨戒海域の境界をどのようにして知るかかと問われて、「9段線」を参考にしているのかもしれない、と担当官は語った。

記事参照：Enforcement of fishing rules in South China Sea thrown in doubt

http://www.scmp.com/news/china/article/1402727/enforcement-fishing-rules-south-china-sea-thrown-doubt?utm_content=bufferc9c48&utm_medium=social&utm_source=twitter.com&utm_campaign=buffer

【関連記事】

「中国海洋法令執行機関、統合組織改革進まず—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, January 13, 2014)

シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) のZou Wentao 調査アナリストは、1月13日付けのRSIS Commentaries に、“Restructuring China’s Maritime Security: Lofty Ambition, Little Progress” と題する論説を寄稿し、中国の海洋法令執行機関が統合されてから半年以上経過したが、組織改編が進んでおらず、改革が実現するには今後数年かかるだろうとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 2012年の中国海洋発展報告書によれば、海洋問題を担当する政府機関は17以上あり、集権化された管理組織がなく、相互の連携と調整の欠如から種々の問題が生じていた。2013年3月

に、全人代は、各種の海洋法令執行機関を1つの新組織、中国海警局、The China Coast Guard (CCG) に統合することを承認し、7月に海警局が発足した。しかしながら、この統合に関するその後の情報はほとんどない。中国は、新たに統合された海警局の巡視船が尖閣諸島哨戒のため厦門港を出航したとの日本の通信社の報道以降、一切の情報を遮断したようである。実際、北京はこの報道を「国家安全保障を脅かすもの」とし、それ以降、地方政府当局は、港湾や巡視船の情報保全を厳格にするよう求められ、海洋法令執行機関に関するあらゆる事項が秘密扱いになったようである。

- (2) 事実、制服と巡視船の塗装が変わったこと以外、組織改編の進展に関する情報はほとんどない。幾つかの要因が進展を遅らせているようである。第1に、海洋における権益擁護のためのよく整備された効果的なシステムがないことである。中国の観点では、海洋監視と法令執行は2つに分けられる。1つは、海洋環境保護や島嶼防衛のように、海洋の利用を管理するために法令を執行する行政執行である。もう1つは、主として国連海洋法条約と1996年の外国艦船の海洋科学調査の管理に関する規則とに基づく、権限の執行である。権限の執行は、主として外国の艦船が目標だが、比較的未整備の分野である。権限の執行に当たっての詳細な規則がなく、各機関が独自のガイドラインに従っている。各海洋法令執行機関が統合されたことによって、権限の執行に当たってのより明確で統一された規則の整備が喫緊の課題となった。更に、中国の法令執行担当者は、他の機関と連携するために必要な効果的な調整機能を欠いていることを自覚している。調整には、海洋における事態に対応するための多様な選択肢、中国が管轄権を主張する海域から外国艦船を退去させるための法的手段、外交手段、交渉そして必要な場合、武力の行使といった、選択肢を増やすことが必要である。
- (3) 第2に、海洋監視要員にとって、異なった機関から集まった新しい同僚との協調の難しさがある。しかも、その結果、こうした協調を一層困難にしているのは、それぞれの役割に関する訓練がないために、一部の機関出身者が自らのこれまでの慣行に固執していることである。例えば、海警局の巡視船が尖閣諸島の哨戒に出動する時、旧海監、海巡そして漁政といった旧組織からの要員が、全て「中国海警」とプリントされたベストを着用して1隻の巡視船に混乗することになる。旧海巡の士官は、増大する任務の付加に不平を漏らし、新しい同僚との協同によるストレスを感じるようになる。
- (4) 第3に、法令執行任務を奪われた機関は、改編計画を全面的に支援することを躊躇っている。更に、中国のユニークな行政上の格付けも改編計画を困難にしている。例えば、国家海洋局の劉賜貴局長兼同局党組書記は、国土資源部の管轄下にある副部長級ポストである。同時に、劉賜貴局長は、新編された海警局の政治委員のポストも兼ねている。孟宏偉は、海洋局副局長で、海警局局長である。しかし、孟宏偉は、彼の経験と序列から公安部の部長級扱いの副部長でもある。海警局は、海洋局の管理下に置かれていると見られるが、同時に実際の海洋法令執行活動については、公安部の業務指導を受ける。明らかに、この海警局に対する二重の指揮系統は、改編課程を複雑なものにしている。

記事参照：Restructuring China's Maritime Security: Lofty Ambition, Little Progress

<http://www.rsis.edu.sg/publications/Perspective/RSIS0072014.pdf>

1月14日「インド、西岸沖の『危険海域』指定解除を要請—インド沿岸警備隊司令官」(The Hindu, January 14, 2014)

インド沿岸警備隊のタプリヤル (VADM Anurag Thapliyal) 司令官は1月14日、IMOが公表している現在の「危険海域 ("high risk area")」の指定リストからインド西岸沖を外すよう求めた。同司令官は、海上保安庁との合同訓練後の記者会見で、過去2年間、インド西岸沖での海賊襲撃事案が全く発生していないため、海運省を通じて関係国際機関に対し、「危険海域」を現在の東経度78度から以前の東経65度に戻すよう要請している、と語った。その上で、同司令官は、インドの要請は正当なものであるが、船舶運航国の意見を考慮しなければならないことから、実現には時間がかかる、と述べた。

記事参照 : Indian coast should be outside piracy high risk listing: Coast Guard DG

<http://www.thehindu.com/news/national/indian-coast-should-be-outside-piracy-high-risk-listing-coast-guard-dg/article5577269.ece>

1月18日「仏海軍、海賊母船解放、海自協力」(EUNAVFOR, Somalia, January 20, 2014)

EU艦隊旗艦のフランス海軍強襲揚陸艦、FS *Siroco* は1月18日、海上自衛隊派遣部隊の対潜哨戒機と護衛艦「さみだれ」搭載ヘリの協力を得て、海賊の母船として使われていたダウ船の乗組員を解放し、5人の海賊容疑者を拘束した。この5人は、1月17日にアデン湾で原油タンカーを襲撃したグループと見られている。襲撃は、タンカーに添乗していた民間武装警備員によって撃退され、襲撃した小型ボートは近くにいた母船に向かって逃亡した。FS *Siroco* は、海自の協力を得て、ダウ船の位置を特定し、現場海域に向かい、艦載ヘリを発進させた。ヘリ搭乗の臨検チームは、ダウ船の海賊容疑者が各種装備を海中に投棄するのを視認した。これは、2014年の最初の襲撃事案であった。

記事参照 : First Pirate Attack In 2014 In The Gulf Of Aden Resulted In Apprehension Of Suspects By EU Naval Force

<http://eunavfor.eu/first-pirate-attack-in-2014-in-the-gulf-of-aden-resulted-in-apprehension-of-suspects-by-eu-naval-force/>

Photo : On January 18, 2014, the French EU Naval Force (EU NAVFOR) Somalia Operation Atalanta flagship FS *Siroco* in cooperation with Japanese assets released the crew of a Dhow that was suspected to have been used as pirate mother-ship.

<http://eunavfor.eu/first-pirate-attack-in-2014-in-the-gulf-of-aden-resulted-in-apprehension-of-suspects-by-eu-naval-force/>

1月21日「ニュージーランド、NATO 海賊対処作戦に参加」(NATO News, January 21, 2014)

NATOとニュージーランド(NZ)政府は1月21日、交換書簡に署名し、NZ海軍のフリゲート、HMNZS *Te Mana* が1月23日から、NATOの海賊対処作戦、Operation Ocean Shieldに参加する。NZのコールマン国防相は、NZは国際的な海賊対処努力にコミットしており、NATOの対処作戦への参加はNATO諸国とのインターオペラビリティを促進する機会となる、と語った。NZは、ウクライナに次いで、NATOの海賊対処部隊、CT-508に参加する2番目のNATOパートナー国となった。

記事参照 : New Zealand joins NATO counterpiracy mission Ocean Shield

http://www.nato.int/cps/en/natolive/news_106317.htm

2月17日「ナトゥナ諸島周辺海域における密漁対策、インドネシア」(The Jakarta Post, February 17, 2014)

インドネシアの *The Jakarta Post* は、2月17日付けで、南シナ海のインドネシア領、ナトゥナ諸島周辺海域における密漁の現状と対策について、要旨以下のように報じている。

- (1) インドネシアのナトゥナ諸島地方政府によれば、毎年少なくとも11隻の外国漁船が密漁で拿捕されており、それによる損失額は約2兆ルピー（1億6,900万米ドル）にのぼるといふ。地元の漁民は長年に亘って、インドネシア管轄海域での乱暴な密漁を取り締まるよう政府に要求してきたが、ほとんど何の措置もとられてこなかった。地元メディアの報道によれば、海洋水産省（DKP）は、2013年3月に違法操業の中国漁船を9人の乗組員とともに拿捕したが、釈放を要求する中国の戦闘艦からDKPの哨戒艇が威嚇射撃を受けて、釈放を余儀なくされた。中国の「9段線」地図によれば、ナトゥナ諸島周辺の一部海域が中国に属しており、インドネシアは長年に亘って抗議してきたが、無視されてきた。
- (2) ナトゥナ諸島立法議会（DPRD）のハーディ議長は、ナトゥナ諸島周辺海域で密漁が絶えない主な理由として周辺海域の哨戒回数が少ないことを挙げ、「例えば、DKPは、年間わずか15日間しか哨戒していない。当然ながら、これでは周辺海域全てを哨戒するには十分でない」と指摘した。更に、ナトゥナ諸島のほとんどの離島は無人の小島で、違法操業漁民の避難所となっている。近隣諸国による無人島の占拠を阻止するために、ナトゥナ諸島地方政府は、2007年に施政下にある最も遠隔の離島、Sekatung島に5棟の家を建設して、居住を志願した5家族のために毎月1回補給品を届けていた。政府はこの6年間、1家族当たり毎月150万ルピーの生活費を提供してきたが、住民の多くは島を離れる決心をした。関係者は、「住民の多くは自分の家を捨てて、首府、ラナイに移住した。ここには社会活動や経済活動が全くないので、我々は彼らを責めることはできない。彼らは、ほとんど隔離された状態にある」と語っている。国防省は、各棟を2,000万ルピーで買い上げ、軍要員を配置することに合意した。国防次官は、「Sekatung島を無人のままに放置することは適切でない。我々は、各棟2,000万ルピーで購入することに合意した。同島に配置されている軍要員を1カ所に集まれるようにする」と語った。ナトゥナ諸島地方政府と住民は、ベトナムに近い離島における軍要員の存在が外国漁民による密漁を抑止することに役立つとして、国防省の措置を歓迎している。また、軍要員の配備によって、政府の開発計画が近隣の離島にも及ぶことが期待されている。
- (3) インドネシア軍は、海洋境界域での脅威の高まりに対応して、海兵隊の拡充と長射程攻撃用兵器の調達を含む、海洋安全保障を強化する各種の措置をとっている。国防省は、国の領域と主権を護るために、ナトゥナ諸島、アチェ特別州、東ティモールのアタンブア及びパプアの防衛上の拠点に、統合コマンドの配備を計画している。各コマンドは、固有の戦闘艦艇、ジェット戦闘機飛行隊及び陸軍部隊を持ち、各司令官は、ジャカルタの軍中央部の官僚主義に煩わされることなく、現場で独自に対応する権限を与えられる。

記事参照：Govt takes small steps to protect Natuna

<http://www.thejakartapost.com/news/2014/02/17/govt-takes-small-steps-protect-natuna.html>

3月5日「中国の巡視船隊、アジアの係争海域における強力な武器に」(The Maritime Executive, Reuters, March 5, 2014)

ロイター通信は、3月5日付けで、中国の巡視船隊がアジアの係争海域において強力な武器になっているとして、その現状を要旨以下のように報じている。

- (1) 最近統合された中国海警局の巡視船隊は、南シナ海と東シナ海の係争中の島嶼や環礁の周辺海域に配備されている。これら巡視船は、軍艦のような武装をしておらず、そのためコントロール不能にまで紛争がエスカレートするリスクは相対的に低いが、中国の主権の誇示する強力な武器になっている。これら海警局の巡視船隊は、中国の非軍事組織である国家海洋庁の予算で運営されているが、米海軍関係者や安全保障の専門家は、運用に当たっては軍と連携していると見ている。また、巡視船隊は200隻強の巡視船からなり、中国の国防関連支出の実態把握を難しくしている好例の1つである。中国は3月初めに、2014年度軍事支出が昨年度比12.2%増の1,315億ドルになることを明らかにした。しかし、多くの専門家は、国防予算の枠外で多額の支出が行われており、実際の支出額がアメリカに次いで2,000億ドル近くになっていると推測している。退役した軍艦の転用を含む巡視船隊の予算も、また海警局全体の予算も明らかにされていない。
- (2) 中国が係争海域でますます高圧的な主張を強めており、アジア全体の緊張が高まっている。東シナ海では、尖閣諸島を巡って、中国と日本は対立している。中国は、南シナ海では、約90%の海域に領有権を主張している。中国の巡視船隊は現在、南シナ海を定期的に哨戒している。これらの巡視船隊は、折に触れフィリピンと係争中のスカボロー礁やセカンド・トーマス礁(仁愛礁)を取り囲み、また、ハノイによって設定された石油探索ブロックに隣接しているベトナム南部の係争海域を哨戒している。中国海軍もこれらの海域で活動しており、2013年12月には空母「遼寧」を、最初の訓練任務として南シナ海へ派遣した。アジアの海軍関係者は、「我々が今見ているのは、中国海軍がより広い大洋に移って戦闘訓練を含む実戦的な訓練を行っており、一方で、最もセンシティブな係争海域には巡視船隊を留めているということである。係争海域で中国の主権を毎日のように主張しているのは、これら巡視船隊である」と述べている。
- (3) 中国は2013年7月に、4つの海洋法令執行機関を統合して、国家海洋庁の下に沿岸警備隊(海警局)を発足させた。日本の防衛省防衛研究所は最近の研究で、国家海洋庁の権限および構成について、また中国軍との関係についてほとんど明らかにされていないことに注目している。ロンドンの国際戦略研究所(IISS)が2月に発表したデータによれば、沿岸警備隊は370隻の巡視船を保有している。中国のメディアによれば、交通運輸部の海巡だけで200隻を超える巡視船、9機の海洋監視機及び8,400人の人員を有している。国営新華社通信によれば、海巡は2014年夏までに36隻の新たな巡視船を就役させる予定である。巡視船の多くは、海軍から除籍された古いフリゲートである。中国メディアによれば、海軍は2012年に2隻の駆逐艦を巡視船に転用した。通常除籍する場合は、艦の兵装が取り外される。更に、中国は世界最大の1万トン級の巡視船を建造中であると報じられているが、この巡視船が何時配備されるかについては、報じられていない。国家海洋庁は2月に、ベトナムと台湾も領有権を主張している、南シナ海の西沙諸島を管轄するため、主な島の内の1つを5,000トン級巡視船の根拠地にすることを明らかにした。

記事参照：China's Civilian Fleet - A Potent Force in Asia's Disputed Seas

<http://www.maritime-executive.com/article/Chinas-Civilian-Fleet--A-Potent-Force-in-Asias-Disputed-Seas-2014-03-05/>

2. 軍事動向

1月2日「米中間の海・空域の安全に関する規則作成における困難—キャンベル論評」(The Financial Times, January 2, 2014)

元米国務省アジア・太平洋担当次官補のキャンベル (Kurt Campbell) は、1月2日付けの英紙、*The Financial Times* に、“How China and American can keep a Pacific peace” と題する論説を寄稿し、米中間の海・空域の安全に関する規則作りが進まない理由として、米中間の戦略文化の相違を挙げ、要旨以下のように述べている。

- (1) 2013年12月、米海軍の誘導ミサイル巡洋艦、USS *Cowpens* (CG-63) が南シナ海で中国の空母、「遼寧」の随伴艦と一触即発の状態となった。国防省と訪中したバイデン副大統領は、北京に将来の誤解とエスカレーションの危険を避けるための効果的な意思疎通手段と危機防止メカニズムの構築を呼びかけた。中国の反応はいつもながら不明瞭であった。このような海・空域における米中間の軍事的な一触即発状態は、中国の海・空軍が領空、領海を越えて展開されるようになるにつれ増加している。
- (2) それでも、中国は依然、この種の事件に関する「航路規則 (The “rules of the road”）」を定める協定を結ぶことを躊躇している。それには、幾つかの理由がある。
 - a. まず何よりも自信の問題である。中国は、アメリカの海・空軍力が、軍事能力や運用実績の面で、依然世界標準であると認識している。中国は、特に潜在的な危機において、自らの脆弱性をさらけ出したくないと望んでいる。
 - b. 次に「航路規則」の目的に対する見解の相違である。中国は、こうしたメカニズムを、高速運転者に対するシートベルトのようなものと見なしている。中国は、異常接近事案が平和的に解決できることを確実にするよりも、むしろアメリカが中国の領域の近くでの軍事活動を自制することを望んでいる。
 - c. 主権に対する解釈の相違ある。中国は、例え限定された範囲での軍事活動に関する合意であっても、それが南シナ海のほとんどをカバーする「9段線」の正統性についての自らの主張を弱めることになりかねない、と懸念している。
 - d. 世界政治的な観点も介在している。アメリカの要求している軍事活動に関する規則は、冷戦期のそれと同じようなものである。北京は外交上、ソ連がアメリカの敵対国であったように、アメリカから中国が世界的なアメリカの敵対国であると見なされるようになることを避けようとしている。
 - e. 最後に米中両国は、抑止に就いての考え方が大きく異なっている。アメリカはしばしば、潜在敵国あるいは競争国の胸中に不安感をかき立てるために、圧倒的な軍事力を誇示し、ショックと畏怖を与えようとする。他方、中国の考えでは、抑止—あるいは疑念 (doubt) と云った方がいいかもしれないが—とは、圧倒的な力の誇示によってではなく、中国に関する不確実性 (uncertainty) を他国に感じさせることで達成しようとするものである。従って、中国人民解放軍の軍事活動に対する理解が低ければ低いほど、抑止効果が高まるというわけである。
- (3) 要するに、米中両国の戦略文化は著しく異なり、双方の軍事活動の目的が異なっているので、双方に受け入れ可能なパラダイムを見出すことは容易でない。しかしながら、世界の安定が米中両国の軍事衝突を回避することにかかっており、両国はそれを見出さなければならない。

記事参照 : How China and American can keep a Pacific peace

<http://blogs.ft.com/the-a-list/2014/01/02/how-china-and-american-can-keep-a-pacific-peace/#axzz2qAiwAoM3>

1月3日「東南アジア諸国の通常型潜水艦整備—セイヤー論評」(The Diplomat, January 3, 2014)

オーストラリアの The University of New South Wales のセイヤー (Carl Thayer) 名誉教授は、1月3日付の Web 誌、The Diplomat に、“Southeast Asian States Deploy Conventional Submarines” と題する論説を寄稿し、近年の東南アジア諸国による通常型潜水艦配備競争とその影響について、要旨以下のように述べている。

- (1) ベトナムのメディアは 2013 年 12 月 31 日、ベトナムがロシアから取得した、Project 636 *Varshavyanka* 級 (*Kilo* 改級) 潜水艦の 1 番艦がカムラン湾に配備されたと報じた。1 番艦は、オランダの重量物運搬船、MV *Rolldock Sea* によってサンクトペテルブルグから移送され、HQ 182 *Hanoi* と命名される。残りの 5 隻は、2016 年までに配備されることになっている。これに先だって、11 月後半のベトナムのグエン・フー・チョン共産党書記長の訪印時、インドがベトナムとの防衛協力の一環として最大 500 人までの潜水艦要員を訓練すると発表された。訓練は、ビジャカパトナムの INS *Satavahana* にあるインド海軍の最新の潜水艦要員訓練センターで実施される。HQ 182 *Hanoi* の配備は、通常型潜水艦の取得を含め、域内各国が進める海軍力近代化計画の象徴である。
- (2) 遡れば、1967 年、インドネシアがソ連から *Whiskey* 級潜水艦を取得して、東南アジアで最初の潜水艦配備国となった。その後、この潜水艦は 1978 年に、西ドイツ製の 2 隻のディーゼル潜水艦に更新された。2012 年に、インドネシア国防省は、潜水艦戦力を 2020 年までに 12 隻に増強する計画であると発表した。12 隻は、インドネシア群島水域のチョーク・ポイントを抑えるための最小限の隻数とされる。現在、インドネシアは、3 隻の U-209 潜水艦を、自国の PT PAL Indonesia と協同で、韓国の大宇造船海洋で建造し、2015 年から 2016 年に配備する計画である。更に、インドネシアは、2 つの選択肢を検討中である。1 つは、ロシアの *Kilo* 級潜水艦を購入し、改装することである。インドネシア筋によれば、*Kilo* 級は、超音速巡航ミサイル、*Yakhont* あるいは *Klub-S* を搭載できることから魅力的という。特に、*Klub-S* は最大射程 400 キロで、潜航したままで発射が可能である。もう 1 つの選択肢は、韓国から新型潜水艦を購入することで、新型潜水艦が既存の港湾施設を利用できることから魅力的とされる。インドネシアの報道によれば、新型潜水艦は、最近建設されたスラウェシ島中部のパル海軍基地に繋留される。これらの潜水艦は、インドネシア東部の群島周辺の深水海域で運用できるであろう。
- (3) シンガポールは 2013 年 11 月後半、ドイツの ThyssenKrupp Marine Systems から 2 隻の新型 Type 218SG 潜水艦を購入する契約に調印したと発表した。この契約には、ドイツにおける役務の提供と要員訓練が含まれている。この潜水艦は、非大気依存推進 (AIP) システムを装備し、2020 年までに配備される。新型潜水艦は、4 隻の現有旧式潜水艦、*Challenger* 級を代替し、スウェーデンから購入した 2 隻の改造型 *Archer* 級潜水艦とともに運用される。
- (4) マレーシアはフランスから 2 隻の *Scorpène* 級潜水艦を取得し、RMN *Tunku Abdul Rahman* が 2007 年に、RMN *Tun Abdul Razak* が 2009 年にそれぞれ配備された。2 隻は、サバ州の Sepanggar に基地を置く。マレーシアは 2012 年 5 月に、財政が許せば、更なる潜水艦取得の

意向を示唆していたが、この年には、シンガポールで建造される潜水艦救難艦を取得する契約に調印した。

- (5) ミャンマーは2013年6月、ロシアとの間で2隻の *Kilo* 級潜水艦を購入する交渉を行った。同時期に、20人の将兵がパキスタンで基本的な潜水艦訓練を始めたと報じられた。これらは、ミャンマーが2015年までに潜水艦を取得する意向であるとの報道を裏付けるものである。
- (6) タイは2011年4月に、ドイツで退役した6隻の *Type 206A* 潜水艦（排水量500トンで、世界最小の攻撃型潜水艦）の内、2隻を購入する意向を示したが、2011年7月の政変で結局、棚上げになった。2013年10月に、タイ海軍は今後10年間の装備取得計画に3隻の潜水艦の購入を計上すると報じられた。一方、タイは、サタヒップ海軍基地に潜水艦訓練センターと潜水艦基地を建設しており、2014年3月に完了すると見られる。海軍は2013年に、18人の士官をドイツでの32週間の潜水艦要員訓練コースに、10人の士官を韓国での8週間の訓練コースに、それぞれ派遣している。
- (7) 今後5年から10年以内に、東南アジア海域、特に南シナ海では、域内各国の通常型潜水艦の配備が大幅に増えるであろう。このことは、南シナ海を一層混迷させる。潜水艦の取得は、域内各国の戦闘能力に、空、陸、海上に加えて4番目の次元を持ち込むことになる。潜水艦は、偵察、情報収集、機雷敷設、対水上艦戦闘及び長距離攻撃作戦を遂行できる。潜水艦の取得が意味することについて、ASEAN各国の海軍首脳はほとんど議論しない。最も基本的なレベルでは、ASEAN各国は潜水艦救難能力をほとんど持っていない。シンガポールとマレーシアは例外で、シンガポールは2008年後半に、2隻の深海捜索救難艇を搭載した、潜水艦支援艦、*MV Swift Rescue* を進水させた。シンガポールは、域内の潜水艦救難協力の中心的存在で、オーストラリア、インドネシア及びベトナムと救難協定を結んでいる。

記事参照：Southeast Asian States Deploy Conventional Submarines

<http://thediplomat.com/2014/01/southeast-asian-states-deploy-conventional-submarines/>

1月7日「中国海軍、中東・北アフリカで存在感を増す—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, January 7, 2014)

シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)のKoh Swee Lean Collin 客員研究員は、1月7日付けのRSIS Commentariesに、“Westward Ho: Expanding Global Role for China’s Navy?”と題する論説を寄稿し、近年、中国海軍が中東、北アフリカで存在感を増していることについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は最近、多国間によるシリアの化学兵器の解体、破棄を支援するために、フリゲート1隻を派遣した。この派遣は、2008年にアデン湾に海賊対処艦隊を派遣して以来、中国海軍の西進における新たな一里塚である。2011年以降、主として多国間枠組みの中での中国海軍の中東、北アフリカへの進出が増加している。2011年2月、リビア内戦から自国民を救出し保護するために、フリゲート、「徐州」が派遣された。これは、中国軍の初めての海外における人道支援任務であった。その1ヶ月後、ソマリアの難民に対する国連世界食糧計画の海上輸送船を護衛するために、フリゲート、「馬鞍山」が派遣された。
- (2) 中国海軍が国際安全保障活動への参加を拡大させてきた淵源には、1990年代到北京が出した「新安全保障観」がある。「新安全保障観」は、①共通の安全保障、②総合安全保障、③協調的

安全保障を目指したものである。「新安全保障観」では、インド洋を通る極めて重要なシーレーンに対する安全保障上の利益に関する部分が少なくない割合を占めている。事実、中国は、地政学的に不安定な中東、北アフリカ地域を、戦略的に重要な地域として常に注目してきた。中国海軍の最初のインド洋沿岸国への親善訪問は1985年であった。アフリカへの最初の訪問は2000年であった。中国海軍は最近20年の間に、より遠方へ部隊を派遣する能力を着実に強化してきた。能力の強化は、中東、北アフリカへの部隊派遣の拡大を可能にしている。中東、北アフリカにおいて拡大する中国のプレゼンスは、国際安全保障活動に対する中国軍の増大しつつある全般的な貢献の一環である。

- (3) 新たな建艦計画の推進によって、中国海軍は今後、遠海での国際安全保障活動への参加の増大に対応するために必要な外洋海軍としての能力を獲得するであろう。「江凱II」級誘導ミサイル・フリゲート (Type-054A) は、特に最近の中東・北アフリカ方面での任務を通じ、その有用性を証明してきた。同級は、中国海軍が国際安全保障活動に関与していくための主力艦となる。2013年末までの既に16隻が就役しており、更に建造中である。中国海軍は依然、遠海で行動する艦艇に対する後方支援を提供する補給艦が不足している。しかしながら、この問題も、2万3,000トンの「福地」級 (Type-903) 総合補給艦2隻の就役によって徐々に改善されつつある。現在の中国海軍建設の軌跡から判断すると、将来の建艦計画には、中国海軍が長期に渡る遠海における作戦遂行を可能にする、より能力の高い補給艦の建造計画が含まれることになる。
- (4) 安全保障利益がグローバルに拡大しているという戦略的視点から、北京は、海軍力の到達範囲を拡大するために、海軍の戦力投射能力を着実に増強しつつある。その狙いは、中国海軍が国際安全保障活動への関与の度合いを現状レベルで維持しながら、グローバルな役割を拡大することにあると見ることができる。海軍力は北京にとって外交の最も重要な代替手段であり、海軍力の開発は、地域及び国際社会の秩序を維持する積極的な関与者としての中国の役割を強化するであろう。中国海軍は、国際安全保障活動への物理的なコミットメントを拡大するだけでなく、その拡大は、中東、北アフリカ諸国の海軍との既存の2国間あるいは多国間協力の中で進められるであろう。多国間の枠組みにおける中国海軍のグローバルな役割の拡大は、中国の急速な海軍力の近代化に対するマイナス・イメージを払拭するのに役立つであろう。

記事参照：Westward Ho: Expanding Global Role for China's Navy?

<http://www.rsis.edu.sg/publications/Perspective/RSIS0052014.pdf>

1月9日「インド海軍空母、ロシアから回航、インドに到着」(The Times of India, January 9, 2014)

インド海軍空母、INS *Vikramaditya* は1月9日、ロシアでの改装を終え、インド西岸のカルワル沖に到着し、その後、母港、INS *Kadamba* 海軍基地に配備される。消息筋によれば、3隻の国産、50-T BP タグボートの支援で母港に接岸することになっている。INS *Vikramaditya* は2013年11月半ばに、ロシアでアントニー国防相によって正式にインド海軍に編入された。同艦は、今後数年以内に退役予定の空母、INS *Viraat* と2018年に就役予定の国産空母、INS *Vikrant* との交代期を繋ぎ、2隻の稼働空母態勢整備というインド海軍の中期目標を支える戦力となる。

INS *Vikramaditya* の乗組員は1,600人を超え、搭載燃料8,000トン余り、航続距離は7,000カイリ強である。同艦は、45機のMiG-29Kに加え、Kamov 31とKamov 28対潜・哨戒ヘリを搭載し、今後4カ月以内に戦力化される。長距離対空監視レーダーや最新の電子戦闘機器などを搭載し、その

監視範囲は空母周辺 500 キロを超える。同艦は、MiG 29K/Sea Harrier に加え、Kamov 31、Kamov 28、Sea King、ALH-Dhruv 及び Chetak 各へりからなる計 30 機以上の航空戦力も混載可能である。

記事参照 : Navy's warhorse INS Vikramaditya berths at home base in Karwar

<http://timesofindia.indiatimes.com/india/Navys-warhorse-INS-Vikramaditya-berths-at-home-base-in-Karwar/articleshow/28587553.cms>

Photo : INS Vikramaditya

<http://timesofindia.indiatimes.com/india/Navys-warhorse-INS-Vikramaditya-berths-at-home-base-in-Karwar/articleshow/28587553.cms>

1 月 13 日「近海における中国の課題—エリクソン論評」(The National Interest, January 13, 2014)

米海軍大学の Andrew S. Erickson 准教授は、1 月 13 日付の米誌 (電子版)、The National Interest に、“China's Near-Seas Challenges” と題する長文の論説を寄稿し、中国は軍事力増強の重点を「近海」に指向しているが、そこにおける中国の課題とアメリカの対応の在り方について、要旨以下のように論じている。

- (1) 冷戦期、北京は、14 カ国と陸上国境を接し、そのほとんど全ての国との国境紛争に悩まされた。その内、インドとブータンを除いて、陸上国境問題は解決した。これらの解決に当たっては、中国側の、特にロシアに対する大きな譲歩があった。陸上国境問題の大部分が解決したことで、中国は、ペルシャ帝国やローマ帝国以来、ランドパワーからシーパワーに転換する最初の大陸国家、より実態に近い表現をすれば、大陸国家と海洋国家の性格を併せ持つ国家への展望が開けた。今日、中国にとって、最も抗争が激しいのは、隣接する海上周縁である。兩岸関係は別として、中国は、海上国境を接する 8 カ国と境界を巡る包括的な合意に達していない。島嶼と海上境界を巡る中国の未解決の領有権主張の大部分は近海にあり、またそこには重要な資源がある。従って、北京は、最新の軍事的能力を近海とその周辺の接近路に指向している。近海を越えて軍事大国と戦うことは中国にとって未だ困難で、北京は、アメリカがこの数十年間に発展させてきたような、海外における同盟国、基地、後方支援拠点そして防衛のための強力なネットワークを持っていない。
- (2) 中国の軍事的発展を明確に理解するためには、距離というレンズを通して見る必要がある。部隊を展開し、兵力を投射する中国の能力は、徐々に消えていく波に似ている。中国が遠隔の地で起こした唯一の波は、アデン湾への海賊対処部隊の派遣であった。中国は急速に軍事力を建設しているが、それは不均衡なものでもある。その能力は各軍種に分割されており、リアルタイムの調整能力に限界がある。中国は、近海における権益を強化するため、近海におけるアメリカとその同盟国あるいは友好国の軍事力の活動を規制し、有事介入の可能性を減らそうとしている。北京は、外国の軍事プラットホームを脅威に晒す能力を開発することによって、まず外国の軍事力が中国にとって死活的な領域に介入することを抑止するとともに、台北、東京、マニラ、ハノイ及びその他の域内国に対して、ワシントンの支援が期待もできないし、間に合いないと思込ませようとしている。そのため、中国軍は、物理的方法によって体系的に外国の軍事プラットホームの行動を制約しようとしている。中国は、多方向巡航ミサイル攻撃、対艦弾道ミサイル (ASBM)、対衛星攻撃システムそして航法衛星の分野で、飛躍的發展を遂げつつある。これらの成果は、近海における領有権紛争を解決しようとする政治的決意と相ま

って、外国軍事力の（近海からの）「締め出し」能力の強化に繋がり、地域の安定が損なわれることになろう。

- (3) 中国の ASBM、東風 21D (DF-21D) は、初期実戦可能状態にあり、既に少数が配備されている。ASBM は、中国が開発し、配備してきた最新兵器の 1 つに過ぎないが、出現しつつある戦略的所要に対応するために、新たなシステムの開発を目指してその防衛産業基盤を動員する北京の能力を象徴するものである。中国の ASBM 開発努力は少なくとも、アメリカの海軍力に対して中国が無力を実感した、1995-1996 年の台湾海峡危機にまで遡るが、開発を加速させたのは、1999 年 5 月にベルグラードの中国大使館が米軍機に誤爆された事件であった。中国は同じ 5 月に、全般的な技術的劣勢にある中国がアメリカのような最高レベルの軍事力に対して不釣り合いな効果を与えるシステム、「暗殺者の棍棒 (“assassin’s mace”）」の開発に巨額の資金を投入し始めた。国内の広範な産業基盤を動員する ASBM 開発によって、中国は、ASBM を支援するインフラ分野でも長足の進歩を続けるであろう。DF-21D の C4ISR (指揮・統制・通信・コンピューター・情報・監視・偵察) インフラは既に、空母攻撃を支援するのに十分なレベルにある。増強されつつある ASBM 能力は、北京が抑止力を強化することを狙いとして、特定の能力について（未だ完全に透明とはいえないが、見せ付けるために）「透明性」を高めようとしている軍事能力の 1 つと見られる。しかし、中国は、DF-21D が初期生産、配備及び実戦可能の域に十分達していることを誇示するためには、精密なプログラムに基づく実験を実施していなければならない。この実験には、洋上への各種の飛翔実験が必要だが、恐らく失敗を恐れて、未だ実施されていない。いずれにしても、アメリカは、戦力投射能力の中核である、空母攻撃群が直接的脅威に晒されるようになった。アメリカの意思決定者は既に、有事において、中国が ASBM の使用を決意すれば、1 隻あるいはそれ以上の空母が破壊あるいは行動不能に陥る可能性に直面している。
- (4) 中国が増強しつつある軍事能力の重点を近海においていることは、グローバルコモンズの重要な領域における安定と国際的な規範を危うくしている。北京は、旧ソ連のように世界規模で軍事的プレゼンスを追求しているわけではないが、近海及びその上空を、中国の利益が既存の世界的に合法的な安全保障や資源管理に関する規範に優越する領域にしようとしている。北京は、中国の歴史的な屈辱をはらし、隣国の意思を自らに従わせる大国として再び台頭するために、この領域を利用することを望んでいる。北京は、協調を主張しながら、係争領域における資源の共同開発の前提条件として、当該領域に対する中国の主権を承認するよう求めている。しかも、中国の海洋法令執行能力は、急速に拡充され、現在、海警局に統合されつつある。実際、アメリカは、域内に展開する戦力の大部分が海軍艦艇であるため、中国の政府公船による領有権主張に海軍力で対処しなければならないという問題に直面している。このことは、既に一触即発的な状況にある問題を更にエスカレートさせるリスクを冒すのか、あるいは中国の近隣諸国に対する高圧的な行動を黙認するのか、という難しい二者択一をワシントンに迫っている。中国の近隣諸国における海上法令執行能力の育成は、エスカレーションのリスクを軽減しながら、中国の威嚇効果を押さえ込む上で効果があろう。
- (5) アメリカや中国の多くの近隣諸国から見れば、北京は、地域の緊張激化に懸念を表明するが、他方で緊張緩和のために常に相手の国に譲歩を要求する。中国の指導者は、少なくとも部分的には、中国の華々しい台頭とそれに伴う期待感によって高揚した、国内からの圧力に晒されている。明日にはもっと強くなるというのに、何故今日、妥協しなければならないのかというわけ

である。中国国民も指導者も、今日の中国がどれほど強力であるかというだけでなく、将来的にどれ程強くなるかということをも考慮して、それに相応しい扱いをするよう暗に求めているのである。中国は、過去2世紀の間、侵略と屈辱に対して脆弱であった。従って、中国国民が、こうした屈辱の歴史を2度と繰り返さないようにと決意して、この何十年も過ごしてきたことは理解できる。しかしながら、中国の大国への野望は理解できるとしても、その実現は、世界に何を要求するかではなく、世界に何を与えられるかによって決まるであろう。中国が大国として認知されるには、互恵関係と「責任ある利害関係者（a “responsible stakeholder”）」という認識を受け入れることが必要である。大国には、大きな責任が伴うのである。恐らく、中国の経済成長の減速は国民の期待感を妥当なものにし、それによって中国の指導者も、死活的な近海においても建設的なアプローチをとることができるようになるだろう。しかし、そのようになるまでは、この地域の平和を維持できるのはアメリカの安全保障能力と域内各国とのパートナーシップだけであり、そして域内の平和こそ、中国をも含む、全てのアジア太平洋諸国の繁栄を可能にするのである。

- (6) 北京は今、大国の地位にあり、そしてこの地域での歴史的に優越した地位を回復するとともに、グローバル化した世界においてこれまでにない影響力を確保する可能性を持っている。しかし今後を見通せば、恐らく10年以内に、そしてアメリカが国力と影響力においてこれまでの優位を維持している間に、中国の成長が大幅に減速し、中国の国内問題が深刻化することはほぼ確実である。時間は、中国にとってよりも、アジア太平洋地域におけるアメリカのアプローチと全体的な態勢にとって遙かに有利に働いているようである。結局、このことは、北京がワシントンに圧力をかけるよりも、むしろ自らの方向を修正することによって、太平洋を挟む2つの大国が「競争的共存（a “competitive coexistence”）」を実現するための基礎になるかもしれない。アメリカにとって重要なことは、その同盟国あるいは中国に対して信頼を失うことになる、一方的に譲歩することなく、現在の脆弱性の窓を閉じることである。そうでなければ、最悪の場合、北京に、武力による威嚇あるいは実際の行使による現状変更を許すことになりかねない。

記事参照：China's Near-Seas Challenges

<http://nationalinterest.org/article/chinas-near-seas-challenges-9645>

1月14日「米海軍、空母『レーガン』の横須賀配備発表」（U.S. Navy NNS, January 14, 2014）

米海軍は1月14日、サンディエゴを母港とする、空母、USS *Ronald Reagan* (CVN 76) を、USS *George Washington* (CVN 73) に代えて、横須賀に配備する、と発表した。これに伴って、USS *Theodore Roosevelt* (CVN 71) が東岸のノホークからサンディエゴの第3艦隊に配備される。USS *George Washington* (CVN 73) は、バージニアに帰還し、その後ニューポートで中期オーバーホールに入る。実際の交代時期については発表されていないが、2015年になると見られている。空母が交代しても搭載航空団は変更されず、厚木航空基地に前方展開している Carrier Air Wing 5 がそのまま残留する。また、サンディエゴと横須賀の基地施設にも変更がない。

記事参照：Navy Aircraft Carrier Moves Underscore Pacific Rebalance Strategy

http://www.navy.mil/submit/display.asp?story_id=78601

1月15日「ベトナム海軍、ロシアから購入の潜水艦1番艦就役」(Naval Technology.com, January 17, and Thanh Nien News.com, January 19, 2014)

ベトナムがロシアから取得した、Project 636 M *Varshavyanka* 級 (*Kilo* 改級) 潜水艦の1番艦、HQ 182 *Hanoi* は1月15日、カムラン湾基地で正式に就役した。同艦は2013年12月31日にカムラン湾基地に移送され、1月8日にベトナム領海で初めての試運転を行った。ベトナムは、2009年にロシアとの間で、6隻の *Kilo* 級潜水艦を約20億米ドルで購入し、改修する契約を結んだ。現在、2番艦、HQ-183 *Ho Chi Minh City* は1月17日にロシアでの海上公試を終えており、4月までにベトナムに回航されると見られる。また、ロシアからの報道によれば、3番艦、HQ-184 *Hai Phong* は2014年末までに回航されると見られる。契約では、ロシアは、2016年までに全6隻を引き渡すことになっている。

Project 636 M *Varshavyanka* 級 (*Kilo* 改級) 潜水艦は、排水量3,100トン、潜航速度20ノット、潜航深度300メートルで、乗員は52人である。兵装は、533ミリ魚雷発射管6本、Kalibr 3M54 (または3M-54 Klub) 巡航ミサイル及び機雷で、この潜水艦は、比較的浅い海域で主として対潜及び対水上艦任務を遂行する。また、一般的な偵察、哨戒任務にも使われる。

記事参照：Vietnam Navy commissions first Project 636M *Varshavyanka*-class submarine

<http://www.naval-technology.com/news/newsvietnam-navy-commissions-first-project-636m-varshavyanka-class-submarine-4161067>

Vietnam's second Russian submarine completes testing

<http://www.thanhniennews.com/index/pages/20140119-vietnam-second-russian-made-submarine-completes-operational-test.aspx>

Photo : Vietnam's and navy's flags fly on the conning tower of the HQ-182 *Hanoi*, the first of the six submarines

<http://www.thanhniennews.com/index/pages/20140119-vietnam-second-russian-made-submarine-completes-operational-test.aspx>

1月19日「ロシア、北極海を睨み海軍力増強」(Fool.com, January 19, 2014)

ロシア海軍は、米海軍の戦闘艦艇283隻に対して、208隻と劣勢だが、ロシアは現在、この差を急速に埋めつつある。

ロシア海軍のビクトル・ブルスク副司令官がこのほどロシアのメディアに語ったところによれば、ロシアは、2014年だけで40隻の艦艇を新造する。米海軍は35隻である。同副司令官によれば、新造艦艇の大部分は水上艦艇だが、*Borey* 級SSBNと*Varshavyanka* 級ディーゼル潜水艦各1隻が建造される。また、最新型の搜索救難艦、*Igor Belousov* が建造され、潜水艦救難態勢が強化される。新造だけでなく、「モスボール (防錆保管)」中の*Kirov* 級誘導ミサイル原子力巡洋艦、*Admiral Nakhimov* が現在、改装工事を急いでおり、また3隻のSSNも改装中である。更に、ロシアでは初めての原子力空母建造の計画をあるという。

何故、ロシアは建艦ペースを加速しているか。プーチン大統領は2013年12月、ロシアの「防衛計画の最優先課題」の1つは北極海へのロシアの影響力を強化することであると語った。ここにヒントがある。実際、ロシアの新造艦艇の多くは、北極での任務遂行に従事することになるかもしれない。前ロシア北方艦隊司令官によれば、もしロシアが原子力空母を建造することになれば、SSBN支援のために北極海に展開すべきである、と語っている。ロシアはまた、1月初め、Tu-142とIl-38偵

察・対潜哨戒機による北極海哨戒飛行を大幅に増大させる、と発表している。

記事参照：Russia Builds a New Navy to Dominate the Arctic Ocean

<http://www.fool.com/investing/general/2014/01/19/russia-builds-a-new-navy-to-dominate-the-arctic-oc.aspx>

1月21日「習近平主席は人民解放軍を再編しているのか—韓国専門家論評」(RSIS Commentaries, January 21, 2014)

韓国海洋戦略研究所主任研究員の尹碩俊 (Sukjoon Yoon) 韓国海軍退役大佐は、シガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の1月21日付 RSIS Commentaries に、“Is Xi Jinping Reshaping the PLA?” と題する論説を寄稿し、中国の習近平主席は統合戦闘能力を強化するために人民解放軍 (PLA) を再編しようとしているが、容易な道ではないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 習近平主席は、人民解放軍 (PLA) を再構成しているのか？北京は否定しているが、日本の読売新聞や *The China Daily* の報道によれば、既に再編は進行中である。済南、南京及び広州の3つの沿岸軍区は、黄海、東シナ海及び南シナ海の海洋戦域を担当する単一の統合軍に統合されるであろう。更に、2個の統合軍が、瀋陽、北京、蘭州及び成都軍区から編成されることになる。しかし、今何故、再編しようとしているのか。中国国防部は、統合作戦部隊の編成を否定している。しかしながら、これまでも PLA の再編が続けられてきた。1948年に創設された13個の軍区は、1969年には11個に、そして1987年には7個に統合された。習主席が2013年秋に運用上の迅速性を改善するとともに、戦闘能力の相乗効果を増大するよう指示したことから、再編が進んでいるように見られる。PLA は、兵力を230万人から200万人に縮小し、調達及び統合軍部隊の運用所要に資金を再分配しようとしている。
- (2) PLA の実働部隊の再編は以下の4つの理由から必要とされている。
 - a. 第1に、他国と重複する EEZ と新たに論議を呼んでいる ADIZ を含め、特に部隊の運用戦域が中国の国境を越えて周辺の海域と空域にまで拡張されたことから、新たに出現した脅威に対処するための既存の意思決定方法が、複雑で不透明になったことである。
 - b. 第2に、PLA は、これまで主として中国の国境防衛に重点を置いてきた。そのため、特に係争海域において、外的脅威に迅速に対応できる即応戦力になるためには、PLA は、中国共産党のイデオロギーによる影響をより少なくし、真に専門的な軍事力を構築するために革新的な軍事技術を重視していかなければならない。
 - c. 第3に、PLA の将来的な運用概念は、現在の防衛的な「接近阻止・領域拒否 (A2/AD)」から、攻撃的な統合戦闘に向けられて行くように思われる。地上部隊主導の作戦に代わって、空・海の統合作戦が標準的な運用概念となり、そこでは、中国の国境を越えて戦力が投入されることになり、従って、4軍種の指揮官同士と将兵間の緊密な調整が要求されることになる。
 - d. 第4に、2013年に最高国家指揮機構として国家安全保障会議が設立されたが、このことは、新しい指揮統制機構の構築を意味している。1920年代以来、PLA は、国家と共産党の間の緩やかな命令系統によって指揮されてきた。習主席は、中央軍事委員会主席を兼ねることで、文官の最高司令官として、統合軍能力を強化するとともに、統合戦闘概念を開発する上で、中心的な役割を担っている。
- (3) PLA の運用概念の変更はまた、任務の改訂と機構改編をも意味する。このことは、新しい運用ドクトリン、戦力構成と装備、訓練、そして最も重要な新たな戦闘能力を必要とする。しか

しながら、大きな障害が立ちはだかる。中国共産党と PLA の間における複雑な軍民関係は、真に専門的な軍事力の構築を困難にしている。このトップダウンによる PLA の運用態勢の再編は、効果的な新しい戦略ドクトリン、戦力構成及び装備とともに、運用訓練、そして最も重要なこととして、新しい戦闘能力を伴うものでなければならない。もしこれらが改善されなければ、中国共産党と PLA との間の指揮系統の異常な特性から、指揮統制が曖昧で、訓練プログラムも未調整のままということになる。例え統合運用の計画立案が明らかに戦闘即応態勢の強化をもたらすとしても、これらの問題は再編の有効性を弱めることになる。統合軍が特に国境を超えた統合戦闘作戦においてどのように運用されるのかについて、明確で総括的な戦略ドクトリンが示されるべきである。習主席は、統合軍の作戦運用経験をほとんど持っていない PLA に対して、こうした総括的な戦略ドクトリンを提示していない。もっとも、PLA が新しい任務と運用概念を開発しつつある、幾つかの徴候がある。「機動 5 号」と呼称される、前例のない大規模な統合艦隊演習が 2013 年 10 月に西部太平洋で実施された。この演習は、北海、東海及び南海の各艦隊から水上戦闘艦、航空機及び潜水艦が参加した、大規模な戦闘遂行演習であった。しかも、この演習は、以前のシナリオに沿った演習から、迅速な戦力投入に必要な自発的な機動をより重視した演習に代えることを意図していた。

- (4) 習主席による PLA の再編は、統合軍指揮官の自主裁量権を重視し、共産党の干渉を押さえることで、PLA を「党の軍隊」から「国家の軍隊」に漸進的に変革させていくことを意味している。しかし、軍内部を見れば、大部分の幹部は依然、軍と党の 2 つの帽子を被ったままであり、両者の緊張関係は指揮系統の混乱を生んでいる。国家レベルにおいて単一の統一的指揮統制機構を構築するためには、極めてやっかいな機構上の障害がある。習主席による PLA の再編は、長い極めて複雑な作業の始まりに過ぎない。

記事参照 : Is Xi Jinping Reshaping the PLA?

<http://www.rsis.edu.sg/publications/Perspective/RSIS0132014.pdf>

1 月 27 日「中国の空母建造計画、その安全保障上の含意」(The Diplomat, January 27, 2014)

台北在住の軍事問題専門のジャーナリスト、J. Michael Cole は、1 月 27 日付けの Web 誌、The Diplomat に、“Why China’s Carrier Program Makes (Some) Sense” と題する論説を寄稿し、中国の空母に対する関心は現代戦の心理的側面における戦略的な計算に基づいているとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 空母の第 1 の役割は、実利以上により心理的な意義にある。中国の内政プログラムが大国と見なされたいという中国の願望と直接結びついていることは疑いのないところであり、就中、空母は、例え戦力的には役立たないとしても、明白なシンボルとして役に立つ。また、旧 *Varyag* を自力で改修し、空母「遼寧」として就役させたことは、中国のセルフイメージを大いに高めることになった。それだけに、国産空母の建造は、中国が今や自立した大国になったというメッセージを世界に発信する上で大いに役立つであろう。
- (2) この点で重要となるキーワードは「力の投射 (power projection)」である。大国、小国を問わず、多くの国が空母を撃沈できる手段を保有し、あるいは容易に保有できる時代にもかかわらず、高価で、しかも結局は脆弱なプラットフォームを建造し、配備するという決定は、矛盾しているように見えるかもしれない。純軍事的観点からは、同じ費用で、魚雷と巡航ミサイルを装備した、何百といった隻数でなくとも、多数の小型艦艇を建造する方が兵力を分散し、レーダ

一探知を逃れ、またその他の理由から遙かに賢明である、との批判もあろう。しかしながら、空母はもはや主たる戦闘手段と見なされないかもしれないが、地域的な力の投射という面から見て、むしろ心理戦の手段としては有用なのである。そして、心理戦ではサイズもまた重要な要素となる。

- (3) 心理戦における空母の有用性は、搭載戦闘機や爆撃機の拡大された行動範囲にあるというよりも（無視できない要素ではあるが）、むしろ、敵対国をして実際に攻撃させないようにする兵器、即ち大国の威嚇兵器としての効果にある。その理由は明快である。即ち、実際の戦闘段階に先行する対立抗争の過程で、相手国は、攻撃作戦の発動という一線を超えることによる利害を絶えず評価しなければならない。最初に攻撃する側は、こうした攻撃が相手側の迅速な対応を招くことを認識していなければならない。相手側の対応は、楽観的には相手側の降伏であるかもしれない、また最悪のシナリオとしては相手側の報復攻撃であるかもしれない。報復攻撃は通常、最初の攻撃に見合ったものか、あるいは多少とも段階的拡大を伴うものとなる。従って、問題は、対応の程度ということになる。あらゆる武力行使の決定は対応を誘発するが故に、決定に当たっては、戦闘作戦を発動することの妥当性という心理的な抑制が常に働く。合理的な軍事、政治の意思決定者は、このことを念頭に、恐らく最初に付加価値の少ないプラットホームを攻撃するか、撃沈することで、相手側の対応を見ようとするであろう。この論理から、有人機より無人機（UAV）を撃ち落とす決定の方が遙かに容易ということになる。何故なら、人間の殺傷は紛争の梯子を一段上げることになるからである。更に、攻撃目標には、人的損失以上に象徴的な価値が高い目標もある。攻撃目標の象徴的価値が高ければ高いほど、それを攻撃する場合の心理的葛藤も大きくなる。象徴的価値という点では、空母に勝るプラットホームはない。
- (4) 中国との領有権紛争に直面している東南アジアの小国、例えば、中国より遙かに弱いある小国が、空母は保有していないが、空母を撃沈できる能力を持っている場合を考えてみよう。数週間に及ぶ威嚇的な武力の誇示と会談に失敗した後、中国海軍が係争海域への艦艇派遣を決定し、これに対して相手側も自国艦艇を派遣する。緊張が高まるにつれ、中国は空母を派遣し、当該海域内における様々な目標に対して搭載戦闘機や爆撃機を使用できる状況を作為すれば、この軍事的対峙は全く新しい次元に進むことになる。戦闘状況下で空母を撃沈することは最も合理的な選択であり、それによって中国の主たる攻撃能力を排除することになる。しかしながら、未だ戦闘状況にない軍事的対峙の段階では、空母は大きな心理的威力を発揮する。例えある小国が空母を撃沈できるとしても、実際に空母を攻撃するに当たっての心理的障壁は非常に高いものとなる。何故なら、空母に対する攻撃は、中国軍による相応の報復、この場合、全面戦争あるいは相手国の高価値目標に対する報復攻撃を想定せざるを得ず、紛争は一挙にエスカレートすることになる。中国の紛争相手国は、こうした壊滅的な結果に直面するよりも、空母攻撃を自制し、行き詰まりの打開を目指して交渉するか、あるいは不利な条件を受け入れざるを得ないであろう。例え空母攻撃以外の中国軍に対する軍事作戦を発動するという、低い段階の選択肢をとっても、中国軍が空母からの空爆作戦を遂行する能力を保持していることから、そうした選択肢も戦争シナリオを誘発するだけであろう。
- (5) 紛争の相手国が中国と同等の強さ、あるいはより強い場合、逆に中国の報復攻撃によるコストが遙かに大きくなるので、空母の有用性は減殺される。従って、中国の空母は、恐らくアメリカ、日本あるいはインドのような強力な国に対して誇示するつもりはないであろう。むしろ、

現有の、そして将来の中国の空母は、恐らく空母撃沈能力を持たない国（例えばフィリピン）、あるいは（例えば台湾のように）そうした能力を持ってはいるが、壊滅的な中国軍の報復を誘発するような紛争の拡大を望んでいない国、こうした小国が関わる紛争シナリオにおいて活用されることになろう。何千人もの人命と共に、何十億ドルもの装備と国家の威信を海底に沈めることは、中国からの壊滅的な報復を引き出す最も確実な方法であろう。空母の象徴としての価値と心理的な価値に加えて、それを攻撃することに伴うコストは、結局のところ空母にとって最良の防御となっており、従って一定のシナリオの下で、空母が依然として重要な役割を果たし続ける所以でもある。

記事参照：Why China's Carrier Program Makes (Some) Sense

<http://thediplomat.com/2014/01/why-chinas-carrier-program-makes-some-sense/>

2月6日「オバマ政権は中国の防空識別圏の危険性を指摘すべし—オースリン論評」(Commentary Magazine, February 6, 2014)

米シンクタンク、AEI のオースリン (Michael Auslin) 日本部長は、2月6日付けの米誌、Commentary Magazine に掲載の、“How China Undercuts International Order in East Asia” と題する論説で、オバマ政権は中国の防空識別圏 (ADIZ) の危険性を指摘すべしと、要旨以下のように述べている。

- (1) 北京が 2013 年 11 月に東シナ海の広い海域に ADIZ を設定して以来、オバマ政権は中国と政治的な紛争になる可能性のあることを全て避けてきた。バイデン副大統領が 12 月に北京を訪れた際にも、中国に対して ADIZ を撤回するよう要求しなかった。また、国務省は、アメリカの民航機到北京の要求に応じるよう勧告した。こうしたワシントンの行動は、東アジアの国際秩序維持に失敗しているという、全般的な傾向を示す証左の 1 つである。
- (2) 中国の特異な ADIZ が何故国際法に違反しており、安定を大きく損なうものであるのか、オバマ政権は一貫して説明することを拒んできたが、これは問題である。
 - a. 第 1 に、中国の ADIZ は、民間機と軍用機の両方に対して、飛行目的の識別のため飛行計画の提出を要求している。他の国の ADIZ では、例えばアメリカの場合、民間機についてのみ、その飛行がアメリカの領空に対して脅威を与えるような行動をとっている明確な懸念がある場合のみ適用される。他国の ADIZ では、中国も署名している国連海洋法条約は、EEZ を含む公海上での「上空飛行の自由」を認めている。従って、北京は、広く受け入れられてきた ADIZ の定義を歪曲して、現状を変更しようとしている。アメリカは、中国が ADIZ によって民間機と軍用機を共に管制しようとしていることについて、十分な説明をしていない。これは、専門家が指摘するところの、中国のような修正主義国家が国際的な「規範」に危険を及ぼす典型的な事例である。
 - b. 第 2 に、中国の ADIZ は、1947 年の国際民間航空に関するシカゴ条約に違反する。同条約は、領空内でも民間機と認識されたものについては、その飛行が無害ではないと推測される「正当な根拠」がある場合にのみ当該国家は領空通過を阻止できるが、「飛行中の民間機に対する武器の使用は抑制しなければならない」と規定されている。ADIZ の設定を発表した時、北京は、ADIZ に含まれる領空でない空域内においても、無害か否かを問わず、識別の要求に従わない全ての航空機に対して「防衛的緊急措置」をとる、と声明した。従って、北京は、領空と国際空域を一括りにして、武力の行使を予め正当化することで、国際法に違反している。国

務省の法律専門家は、この点についてほとんど何も言及していない。加えて、北京は、全ての空域が民間航空機を管制するために既に「飛行情報区」に分けられ、国際民間航空機構（ICAO）を通じて合意されているという事実を無視している。北京が ADIZ を無害飛行する民間機に対しても飛行情報を提出するよう要求していることは、50 年以上前に設定された航空交通の慣行に違反している。ワシントンは、この点について沈黙を守ったままだ。

- c. 第3に、ワシントンは、他の国の ADIZ と重なる ADIZ を設定したのは中国だけであることを、繰り返し指摘すべきであった。実際、中国の ADIZ の主たる狙いは、日本の施政下にある尖閣諸島に対する領有権主張を拡大することにある。北京が何十年も前に設定された日本の ADIZ に重ねて自国の ADIZ を設定したのは、この狙いからである。加えて、中国は、韓国が領有権を主張している領域にも ADIZ を設定した。ソウルはこれに対して自国の ADIZ を拡大したために、東シナ海には今や、3 国の ADIZ が重なる空域ができた。
- (3) オバマ政権は、中国の ADIZ がどれ程安定を損なうものであるか、詳細な説明を拒んでいる。ヘーゲル国防長官が、中国の ADIZ についてアメリカが最も懸念していることはこれが事前通告なく突然、設定されたことであると、嘆いただけであった。アメリカの軍事指導者は、偶発的な紛争の可能性について語っているが、真の危険性はより大きなものである。受け入れられた慣行、国際法そして国際常識の順守を声高に主張しないことで、オバマ政権は、これら全てが損なわれることに荷担している。既に敵対的な抗争相手となっている国と敵対したくないとして支払うには、これは法外な代価である。

記事参照：How China Undercuts International Order in East Asia

<http://www.commentarymagazine.com/2014/02/06/how-china-undercuts-international-order-in-east-asia/>

2月10日「中国共産党は軍を掌握しているか—米専門家論評」（The National Interest, February 10, 2014）

米 Claremont McKenna College のペイ（Minxin Pei）教授は、2月10日付けの米誌、The National Interest に、“Is the PLA Going Rogue?” と題する論説を寄稿し、「中国と東アジアの隣国間で起こり得る軍事衝突について、多くの人が懸念していることの1つは、北京の文民指導者が軍を強力に掌握しているかどうかである」として、要旨以下のように述べている。

- (1) こうした懸念は、10年程前からの一連の事件—2001年4月の中国戦闘機と米海軍偵察機の海南島近辺上空での衝突、2007年1月の衛星攻撃兵器の不意打ち的な実験、2013年11月の ADIZ の設定、12月の米ミサイル巡洋艦と中国艦艇の衝突未遂事件など—によって、深刻なものになってきている。最近では、尖閣諸島を巡る日中対立がエスカレートするにつれ、人民解放軍（PLA）の行動は、一層大きな不安を引き起こしている。これらの出来事は、中国共産党（CCP）がどの程度 PLA の行動を統制しているかについて、深刻な疑念を提起している。
- (2) 最も深刻な懸念は、PLA（あるいは少なくとも一部の指揮官）が文民指導者の政策とは矛盾する目的を追求していることである。中国の文民指導者は、戦略的自制こそ体制維持の基本的な手段として経済発展を追求するために不可欠である、と考えている。しかしながら、PLA は、より対決的な安全保障態勢を好んでいるのかもしれない。中国の隣国や米国との関係が緊張していれば、PLA にとって望ましい、国防支出の増加が支持されるからであろう。あるいはまた、それほど懸念することではないが、中国の安全保障に係わる組織が、他の多くの国と同じよう

に、官僚機構間の調整不足という問題を抱えていることである。その結果、左手がしていることを、右手が知らないということになる。これらは部分的には正しいが、PLA が置かれている実際の政治的環境、そして PLA の指揮官達を動機づけている誘因を無視している。

- (3) 中国軍部の戦略的意図を理解する上で、より建設的なアプローチは、過度にリスクを求める PLA の行動を一貫して懲戒できなかった一党支配体制の中で、PLA がどの程度の行動の自由を享受してきたかを分析することである。ここから導かれる1つの有用な見方は、PLA が、一般的には CCP の確固たる統制下にあり、主要な安全保障政策の策定に当たっては二義的な影響力しか持っていないことである。CCP が軍部を支配する最も強力な手段は人事権である。PLA の最高指揮機関である中央軍事委員会は、政治的そして個人的忠誠を基準にして、文民指導者が指名した上級司令官によって占められている。これらの将軍や提督は、中国の国家安全保障政策が議論される場で発言することがあるかもしれないが、最終的な判断は、文民指導者によってなされる。この見方が正しいとすれば、東シナ海における ADIZ 設定のような決定は、PLA の将官達の職責 (the “pay-grade”) を越えるものであることは確かである。ADIZ 設定に関する意思決定過程は、次のようなものであったと推測される。文民指導者が最初に、日本が尖閣諸島について領有権紛争の存在を認めないことに対して強い対抗措置をとらなければならないと決定し、次に国家安全保障機構の各部署にその解決策を求めた。そして ADIZ の設定提案—これは軍部の発案ですらないかもしれない—が、よく調整されていて効果的であるとして、文民の最高指導者によって最終的に採用された。同様に、衛星攻撃兵器の実験やステルス戦闘機の公開といった重要な決定が、その実施時期は軍部が判断したにせよ、文民指導者の承認なしで行うことはできなかったであろう。
- (4) PLA は主要な政策に対し決定的な影響力を持っていないとはいえ、広範な行動の自由を保持している。中国とその隣国あるいは米国との間の緊張を高めた最近の事件を分析してみると、ほとんどが危険な戦術的行動と見ることができる。繰り返すが、我々は、文民指導者を完全に免責する誘惑には、抵抗しなければならない。PLA の将兵が文民指導者によって承認された一般的で曖昧な指示に基づいて行動してきたと推測するのは、理に適っている。しかしながら、PLA は、作戦の限界を定めることに関して広範な自由裁量権を有している。PLA は組織として前線の将兵に行動の自由を与える手段を持っていないかもしれないが、最近の事件の背後に見える問題点は、中国の軍人の間に蔓延している思考様式、「寧左勿右 (“rather left than right”）」である。この「右よりは左であれ」という思考様式の本質は、指揮命令系統上のあらゆる軍人（あるいは中国の官僚機構の中にいる官僚）が、トップレベルからの一般的で曖昧な指示を、より攻撃的な（通常はリベラルよりもより保守的な）方向に解釈し、遂行する傾向を持っている、ということである。この傾向は、国内問題では過剰な抑圧政策となるが、対外政策では、不適切な対応あるいは危険過ぎる行動を招くことになる。不幸なことに、過去の事績を見れば、より左寄りの行動をとった当局者は、賞賛されるか、処罰されずに済んでいる。現在までのところ、中国と隣国あるいはアメリカとの関係を傷つけた事件に関して、何らかの責任を有する PLA 高官が懲罰を受けたということは知られていない。
- (5) 従って、PLA が「ならず者 (rogue)」になっているかという質問に対する答えは、安心でもあり、心配でもある (both reassuring and worrying) ということになる。PLA は、組織としては、CCP の確固たる統制下にある。しかし同時に、中国指導者が PLA に与える政策指針や任務は、それ自体に紛争の種を内包している。PLA の広範な行動の自由、そしてトップレベル

の決定を愛国主義的に、あるいは敵対的なものに増幅させる思考様式から考えれば、中国の長年にわたる「紛争回避 (“conflict avoidance”）」政策を維持することは極めて困難である。しかしながら、最終的な解決は、中国の文民指導者の手にある。文民指導者は、より明確な制約を軍に課すことによって、より強力に軍の行動を統制しなければならない。更に、より重要なことは、向こう見ずな行動に常に報奨を与えるという、危険なインセンティブの構造を廃棄しなければならない、ということである。

記事参照 : Is the PLA Going Rogue?

<http://nationalinterest.org/commentary/the-pla-going-rogue-9846>

2月11日「ロシア海軍、ウラジオストク近郊にヘリ搭載揚陸艦用施設建設」(RIA Novosti, February 11, 2014)

ロシアは2月11日、*Mistral*級ヘリ搭載揚陸艦用の施設建設を開始した。*Mistral*級ヘリ搭載揚陸艦は、ロシア海軍が購入し、現在フランスで建造中である。この施設は、ウラジオストク近郊のウリス湾沿岸にある既存の海軍基地に建設される。ロシア太平洋艦隊のセルゲイ・アバキャンツ司令官が起工式で明らかにしたところによれば、基本的なインフラの建設は2015年10月までに完了し、2018年初めまでには、同艦の受け入れが可能になるという。ロシア国防省報道官によれば、同基地の埠頭が1,600メートルから2,700メートルに拡張され、給水設備、電気、通信設備システムも更新され、また弾薬搭載サイトも大幅に近代化され、アクセス道路と鉄道も改良されることになっている。ロシアは2011年6月に、フランスとの間で2隻の*Mistral*級ヘリ搭載揚陸艦をフランスで建造する契約を結んでおり、1番艦、*Vladivostok*は2014年11月1日にロシア海軍に引き渡される予定であり、2番艦、*Sevastopol*は2014年10月に進水予定である。

記事参照 : Russia Begins Construction of Mistral Ship Base

http://en.ria.ru/military_news/20140211/187429076/Russia-Begins-Construction-of-Mistral-Ship-Base.html

2月13日「中国軍、尖閣上陸侵攻を想定した訓練実施—米太平洋艦隊情報部長」(USNI News, February 18, 2014)

米太平洋艦隊情報副部長、ファネル大佐が2月13日にカリフォルニア州サンディエゴで開催された会議で明らかにしたところによれば、中国は、長年にわたって軍事演習では台湾侵攻のための両用作戦を訓練してきたが、最近では東シナ海で日本が領有する島嶼に対する同様の作戦を含む訓練に拡大した。ファネル大佐によれば、中国軍の全軍種が参加して実施された大規模な軍事演習「使命行動2013」*の一部として、尖閣諸島奪取の訓練を実施した。ファネル大佐は会議で、「我々は、『使命行動2013』と呼ばれる、軍区を跨いで行われた大規模な両用作戦演習を確認している。中国軍が東シナ海において日本の部隊を撃破する『電撃的な戦闘 (a “short, sharp war”）」を実施することができるよう新たな任務を付与された、と我々は結論づけた。一部の研究者も指摘するように、その狙いは尖閣諸島、あるいは更に琉球諸島南部の奪取であると見られる」と指摘した。

中国は2013年に、南シナ海のいわゆる「9段線」周辺での挑発的な軍事行動を増加させた。ファネル大佐は、一連の行動の詳細を示した上で、「米政府高官（注：ラッセル国務次官補）が最近指摘したように、周辺国の反対にもかかわらず、こうした南シナ海での中国の行動が『9段線』で囲まれた海域に対する支配を徐々に強めていこうとする努力の現れである」と強調した。それらの行動には

西フィリピン海（南シナ海）南部における戦闘訓練が含まれており、中国はこれを「海洋権益の擁護」と呼んでいる。しかし、ファネル大佐は、「海洋権益の擁護」は隣国の沿岸国としての権利を強制的に奪おうとする行為の婉曲的な表現に過ぎない、と指摘した。

記事参照: Navy Official: China Training for 'Short Sharp War' with Japan

<http://news.usni.org/2014/02/18/navy-official-china-training-short-sharp-war-japan>

備考* : 「使命行動 2013」は、南京軍区隷下の第 31 集団軍の 1 万 7,000 人を中核に、広州軍区、東海艦隊、南海艦隊、南京軍区空軍など約 4 万人が参加し、華東、華南地区に展開して実施された、大規模な跨区機動戦役演習である。演習の重点項目としては、3 次元の兵力投射、情報を活用した火力の運用、部隊の協同要領、及び軍と民間が協同した後方支援などが挙げられている。なお、南京軍区は台湾正面を受け持つ軍区であり、その隷下にある第 31 集団軍は福建省廈門に司令部を置き、2 個師団、4 旅団からなる台湾解放の軍事作戦において中心となる部隊である。しかし、乙類集団軍に類別されており、有事の際には兵員、装備の補充を必要とする。歴代軍長は水陸両用戦の第 1 人者と目される者が多く補職されており、その後、上位の南京軍区司令員に補職される例が多い。現在の南京軍区司令員蔡英挺も第 31 集団軍の軍長勤務の経験を持つ。（解説：山内敏秀）

2 月 19 日「ロシア、2014 年末までに北極海統合軍新設へ」(RIA Novosti, February 17, 2014)

ロシア連邦軍参謀本部高官が明らかにしたところによれば、ロシアは 2014 年末までに、北極海を担当する新たな軍事組織、「北方艦隊・統合戦略軍 (The Northern Fleet-Unified Strategic Command: NF-USC)」を創設する予定である。NF-USC は、北方艦隊を基幹として、北極戦闘旅団、空軍部隊及び防空軍部隊から編成され、更に管理部門からなる。NF-USC は、北極海の世界運、漁業、北極海大陸棚の石油・天然ガス田、及びロシアの北部国境の防衛を担当する。NF-USC は軍管区と同等の地位を付与されるが、現在のロシアの軍管区—西部、南部、中央及び極東の 4 個軍管区—の数が増えるわけではない。プーチン大統領は 2013 年 12 月、軍に対して、北極海におけるプレゼンスを強化するとともに、2014 年中に軍事施設の整備を完了するよう、指示している。航空宇宙防衛軍のアレクサンドル・ゴロコフ司令官によれば、軍は既に、北極地域への航空宇宙防衛部隊の配備と極北地域への対ミサイル早期警報レーダーの建設に着手している。更に、国防省は、北極海のノヴォシビルスク諸島とフランツ・ヨーゼフ諸島の複数の港と飛行場に加え、1993 年に閉鎖された北極圏沿岸の所在する少なくとも 7 カ所の飛行場を再開する計画を明らかにしている。

記事参照 : Russia to Set Up Arctic Military Command by 2015

<http://en.ria.ru/russia/20140217/187620827/Russia-to-Set-Up-Arctic-Military-Command-by-2015.html>

2 月 20 日「比豪両国、防衛協力の継続に合意」(The Inquirer.net, February 20, 2014)

フィリピンのデルロサリオ外相は、2 月 20 日のオーストラリアとの第 4 回年次閣僚会議後の記者会見で、「我々は、対テロ対策を中心として、オーストラリアとの防衛、安全保障協力を継続、促進することに合意した。また、両国の外務、防衛閣僚による第 2 回戦略対話の開催にも合意した」と語った。フィリピンとオーストラリアの「訪問部隊の地位に関する協定 (Status of Visiting Forces Agreement: SOVFA)」は 2012 年 9 月に発効した。デルロサリオ外相は、この協定はフィリピンの災害救助活動とともに、海洋安全保障を強化する上でも有益であるとし、この協定によって、フィリ

ピン中央部を襲った 2013 年の台風の際、オーストラリア軍の災害救助活動が可能になった」と語った。

記事参照 : PH-Australia agree to continue defense, security cooperation

<http://globalnation.inquirer.net/99245/ph-australia-agree-to-continue-defense-security-cooperation-2>

2月24日「米国防予算、11個空母戦闘群維持とLCSの建造にしわ寄せ—ヘーゲル米国防長官」 (MarinLog.com, February 25, 2014)

ヘーゲル米国防長官は、2月25日の2015年度国防予算に関する記者会見で、「大統領の予算計画の下では、海軍は艦艇の建造コストを下げ、投入資源の最大効率化を目指して、積極的に大がかりな努力を始める」とし、特に沿岸戦闘艦 (Littoral Combat Ship: LCS) の建造と11個空母戦闘群の維持について、要旨以下のように述べた。

- (1) 沿海戦闘艦 (LCS) は、あまり厳しくない戦闘環境下で、掃海及び対潜作戦といった、一定の任務遂行を目的として設計された。LCS については、特にアジア太平洋地域において、より先進的な軍事能力を持った敵と遭遇した場合、また新たな技術が出現した場合、それらに対抗して運用し、生き残るための固有の防御能力と火力を有しているかどうかについては懸念がある。もし当初計画通り 52 隻の LCS を建造すれば、将来的には、300 隻海軍において、LCS が保有艦艇の 6 分の 1 を占めることになるだろう。財政的制約を考えれば、将来的には、あらゆる地域で、あらゆる戦闘様相に対応できるプラットホームの建造に資源を振り向けなければならない。全体としてフリゲートと同等の能力を持つ小型水上戦闘艦を調達するための代替案を提出するよう海軍に指示した。海軍は、全く新しい設計、現有艦の設計継続、そして LCS の改良について検討することになるだろう。これらは、2016 年度予算要求の提出に反映させるため、2014 年後半に答申されることになっている。従って、LCS については、現在の 32 隻以上の新たな建造契約を進めない。
- (2) 大統領の予算計画の下で提案された歳出レベルでは、海軍は、11 個空母戦闘群のオーバーホールと運用が可能であろう。しかしながら、2016 年度の予算提出に当たっては、USS *George Washington* (CVN-73) の将来について最終判断をしなければならない。もし 2016 年度でも歳出レベルの削減が続けば、USS *George Washington* は、予定されている核燃料の交換とオーバーホールを実施する前に退役させる必要があり、その結果、空母戦闘群は 10 個となるだろう。一方、USS *George Washington* を現役に留めておくためには、60 億ドルが必要となるだろう。従って、歳出レベルの削減が続けば、USS *George Washington* を退役させる以外に選択肢はないであろう。大統領の予算計画の下で、11 隻の空母のオーバーホールと整備を行うことになるだろう。
- (3) 大統領の予算計画の下で保有艦艇の即応態勢を維持するとともに、近代化を進めるために、現有巡洋艦の半分、11 隻は、近代化され、最終的により大きな能力を備え、延命化されて任務に復帰するが、運用頻度を減らした状態に置かれることになるだろう。このアプローチによって、空母戦闘群の防空を担う最も有能な艦である巡洋艦戦力を長期間維持し近代化することができる。全体として、海軍の艦隊は現行計画の下で大幅に近代化され、毎年 2 隻の駆逐艦と 2 隻の SSN の調達を継続し、更に 1 隻の洋上発進基地艦 (Afloat Staging Base) を調達する。艦隊の近代化計画を維持し、次の 5 年にわたって艦艇隻数の増加を実現するであろう。

- (4) もし歳出レベルが 2016 年度、更にはそれ以降も続くなれば、海軍の水上艦隊に関する一層困難な決断をせまられるであろう。更に 6 隻の巡洋艦の運用頻度を減らさなければならず、また駆逐艦の調達レートも遅らせなければならないであろう。歳出レベル削減の実質的な影響は、2023 年までに計画されている海軍の運用可能艦艇数から、大型艦が 10 隻少なくなり、更に海軍は、空母艦載用の統合攻撃戦闘機の調達を 2 年間停止することになる。

記事参照 : Navy budget stresses new ships, but LCS numbers in doubt

http://www.marinelog.com/index.php?option=com_k2&view=item&id=6306:navy-budget-stresses-new-ships-but-lcs-numbers-in-doubt&Itemid=231

See also : FY15 Budget Preview, As Delivered by Secretary of Defense Chuck Hagel, Pentagon Press Briefing Room, February 24, 2014

<http://www.defense.gov/Speeches/Speech.aspx?SpeechID=1831>

2月28日「米海兵隊のグアム移駐、正しい選択か—米専門家論評」(The Diplomat, February 28, 2014)

米 RAND Corporation の Michael J. Lostumbo アジア太平洋政策研究センター長は、2月28日付けの Web 誌、The Diplomat に、“Should the U.S. Move the Marines to Guam?” と題する論説を寄稿し、米海兵隊のグアム移駐に疑念を呈し、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカは、そのアジアにおける「再均衡化戦略」における海兵隊の貢献のあり方を再考しなければならない。海兵隊を何処に配置するか、実際には海外の恒久的な基地を何処に置くかを決定するに当たっては、作戦運用上の考慮に重点が置かれなければならない。特に、こうした考慮には、不測の事態の発生場所に迅速な展開が可能か、適切な訓練場所があるかといったことが含まれなければならない。アジアにおける不測の事態に際して、太平洋に配置された海兵隊がカリフォルニア州ペンドルトン基地の海兵隊よりも迅速に対応できるとしても、専用の海上輸送力を有する前方展開部隊のみが本国基地の部隊よりも展開において優位なのである。専用の海上輸送力がなければ、アジアにおける不測の事態に対応するに当たっては、本国の西海岸から展開するのも、グアムから展開するのも似たようなものである。考慮すべき他の要素もある。それは、前方展開部隊が持つ潜在的な抑止効果であり、そしてアメリカの安全保障コミットメントの明確な根拠としての価値であり、この場合、それに伴う経費を同盟国が肩代わりしてくれることを期待できる。
- (2) 不幸にも、グアム移駐については、海兵隊は、戦闘力、対応時間そして経費ではなく、政治的な制約により良く適合するという観点から移駐計画を策定した。アメリカとその友好国や同盟国は、アジアへの「軸足移動」について、シンボルとしてではなく、よく説明できる能力を重視したより合理的な見方をしなければならない。より少ない経費で同等の戦闘力を確保できるグアムへの移駐に代わる対案がある。日本政府が約束した支援を含めて、グアムに海兵隊 5,000 人のための施設を建設する一時費用として約 34 億ドルが必要となろう。これは、グアムと米本土の建設費の比較、そして広大な米本土の既存のインフラを活用できる可能性を考慮すると、米本土に必要な施設を建設するよりも高額である。更に、この部隊を維持するために毎年発生する経費は 8,000 万ドルから 1 億 2,000 万ドルと見積もられ、この面でも米本土において同規模の部隊を維持する経費を上回る。日本政府の負担を考慮しても、グアムは、投資に見合う効果を期待できない高価な選択肢である。また、海兵隊は、不測の事態に備えるために訓練

施設が必要である。軍事作戦に派遣するためにグアム駐留の海兵隊の即応態勢を維持するためには、その近傍に訓練施設を建設する必要がある、そのためテニアン島や北マリアナのパガン島に投資しなければならず、これもグアム移駐の経費に加えられる。更に、グアムに配備される海兵隊が展開に利用する専門の艦船を海軍がグアムあるいはその近傍に保有していない場合、グアムは即応部隊の発進基地としてよりは駐屯地になってしまう。海兵隊戦闘部隊の常駐が合意されたオーストラリアへのアクセスの面でも、グアムに恒久的な基地を建設するメリットは、少ないように思われる。

- (3) 近年、アメリカは、東南アジアにおける同盟国の能力改善に努めており、この地域における海兵隊のプレゼンスはこの目的に密接に関係している。アメリカは、最大 2,500 人の海兵隊を 6 カ月間オーストラリアへのローテーション配備を始めた。これによって、オーストラリア軍との訓練機会が大幅に増えるとともに、訓練と安全保障協力のために東南アジア各地に展開する機会も増える。また、これによって、沖縄の第 31 海兵隊遠征部隊 (MEU) に加えて、1 年の大部分の期間、2 個 MEU 規模の海兵隊戦力が太平洋に展開することになる。
- (4) 太平洋地域における海兵隊の配備態勢に関する決定は、完全に訓練された戦闘戦力を、提案されている基地から迅速に展開できるかどうかという部隊の能力を基準に考えるべきである。沖縄に輸送力を伴った即応部隊を維持する計画は、北東アジアへの迅速なアクセスを可能にする。更に、オーストラリアへの MEU 規模の戦力の展開は、同盟国や友好国の部隊との訓練機会を増やすとともに、東南アジアへのアクセスを可能にする。こうしたことを考慮すると、年間 8,000 万ドルから 1 億 2,000 万ドルの維持費をかけて、グアムに 5,000 人の海兵隊を配備する選択肢は、魅力的でない。展開時間を多少犠牲にしても、米本土の基地に維持することによって、これらの経費は節約可能である。いずれにしても、アメリカは、そのアジアにおける「再均衡化戦略」における海兵隊の貢献のあり方について、海兵隊のこの地域における所要能力の視点から再考しなければならない。

記事参照 : Should the U.S. Move the Marines to Guam?

<http://thediplomat.com/2014/02/should-the-u-s-move-the-marines-to-guam/>

3月13日「Air-Sea Battle 構想とは—米国防省担当官との Q&A」(The National Interest, March 13, 2014)

米誌、The National Interest (電子版) が米国防省の The Air-Sea Battle Senior Steering Group のフォグ III 議長 (RADM James G. Foggo, III) に、Air-Sea Battle 構想についてインタビューしている。以下は Q&A の概要である。(なお、同少将は、海軍作戦部の計画・戦略担当副部長でもある)

Q : 過去数年間、Air-Sea Battle 構想 (以下、ASB 構想) として知られている運用上の概念について活発な論議が行われ、依然続いている。ASB 構想とは何か、将来の米軍における ASB の位置づけ、何故、ASB 構想についての明快な理解が必要なのか。

A : ASB 構想は、端的に言えば、接近拒否・領域拒否 (A2/AD) の脅威の出現に直面して、グローバルコモンズに対するアクセスの自由を維持する一連の構想である。それは、各軍種と統合軍のドクトリン、組織、訓練、資材、統率および装備の改革などを含むものである。運用概念とは、作戦レベルでの特定の目的を達成するために軍事力を使用する方法と注意深く作成された計画である。ASB 構想の包括的な目的は、「グローバルコモンズにおける行動の自由を獲得し維持する」ことである。ASB 構想は戦略ではない。ASB 構想は、技術的な進歩に伴う戦闘力

の発展に深く関係している。我々は、各軍種レベルで、「予め統合された」戦闘部隊—同盟国やパートナー諸国と共に闘うアメリカの戦闘指揮官にとって、陸上、洋上、航空、宇宙そしてサイバー領域全体を通じて共同運用とネットワークで接続された部隊運用を可能にする、総合的な戦闘能力が強化された部隊—の構築を求めている。ASB 構想は、特別の敵や領域に焦点を当てたものではなく、我々が挑戦に直面した場合、何処でも、何時でも、そして如何なる手段でもアクセスを可能にすることで、地理上の全ての場所での対応を可能にすることである。

Q : ASB 構想に関する多くの記事が、これに必要なコストに推測している。コストについては、どう考えているか。

A : ある報告書では、国防省が 2023 年まで ASB 構想に 5,245 億ドルの予算を計画していると述べている。そのコストの半分以上の 53%は、統合戦闘機 (JSF) プログラムのコストである。JSF は確かに A2/AD に対抗する能力を増強させるが、これは ASB 構想よりずっと先行しているプログラムで、ASB 構想のコストが突出しているという認識は間違いだ。統合運用に関連した国防支出の特定項目はない。そのような支出項目の新設は無用の混乱を起こすであろう。十分に定義された予算の支出項目には、事業化の範囲を決める特定の想定シナリオが必ず存在している。ASB 構想は、潜在的な状況への対応を可能とする数多くの無数の概念の集合である。ASB 担当部局に課された任務は、A2/AD 環境の中で作戦をする場合に生起する問題に対応する運用構想の作成である。これは、新たな技術が必要とするだけでなく、既存の軍事能力とプログラムを一層有効に活用する解決策も含んでいる。幾つかの新たな能力や技術が必要とするかもしれないが、ASB 構想は、それらの基礎を形成する現在の軍事プログラムに依存している。既存の装備は異なる方法で使用されてもよいが、一方で他のシステムは修正されるか改良される必要があるかもしれない。努力の大部分は、訓練やドクトリンの開発などに焦点が当てられるであろう。ASB 構想は、A2/AD 環境が存続する限り、アメリカと同盟国やパートナー諸国の国益を護るための作戦上のアクセスと決定的な力の投射に必要な能力を、米軍に確実に付与することになる。

Q : A2/AD は様々な兵器で構成されており、「ゲームチェンジャー」になると期待されている。特に、「空母キラー」といわれる、中国の DF-21D 対艦弾道ミサイルやその他の多様なミサイルが含まれており、公海上でアメリカの戦力投射能力に挑戦しようとしている。特にアジア太平洋及びインド太平洋正面におけるこうした挑戦に対しても、どのように対応していくのか。

A : ASB 構想は成熟するにつれ、我々は、総合化され効果的な連合部隊を構築する努力を一層加速するために、同盟国やパートナー諸国と適用可能な各種の要素を共有しつつある。戦闘環境での重要な要素はインターオペラビリティであり、我々は、同盟国やパートナー諸国とのインターオペラビリティを重視していく。我々は、A2/AD の脅威を抑止するか、撃退するための実戦能力において、同盟国の支援を期待している。我々は、A2/AD の脅威に直面して、グローバルコモンズに対する自由なアクセスを確保するために、同盟国と我々の努力を総合化する機会を探し求めていくであろう。

Q : 最新の空母搭載型監視攻撃無人機 (Unmanned Carrier Launched Airborne Surveillance and Strike: UCLASS) プロジェクトについて、空母に搭載された UCLASS は驚くべき能力を持つが、運用段階において UCLASS はどのような役割と任務が可能か。精密誘導兵器やその他の兵器を搭載したステルス能力を持つ UCLASS は、A2/AD バトルネットワークに侵入することができる有力な A2/AD キラーになり得るか。

A : UCLASS が ASB 構想にもたらす最も重要な機能は、A2/AD 環境に耐えることができ、有機的に残存性の高い ISR プラットホームとして空母攻撃部隊及び航空部隊を補完する機能であると考えている。

記事参照 : Air-Sea Battle Defined

<http://nationalinterest.org/commentary/airsea-battle-defined-10045>

3. 外交・国際関係

1月6日「東アジアにおける偶発的紛争要因—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, January 6, 2014)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の Evan N. Resnick 准教授は、1月6日付けの RSIS Commentaries に、“The East Asian Tinderbox: No Rules of the Game?” と題する論説を寄稿し、中国とアメリカの最近の外交、軍事行動が東アジアにおける緊張を高めており、幾つかの要因がこの地域で偶発的紛争の危険を高めているとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 東アジアの地域的緊張は、ここ数週間相当に高いものになった。2013年11月23日に、中国の政府は、東シナ海で防空識別圏 (ADIZ) の設定を発表し、尖閣諸島がその中に含まれていた。1週間後、アメリカのオバマ政権は、北京に事前通知せず2機の非武装の B-52 爆撃機が中国の ADIZ を飛行することを許可した。12月5日、米海軍誘導ミサイル巡洋艦、USS *Cowpens* は、中国海軍空母、「遼寧」に随伴していた中国海軍戦闘艦と衝突しそうになった。過去数週間に生じた事案は、今後も再発し、偶発的紛争の危険が固まると見られる。この不吉な予測は、相互に関連する5つの要因に基づいている。
- (2) 第1の要因は、中国の台頭である。台頭する大国が、隣接する地域に対して、そして多くの場合、隣接地域を遙かに超えて、その影響力と支配を拡大しようとすることによって、自らの安全保障を極限まで高めようとするのは、国際政治における自明の理である。中国の拡張主義的な主権主張と域内諸国にその受け入れを強要する鉄面皮な行為は、この文脈の中で理解しなければならない。
- (3) 第2の要因は、オバマ政権が、「再均衡化」政策の下、東アジアに対するより積極的な政策を打ち出したことである。この政策の下、オバマ政権は、オーストラリア、韓国、フィリピン及びシンガポールへの軍事力展開を強化するとともに、インド、ニュージーランド、インドネシア、マレーシア、ベトナム、カンボジア及びミャンマーを含む、多くの地域パートナーとの防衛関係を強化してきた。また、オバマ政権は、南シナ海の南沙諸島と西沙諸島に関する中国と関係国との間の領有権紛争に対してより強硬な立場をとるとともに、尖閣諸島が日米同盟の適用対象であることを明確に宣言した。アメリカに軍事的に支配されているばかりでなく、アメリカの同盟国と戦略的パートナー諸国に囲まれた地域で、大国に申し上がろうとする中国にとって、例え再均衡化政策がなくても、安全でないと感じるのは当然であろう。再均衡化政策は、中国の不安感を高めるだけであろう。
- (4) 第3に、域内の同盟国に対するアメリカの安全保障コミットメントは、北京に対する同盟国の

立場を強固にし、勇気づけていることである。尖閣諸島を巡る最近の危機は、2012年9月に日本が尖閣諸島の3つ島を「国有化する」と決定したことに端を発している。その間、南シナ海では、フィリピンがこれまでに先例のない国連海洋法条約に基づく国際仲裁裁判所に北京との紛争を提訴することで、中国に対する強い対立姿勢を示した。

- (5) 第4に、東アジアの軍事バランスは圧倒的にアメリカ優位だが、域内における利害のバランスは中国の方が大きいことである。一方、アメリカは、世界でも最強の戦闘部隊を配備することで、東アジアの空域、シーレーンそして宇宙においても支配的地位を維持している。他方で、東アジアにおける外交的対立あるいは領有権紛争は、アメリカと違って域内国である中国にとって、こうした紛争の結果が自国の国家安全保障により密接に関わっているので、アメリカよりはるかに関心が高い。
- (6) 第5に、米中両国は現在まで、相互の地政学的抗争を緩和するのに資する、一連の明示的あるいは暗黙のゲームのルールを作り上げることに成功していないことである。対照的に、冷戦期のアメリカとソ連は、一連の暗黙あるいは明示の相互自製の規範を発展させ、相互抗争が第3次世界大戦にエスカレートすることを抑止した。
- (7) これらの要因は、それぞれ1つの要因が他の要因を一層悪化させるために、特に有害である。例えば、中国の台頭はアメリカに再均衡化を促し、そのことがアメリカの同盟国を大胆にし、この地域のアメリカの軍事能力を強化し、それによって、中国の不安感を煽り、一方で領有権紛争において優位に立とうとする中国の決意を強めさせる。ゲームに関する明確なルールがないために、予測不可能性という要素がこの危険な力学構造に加わることから、状況が一層揮発性の高いものになる。アメリカが長年にわたって支配的であった地域における中国の台頭は、どうしても不安定と緊張を相当程度高めることになる。北京とワシントンの政策決定者は、双方がある種の好ましからざる現実を受け入れない限り、こうした不安定と緊張をともに軽減することはできないであろう。北京の政策決定者は、域内の軍事バランスが引き続き中国にとって不利であり、そしてそのことは、武力の誇示による対抗が引き起こすかもしれないあらゆる戦争で、中国の方が不釣り合いに被害を受けることを意味する、ということを理解しなければならない。同時に、アメリカの政策決定者は、中国の台頭とその敏感な不安感が、この地域におけるアメリカの真の死活的利害を反映した、より慎重であり高圧的でないアメリカのアプローチを必要としていることを理解しなければならない。

記事参照：The East Asian Tinderbox: No Rules of the Game?

<http://www.rsis.edu.sg/publications/Perspective/RSIS0042014.pdf>

1月10日「インド洋における中国の狙いと課題—米豪専門家論評」(Asia Times Online, January 10, 2014)

シドニー大学のJohn Lee准教授と米ハドソン研究所のCharles Horner上席研究員は、1月10日付のWeb紙、Asia Times Onlineに、“China faces barriers in the Indian Ocean”と題する長文の論説を寄稿し、アメリカのアジア戦略における「アジアへの軸足移動 ("pivot")」なる用語はよく知られているが、アメリカ、インド、中国、日本およびオーストラリアが基本的利害を有する海域はインド洋の他になく、西太平洋におけるバランス・オブ・パワーと戦略的に連結された海域として、今やインド洋、特に東インド洋が一種の "pivot" の場となりつつあるとして、そこにおける中国の狙いと課題について、要旨以下のように述べている。

- (1) 特に、東インド洋は中国をグローバル・パワーに押し上げる大戦略プロジェクトにおける主要な構成要素であり、既にこの海域は、大陸国家として海洋国家をも目指す中国の発展戦略において極めて重要な役割を果たしつつある。インド洋は今や世界で最も込み合う貿易ルートである。世界の石油輸送の80%以上（世界全体のエネルギー供給の5分の1に相当）がインド洋を経由する。特に、世界の石油輸送の約40%がホルムズ海峡を経由し、その大部分がインド洋を経て、マラッカ海峡を通峡する。中国は、エネルギー需要の90%を国内資源で賄えるにもかかわらず、現在、所要石油の約半分を輸入に頼っている。ハドソン研究所は、中国の新しい西進政策の一環としての中国の中央アジアへの増大する関与を研究してきた。中国は既にかなり投資しており、陸路のみを通して中国に輸送できるエネルギー供給源の開発を狙って、今後更に投資が増えると思われる。現在の中国の陸路による石油輸入は日量500万バレル前後であり、2030年にはこれが約1,300万バレルに達する。西進政策の一環として、中国は、ビルマ沿岸から雲南省に至るパイプラインを完成させた。このパイプラインは、最大で日量約44万バレルを輸送できる。中国はまた、シベリアから中国北部に日量約62万バレルの輸送能力を持つパイプラインの建設を計画している。更に、中国は、カザフスタンのカスピ海油田から中国西部に日量約40万バレルの輸送能力を持つパイプラインも計画している。これらの大規模な大陸横断プロジェクトが計画通りに進んだ場合ですら、海路で運ばれる石油の重要性は現在より増え、ホルムズ海峡を経由する中国向け石油はこれまでないほどの量になるだろう。
- (2) しかし、インド洋—太平洋回廊は、単にエネルギーだけの問題ではない。インド、中東そしてアジア太平洋を結ぶ、新たな「三角貿易」が登場してきた。その結果、中東、南アジアそしてアジア太平洋を結ぶ貿易ルートは、インド洋を一種の広大な「チョーク・ポイント」としている。従って、もし中国が南シナ海で支配的立場になったとしても、インド洋には中国海軍のリーチが及ばず、中国が実質的な戦略的自由を得る立場に近づくことは難しい。将来的には海洋大国というだけでなく、海軍大国をも目指すという中国の意図を理解するためには、我々は視野を広げてみる必要がある。まず、中国への入り口—あるいは裏口と言ってもいい—としての東インド洋の戦略的重要性を、今一度理解する必要がある。「今一度」というのは、この地域は、第2次世界大戦中、孤立した中国を外から支える上で不可欠の役割を果たしたからである。1940～1945年の太平洋戦争の期間中、中華民国は海から遮断され、その政府は内陸部の重慶にあり、中華民国はアメリカやイギリスから東南アジアの陸地を経由する援蒋ルート、南西回廊に依存していた。
- (3) 中華民国の戦時下の経験は、例え敵が中国の沿岸諸港を占領したとしても、もし中国の「裏口」が開いていれば、政府は内陸深くに根拠地を設け、生き残ることができることを示唆している。新たに生まれた中華人民共和国もこの経験から学んだ。アメリカが一度決断すれば、その海洋パワーが新体制に巨大な破壊をもたらしかねないため、毛沢東の新中国は、かつて中華民国も拠点を求めた地域に素早く戦略的プレゼンスを構築しようとした。特に、新中国は、東南アジアの「民族解放戦争」を積極的に支援し、その結果、新たに樹立される体制が中国の戦略的同盟国になることを期待した。フランスがインドシナ半島を支配するようになってから、中国の主要な裏口の1つが、フランスが建設したベトナムのハイフォン港から雲南省の州都、昆明に至る鉄道であった。フランスは、日本の圧力を受け、この鉄道を閉鎖した。第2次世界大戦直後、中華民国は、ベトナムの同盟者を支援して、この鉄道を支配しようとした。従って、新中国が東南アジアに自らの「革命」の輸出を試みても、それは、伝統的に続いてきた戦略的系譜

の延長といえる。

- (4) 今日、ソ連は消滅したが、インド、中国、日本、インドネシアそしてアメリカのすべての国が、東インド洋に重要な利害を有している。従って、現在は一種のコモンズになっている東インド洋において衝突が起き、それが増加することを予測しておくべきである。インド洋はまた、判然とはしていないが、中国の将来を暗示している点でも重要である。中国の西進政策は、3つの方向に向かっている。最初のルートは、中国の支配する中央アジア、つまり新疆ウイグル自治区から西方のエネルギー資源が豊富なカザフスタン、トルクメニスタンそしてカスピ海沿岸まで西進するルートである。第2のルートは、南西から西に、パキスタンとアフガニスタンを経由して、イランとペルシャ湾の入口に接するパキスタンのバルチスタン州に至るルートである。
- (5) 本稿の主題に最も関係するのは、第3のルートである。このルートは、雲南省から始まり、鉄道と高速道路を使って東南アジアに入り、そして昔のシルクロードの南西部分の整備された道路でバングラデシュにも入り、そこからインド北東部に向かいペルシャに至る。雲南省は、チベット自治区と接しており、この西進政策における最も重要な戦略的軸足 (pivot) となる可能性がある。雲南省と沿岸部に比してはるかに遅れた地域である内陸部諸省は、出現しつつあるインド—太平洋経済回廊に直接結びつけられることを望んでいる。東南アジアは、自然な経済圏—The Greater Mekong Sub-Region (アジア開発銀行の用語) の一部として、西進政策の主要な目標である。この Sub-Region には、雲南省、広西壮族自治区、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーが含まれる。この地域が南西方向に結びつきを強めるにつれ、中国内陸部の一部は、沿海部から離れて、経済的に明るい将来を見据えるようになってきている。雲南省だけでは約 5,000 万人の人口に過ぎないが、広西壮族自治区には 5,000 万人を超える人口がいる。合わせれば、ロシアを除くどのヨーロッパ諸国よりも多くの人口を有する。2009 年 7 月の雲南省への視察旅行の後、当時の胡錦濤国家主席は雲南省政府に対し、The Greater Mekong Sub-Region との経済協力の深化を主導するよう促した。その結果、雲南省は、今や中国における東南アジアとの主要な経済的な架け橋となっている。戦略的に重要な中国西部と南西部が新たな異なった方向を指向し始めたことにより、ベンガル湾とアンダマン海は今や、少なくとも中国の他の省にとっての南シナ海と同じように重要視されるようになってきている。
- (6) このように俯瞰して見れば、東シナ海や南シナ海に見るような海軍力の抗争や領有権紛争が、まだ軍事的抗争もなく、比較的管轄海域を巡る紛争のない、マラッカ海峡より西にも波及することは避けられない。インド洋には多くの国の利害が関わっているが、インド洋は今のところ抗争以前の状態で、その海域は、マラッカ海峡の東に見られるような、ある種の伝統的な敵意とか、あるいは関係当事国の EEZ の複雑な重複状態といったものがない。それ故に、インド洋は、小さな優位が大きな優位の繋がりがかねない海域である。最近の中国の「高圧的な態度」は、日本、韓国、フィリピン、インドネシア、ベトナム、そしてもちろんアメリカの警戒心と敵意を招いている。インド洋はこうした中国の「高圧的な態度」の魅力的な目標となっており、例え中国の南西方面への関心がこの地域の経済的魅力にあるとしても、同時に、それは中国国内の外へ向かおうとする力を強めることになろう。
- (7) アメリカについて見れば、インドのような友好国やオーストラリアのような条約上の同盟国との協力は、太平洋におけるアメリカの同盟国とのそれより、あまり込み入ったものではない。

実際、このような協力は、インド洋の状況が長らく現実的な関心事であった、インド、オーストラリア両国の戦略的な伝統に自然に適合したものであった。しかし、中国の海軍力が増強は、両国にとって新たな現実的な懸念となっている。もし中国の海軍力が実際に世界的な海軍力に変貌を遂げるとすれば、それは、何らかの形で、南シナ海からマラッカ海峡の西へ、そして中東の重要地域にまで達する海域に存在感を誇示しなければならない。しかしながら、アメリカと違って、中国は、機能不全状態のパキスタンを除いて、インド洋地域に真の同盟国も友好国も持っておらず、中国がインド洋を超えて存在感を誇示しようとするならば、そのコストは高いものになる。

記事参照：China faces barriers in the Indian Ocean

<http://www.atimes.com/atimes/China/CHIN-02-100114.html>

1月30日「北東アジア4カ国の戦略的關係、アジアの安全と安定に対する影響—インド専門家論評」(South Asia Analysis Group, January 30, 2014)

インドのシンクタンク、South Asia Analysis GroupのDr. Subhash Kapilaは、1月30日付けの同シンクタンクのHPに、“Asian Security: Impact of the North East Asia Strategic Quadrilateral”と題する論説を掲載し、ロシア、日本、中国そしてアメリカによる北東アジアの戦略的な4カ国関係におけるパワープレーと勢力均衡ほど、アジアの安全と安定に対して影響を及ぼすものはないとして、インド人の視点から要旨以下のように論じている。

- (1) 北東アジアにおけるパワープレーと勢力均衡運動は、戦略的にアジアの4分の1に止まるものではなく、東南アジアや南アジアに、簡潔に表現すれば「インド太平洋アジア (Indo Pacific Asia)」全域に影響を与えている。それはまた、アジア大陸の中核地域全域にも影響を及ぼしている。北東アジアは過去10年、アメリカとロシアという最も支配的な2つの大国から戦略的に無視されてきた。この北東アジアにおける戦略的空白は、世界の2つの支配的な大国から阻止されることなく、中国の急速な軍事的台頭を可能にした。現在では、インド太平洋アジアに及ぶ「中国の脅威」の台頭を促した責任は、1991年のソ連崩壊後唯一の超大国であり世界の警察となったアメリカにある。アメリカは、気前よく中国の経済的台頭に貢献し、それが軍事的台頭を可能にし、中国によってアジア全体の安全保障が危険に晒されるようにしただけでなく、もう一方の正当なアジアの大国として日本やインドの台頭を促すという喫緊の課題を蔑ろにしてきた。
- (2) 中国は、自らの並外れた軍事力を「ハード・パワー」として用いるのに十分だと感じており、最初は南シナ海でベトナムやフィリピンに対して、そして今や東シナ海で日本に対して用いてきた。南シナ海も東シナ海も、中国が紛争をエスカレートさせた結果、今やグローバルな「発火点」の1つとなってきた。同時に、中国は、インドの腰の引けた戦略的対応にも助けられ、インドとチベットの国境においても「ハード・パワー」を誇示し始めた。北東アジアにおける中国の軍事的台頭とその戦略的影響力の広がり、そしてその威嚇的誇示に対抗して、2009年にはアメリカがアジアへの戦略的な「軸足移動」を打ち出し、2012年にはロシアもその戦略的軸足をアジア太平洋に移すようになった。両国とも、アジア太平洋における中国の抑制のない軍事的冒険主義を阻止することを暗に目標としている。今日、東アジアの戦略環境は複雑で挑戦的である。ロシア、日本及びアメリカは、中国の過剰な威圧的姿勢に対応するため、その戦略的態勢を再評価し、再構築しようとしている。その中国は、超大国として台頭すること一

点だけに固執し、米中間の新しい2国間のグローバルな戦略枠組みを構築しようとしており、残念なことに、アメリカは渋々これを是認してきた。

- (3) 最近の日本は、東シナ海の領有権紛争を口実とした、中国による軍事的瀬戸際外交、威嚇そして挑発的な行動に断続的に直面している。こうした行動の背景には、日本に戦略的な後退を強いるとともに、北東アジアそしてアジア全体で中国の真の競争相手としての日本のイメージを損なおうとする、中国の思惑がある。日本は長年にわたって、中国の急激な軍事的台頭とその日本の安全保障に及ぼす影響について深刻に懸念してきた。特に、日本が軍事的に懸念しているのは、強力な中国海軍の登場によって日本の海洋における生命線が脅かされていることである。中国の脅威に対する日本の対応は3段階である。日本は現在、特に海、空軍力の実質的な強化を進めている。日本は、その軍事力を南方へ再配備している。更に、日本の国家安全保障機構は強化され、より統合された機能を持つ新しい機構が整備された。北東アジアの戦略的なパワープレーにおいて注目すべきは、日本が、日米同盟関係を自国の安全保障の要としながらも、独自の自立的な防衛能力の構築を目指していることである。このことは恐らく、日本が中国と対決しなければならなくなった時における、アメリカの来援に対する信頼感に疑念が生じていることの反映と見られる。
- (4) 2つの重要な出来事が、超大国の地位を達成しようとする中国の動きを牽制する、アメリカの軍事的信憑性に影を落としている。1つは、アメリカの中国に対する戦略的な宥和政策で、他のアジア諸国の首都では、これがアメリカの中国に対する卑屈な追従のように見える。2つ目は、中国が軍事的に優勢なアメリカとの戦略的、軍事的な力の差を益々縮めつつある結果、例えばアメリカが中国と対決する政治的な意志を持っていたとしても、アメリカの中国に対する抑止力が低減しつつあることだ。アメリカのアジアへの戦略的な「軸足移動」は、米議会の対応如何に左右される人質となっており、それ故、アジア諸国の首都では、その信憑性は大幅に低下している。
- (5) 最後に、北東アジアの4カ国のパワープレーを戦略的な利害得失の観点から見れば、中国もアメリカも大いなる敗者になるであろう。中国は、アジアの隣国に対する「ハード・パワー」戦略への転換がアジア各国による反中国対抗網の形成をもたらしたことから、最大の敗者になりつつある。中国は今日、戦略的に孤立している。アメリカも、「対中ヘッジ戦略」を継続しているが、アジア諸国の首都では、それは結局、戦略的に衰退する超大国として、アジアで「戦略的に凶暴（'strategically berserk'）」になりつつある中国に対抗するための必要なパワーを提供できない、アメリカの「対中宥和政策」の裏返しに等しいと見なされ、2番目の戦略的敗者となっている。今後数年間、北東アジアの4カ国の戦略的なパワープレーがどんなパターンになろうとも、確かなことは、戦略的パターンの結果はアジアの安全保障全体に重大な影響を与えるであろうということである。既に2つの変化が明確になってきている。1つは、中国が南シナ海の領有権紛争をエスカレートさせたことによって生まれたアジアにおける反中国対抗網の形成であり、もう1つは、日印の戦略的なグローバル・パートナーシップの強化である。

記事参照：Asian Security: Impact of the North East Asia Strategic Quadrilateral

<http://www.southasiaanalysis.org/node/1448>

2月5日「米国務次官補、中国に『9段線』の根拠明示を要求」(VOA News, February 6, 2014)

米国務省のラッセル東アジア太平洋問題担当次官補は2月5日、下院外交委員会アジア太平洋問題

小委員会で証言し、中国が南シナ海における領有権主張の論拠とする「9段線」について、その根拠を明らかにすべし、と要求した。中国の「9段線」主張は、南シナ海のほぼ全域をカバーするもので、その内側の水域を歴史的な水域と見なしている。ラッセル次官補は証言で、領有権主張に当たって「9段線」を論拠するには、沿岸線や島嶼といった、陸地を由来としなければならないと指摘した上で、「陸地を由来としない中国の如何なる海洋領有権主張も、国際法に反するものとなる。中国は、その根拠を明示するか、あるいは海洋に関する国際法規に準拠したものに修正することによって、国際法規に対する遵法精神を示すことができるであろう」と強調した。ラッセル次官補はまた、中国が、隣国の抗議を無視して、南シナ海への管轄権を次第に強化しようとしていることに対して、「深刻な憂慮」を表明した。ラッセル次官補は、最近の幾つかの事例について、「これらには、スカボロー礁に対するアクセス拒否、セカンド・トーマス礁（仁愛礁）におけるフィリピンの長年にわたるプレゼンスに対する圧力、更には南シナ海における係争海域を含む海域における最近の漁業規制などがある。我々の見解では、かかる行為は域内の緊張を激化するとともに、中国の長期戦略目標に対する疑念を高めてきた」と指摘した。更に、ラッセル次官補は、中国が東シナ海に設定した防空識別圏（ADIZ）についても、アメリカの懸念を改めて表明した。

記事参照：US Official Asks China to Clarify or Adjust Sea Claims

<http://www.voanews.com/content/us-official-to-china-clarify-or-adjust-south-china-sea-claims/1845502.html>

See : Testimony of Daniel Russel, Assistant Secretary of State, Bureau of East Asian and Pacific Affairs, U.S. Department of State, Before the House Committee on Foreign Affairs Subcommittee on Asia and the Pacific, Wednesday, February 5, 2014
<http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache:http://docs.house.gov/meetings/FA/FA05/20140205/101715/HHRG-113-FA05-Wstate-RusselD-20140205.pdf>

【関連記事】

「南シナ海問題に対するアメリカの立場—米専門家論評」（Brookings Institution, February 6, 2014）

米シンクタンク、Brookings Institution のバーダー（Jeffrey A. Bader）上席研究員は、2月6日付けの、“The U.S. and China's Nine-Dash Line: Ending the Ambiguity” と題する論説で、ラッセル東アジア太平洋問題担当国務次官補が2月5日の下院外交委員会アジア太平洋問題小委員会での証言で、中国が南シナ海において主張する「9段線」の根拠を明らかにすべしと要求したことに関連して、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海の140万平方マイルに及ぶ海域内には、数百の島嶼、暗礁及び環礁があるが、そのほとんどは無人島かあるいは人間の居住に適さない。中国は、国民党政権時代からの「9段線」（注：当時はトンキン湾の2段線を含む、「11段線」）を継承し、その線内にこれらを含め、これらに対する主権と線内の水域に対する管轄権を主張している。中国は、国連海洋法条約の規定に反して、主権を有する陸地を由来としないで、南シナ海に対する管轄権を主張している。このような形で特定水域に対する管轄権を付与する条約の規定などはない。南シナ海における管轄権は、それらが特定の居住可能な島嶼に由来しなければ、無効である。ラッセル次官補の証言は、この点を明確にした。既に、2010年7月にハノイで、当時のクリントン国務長官はこの点を明確にしている。クリントン長官は、航行の自由や通商の自由に対する尊重、領有権

紛争の平和的解決などに言及した上で、特定の水域に対する管轄権の要求は正当な主権を有する陸地に由来するものでなければならない、と強調した。

- (2) 南シナ海はアメリカにとって複雑な問題である。アメリカは南シナ海で領有権を主張しておらず、また、領有権主張国のいずれの側にも与みしていないし、そうすべきでもない。如何なる国も、域内のアメリカの艦艇や部隊などを脅かす、戦力の投射ための効果的な手段を南シナ海の島嶼に確立することはできないであろう。南シナ海には相当量の石油と天然ガスがあると見られているが、それらは当面、商業化が期待できない。しかし、アメリカは、南シナ海に重要な利益を持っている。それらは、以下のものである。
 - a. 航行の自由を保証。世界の石油タンカーの 50% が通航する国際通商路であり、米海軍艦艇が国際法に従って展開し、行動している。
 - b. 領土主権あるいは海洋管轄権に関する紛争解決のための武力の行使あるいは威圧の阻止。
 - c. こうした係争問題を解決するに当たっての国際法規の遵守を奨励。
 - d. アメリカを含む全ての国が、各国の EEZ 以外の海域において鉱物資源や漁業資源を開発、利用する正当な権利を有していることを保証。
 - e. アメリカの同盟国、フィリピンに対する武力による威嚇あるいは行使を阻止。
 - f. 大国だけでなく、全ての国の権利尊重を保証。
- (3) アメリカは、中国が武力による威嚇を通じてこの地域に対する支配を確立するのは望んでいないが、同時に、南シナ海を米中対決の場にするということにも関心を持っていない。中国の要求に対する正面からの挑戦は、それが国際規範とアメリカの原則に依拠するものでなければ、アメリカの意図に対する中国の熱狂的なナショナリズムを刺激するとともに、域内における中国のより高圧的な行動を誘発し、その結果、アメリカの効果的な対応がないまま、他の領有権主張国に犠牲を強いることになりかねない。他方、アメリカの受け身の対応は、上述の利益を損なうとともに、他の領有権主張国から見れば、アメリカが自らの利益と原則を放棄しているように見え、その結果、オバマ政権のアジアへの「再均衡化」も見せ掛けに過ぎないと受け止められ、域内におけるアメリカの存在感と影響力に対する尊厳を大きく傷つけることになる。ラッセル次官補とオバマ政権は、「9 段線」を明確に拒否することで、一線を画した。これによって、アメリカは、それが単に中国の主張であるという理由ではなく、アメリカの拒否が国際法規と原則に依拠したものであることを明確にした。南シナ海に対するアメリカのアプローチが国際法規と原則に依拠している限り、アメリカは、自らの目的を達成し、他の領有権主張国の立場を強化し、更には主権問題を巡って中国と対決しようとしているとの印象を避けることができるのである。
- (4) アメリカは他に何ができるか、あるいは何をすべきか。例えば、
 - a. アメリカは、そのアプローチが一方的なものであると見なされないために、他の領有権主張国に加えて、シンガポールやタイなどの他の ASEAN 諸国に対して、国際法規に準拠して、中国の「9 段線」主張を拒否していることを明確にすべきである。
 - b. アメリカは、「9 段線」に対する立場を明確にできるかどうか、台湾と協議すべきである。
 - c. アメリカは、中国と ASEAN 諸国との「行動規範 (a Code of Conduct)」をめぐる交渉を引き続き重視すべきである。
 - d. アメリカは、南シナ海に防空識別圏 (ADIZ) を新たに設定しないよう、中国に要求すべきである。

- e. アメリカは、主権問題を棚上げした上で、鉱物資源と漁獲資源の開発について、民間会社間の合弁事業の活用を含め、全ての領有権主張国との間で可能な合意を目指して議論するべきである。
- f. 議会上院は、国連海洋法条約への加盟を承認すべきである。加盟承認によって、アメリカは、南シナ海の将来に関する諸決定に、より積極的かつ効果的に参加するための法的及び道義的立場を確保できるであろう。

記事参照：The U.S. and China's Nine-Dash Line: Ending the Ambiguity

<http://www.brookings.edu/research/opinions/2014/02/06-us-china-nine-dash-line-bader>

2月18日「日米同盟の強さ、中国と東アジアとの関係の行方を左右—フォース米下院軍事委員会小委員長」(The Diplomat, February 18, 2014)

米下院軍事委員会シーパワー・戦力投射小委員会のフォース (J. Randy Forbes) 小委員長 (共和党) は、2月18日付けの Web 誌、The Diplomat に、“Stand With Our Ally in Tokyo” と題する論説を寄稿し、日米同盟の強さが今後 10 年の中国と東アジア諸国との関係の行方を大きく左右する、日米は協力して中国に対抗すべきであるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 日米同盟は、この 70 年間、アジアにおける平和の要石 (the cornerstone of peace in Asia) であったが、今日ほどそれが重要になったことはなかった。今日、アジアが国際関係の中で新たな重要性を高めるにつれ、日米同盟は、域内の安全保障構造を構築する上で、重要な役割を担っている。より具体的に言えば、日米同盟の強さが今後 10 年の中国と東アジア諸国との関係の行方を大きく左右するであろうということである。2013 年 11 月に中国が発表した東シナ海における「防空識別圏 (ADIZ)」は、日米同盟の、そしてより広い意味では、この地域に対するコミットメントを維持するアメリカの意志の強靱さに対する一種のテストであった。北京は 2010 年以來、アメリカとその同盟国に対して執拗に挑戦するために、一貫して高圧的な威嚇政策をとってきた。
- (2) 中国の高圧的な威嚇政策の事例の中で、日本の南西の島嶼を巡る事例が最も深刻なものである。中国による日本の領空と領海に対する侵犯は近年異常に増大し、誤算による紛争の可能性を高めている。尖閣諸島は日本の施政下にあり、現状を変更しようとする一方的な試みは、日米安保条約第 5 条の規定の適用事案である。一部のアメリカの傍観者は、アメリカが東シナ海における「小さな岩礁」の防衛をコミットする必要はないと主張する。彼らは、北京の高圧姿勢に屈するか、あるいは島を分割すれば、問題を解決することができるという。しかしながら、ここにおける問題は、海洋における管轄権や領空ではなく、アメリカが第 2 次世界大戦後、アジアで確立し維持してきた法的規範に基づく一連の諸原則である。今日、これら諸原則に対する中国の挑戦を放置し、それらが蔑ろにされることを容認するならば、北京は一層強固に出て、明日には、「航行の自由」や「紛争の平和的解決」に対するコミットメントは、かつてアジアに秩序があった時代の「フレーズ」と言われるようになってしまうであろう。
- (3) 米中関係が平和的競争関係であるためには、中国に対して東アジアの法的規範に基づく秩序に従った政策決定を促す、強固な日米関係が必要である。世界の多くの民主国家が防衛費を削減している中で、日本が防衛費を増額し、しかも離島防衛のために海域の管理、機動力及び ISR といった必要な能力を強化しようとしていることは、賞賛に値する。加えて最近の国家安全保

- 障会議の設置などと併せ、日本は東北アジアの安定の錨としての役割を果たそうとしている。東京は地域安全保障への将来の貢献について論議を高めており、将来的に同盟における等分の責任分担を担うことができる、より「普通の (“normal”）」国、日本への努力を歓迎する。
- (4) 中国の接近拒否・領域拒否能力の強化に対応していくためには、ワシントンは、新たな戦略概念と技術でアジア太平洋における防衛態勢を強化する必要がある。
- a. 第1に、紛争状況下で米軍部隊をより効果的に運用できるようにするために、AirSea Battleのような新しいドクトリンと運用概念が必要である。また、中国軍の接近介入阻止戦略に対抗するために、現有能力を如何に多様な方法で運用できるかを創造的に考える必要がある。
 - b. 第2に、潜水艦、水陸両用戦能力そして特に一連の戦力投射システムといったプラットホームに投資しなければならない。更に、誘導弾の発展に見合った新世代の弾薬にも投資する必要がある。
 - c. 最後に、アメリカがゲームチェンジャーとなり得る革新的技術における優位を維持し続けるために、電磁波、指向性エネルギー、極超音波そして電子戦といった技術分野を育成する必要がある。
- (5) 日米が中国軍の近代化努力に対抗する最良の方法は、中国の恒常的弱点の幾つかに対する比較優位を共同で高められる分野を見出すことである。日米同盟は、中国軍の戦略に新たな負荷を課すとともに、時間をかけて力の均衡を有利な方向に変えていくための分野を見出すことができる。その1つの分野が対潜水艦戦 (ASW) 能力であることは明白である。ワシントンと東京は、まだ初期の段階にある中国のASW能力に対して、質的優位を維持している。潜水艦隊の拡充、新しいソナー技術そして無人潜航艇などによって水中での競争に投資すれば、中国はそれに対抗するために、防衛的なASW能力により多くの時間と資源を投資しなければならないだろう。このような競争戦略は、今後十年間の日米同盟の防衛計画の枠組となるべきである。
- (6) 更に、北京の様々な威嚇行為に対して、ワシントンは、現在よりも包括的な東アジアに対する国家戦略の策定を含め、大きな政策調整が必要である。そのため、最近 (1月16日付け)、私 (フォーブス小委員長) は超党派で、スーザン・ライス国家安全保障問題担当大統領補佐官への書簡*で、「東アジア戦略評価 (East Asia Strategy Review)」を実施するよう要請した。(再評価に当たっては) 単に目的の詳細なリストを羅列するだけでは十分でなく、目標とそこに至るための手段の適切な組み合わせを決めなければならない。現在のところ政府は再評価に躊躇しているが、議会やシンクタンクの研究者の間では支持が増えている。
- (7) 最後に、日米両国は、東アジア地域のアメリカの同盟国とパートナー諸国の間に、信頼と協力を一層高める方法を見出さなければならない。友好国を作り、その関係を維持することがかつてないほど重要になっている。このため、安定した同盟の管理と一体化は、今後の主要な外交的、戦略的任務である。日韓関係に外交的関心を払うとともに、日米両国は、例えばフィリピンなどとの3カ国間協力を進めることも検討すべきである。自己主張の強い中国の台頭がもたらす挑戦は日米同盟を再活性化させる触媒となり、東京に重要な国家安全保障に関する改革を促し、他方でワシントンに長期にわたる東アジアへのコミットメントに関する根強い疑問に対応するよう促すことになるだろう。活力ある日米同盟は、アジア太平洋地域の将来的な安定と繁栄を保持する最も確実な方法であることは明らかである。私は、議会がこの重大な努力を懲返し、支援する方法を見出すことを期待している。

記事参照 : Stand With Our Ally in Tokyo

<http://thediplomat.com/2014/02/stand-with-our-ally-in-tokyo/>

備考* : See, Forbes: Omnibus Directive for Asia Strategy Review Strengthens U.S. National Security

<http://forbes.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=367011>

3月5日「小国であっても中国の拡張主義的行動に屈するな—RSIS 研究員論評」(The Diplomat, March 5, 2014)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の Nah Liang Tuang 准研究員は、3月5日付けの RSIS Commentaries に、“China’s Maritime Expansion: Exploiting Regional Weakness?”と題する論説を寄稿し、ベトナムやマレーシアのような小国であっても、中国の南シナ海における拡張主義的行動に、膝を屈するべきでないとして、要旨以下のように論じている。

(1) 最近の中国海軍の周辺海域への行動は、この地域の海洋の支配を既成事実化する試みであった。

2014年1月、駆逐艦2隻、ドック型揚陸艦1隻そしておそらく潜水艦からなる中国の艦隊は、海南島の基地を出航し、ベトナムが領有権を主張する西沙諸島周辺海域を哨戒し、マレーシアが領有権を主張するジェームズ礁（曾母暗礁）沖で1月26日に艦上で北京の領有権を確認する式典を催し、その後2月3日には西太平洋で実弾射撃演習を行い、2月11日に中国に帰港した。この3週間に亘る航海の意義は、中国海軍が外洋海軍としての作戦能力を示し、ベトナムやマレーシアのような沿海諸国に対して、係争中の南沙諸島や西沙諸島における中国の領有権を確実にする実力と政治的意志があるというメッセージを送ったことである。ベトナムとマレーシアが領有権を海域への中国海軍のこうした戦略投射能力の誇示に対して、ハノイの沈黙とクアラルンプールの黙認は、南シナ海の大部分をカバーする北京の「9段線」を実証する、中国の漸進的な領域侵犯を暗黙裏に受け入れることを意味する。マレーシアの国防相は、「大国のこのような行動に直面した時、我々は、自らの能力について現実的でなければならない」と語った。しかし、ベトナムやマレーシアのような領有権主張国が敗北主義的態度をとらなければならない程、実際の海軍力バランスが北京有利に傾いているのか。南シナ海沿岸国の海軍力強化計画を子細に眺めれば、そこには見た目以上の開きがある。

(2) ベトナムに関しては、200カイリ EEZ を哨戒し、南沙諸島の占拠島嶼を護るに十分な能力を持つ、比較的新しい26隻の艦艇を保有している。しかし、修理、訓練そして展開というサイクルを考えれば、外国の侵入に対処するために同時に哨戒任務に展開できる艦艇は8ないし9隻に過ぎない。これではベトナムの長い海岸線と EEZ の哨戒には不十分だが、2016年までに4隻の潜水艦（既に2隻は就役）、近い将来、更に2隻のフリゲート（現在2隻が就役）、就役中の9隻に加えて更に6隻のコルベットを受領することになっており、そして現在1隻の哨戒艇が建造中である。これらが数年の内に就役すれば、ハノイは海軍部隊を13隻増強し、合計39隻とすることができる。これにより、年間を通じ13隻の艦艇や潜水艦をもって効果的な海上における抑止戦力を維持でき、ベトナム海軍の戦力は約50%増強されることになる。マレーシアにも似たような限界がある。EEZ と係争中の海域を哨戒する能力のある近代的な艦艇と潜水艦をわずか30隻しか保有していない。修理、訓練そして展開のサイクルを適用すると、クアラルンプールは現状では10隻による常続的な哨戒活動を維持できるだけである。マレ

ーシアは、フランスから6隻の沿岸戦闘艦を取得する計画で、1番艦は2018年に配備される予定である。クアラルンプールは近い将来、実質20%の戦力強化によって、常続的な海上における抑止戦力を10隻から12隻に増やすことができよう。

- (3) ベトナム、マレーシアの近い将来における艦艇や潜水艦の取得計画に基づく勢力増強を考えると、最近の中国海軍の周辺海域への行動は、実際にベトナムあるいはマレーシアの海洋安全保障能力の脆弱な隙間を突いたものであった。ベトナムとマレーシアの海軍力が向上し、中国の海上における拡張主義に効果的に対応できるようになる前の2年あるいは4年の間に、中国海軍が、南沙諸島の未占拠島嶼に新たに建造物を作ったり、係争海域において軍事プレゼンスを強化したり、あるいは南沙諸島の島嶼、岩礁、環礁などの周辺に主権を誇示する標識を設置したりすることは、十分あり得る。従って、南沙諸島海域における北京が事実上の覇権は、ハノイやクアラルンプールの海洋安全保障を浸食し、両国の正当なEEZの大部分は失われることになるだろう。ベトナムやマレーシアは、計画中の海軍建設計画が完成するまでに、中国海軍の地域の支配に屈する必要はない。ハノイとクアラルンプールは、いかなる冒険主義に対してもこれをチェックする暫定的な方策がある。例えば、両国海軍は、修理、訓練そして展開というサイクルを短縮して、哨戒活動期間を増やしたり、EEZの哨戒に沿岸警備隊の巡視船を利用したりすることができよう。更に、航空機による海洋監視活動を強化することもできよう。小国でも、中国に屈服してはならない。「護ることができなければ、保有してはならない」というリアリズムの含意からすれば、必要な手段によって裏付けられた領域防衛の意思があれば、海軍力のバランスが安定するまでの間でも、北京を思い止まらせることになるかもしれない。

記事参照：China's Maritime Expansion: Exploiting Regional Weakness?

<http://thediplomat.com/2014/03/chinas-maritime-expansion-exploiting-regional-weakness/>

3月18日「ASEANは南シナ海問題で中国に対抗できるか—セイヤー論評」(Yale Global, March 18, 2014)

オーストラリアのThe University of New South Walesのセイヤー(Carlyle A. Thayer)名誉教授は、3月18日付けのWeb誌、Yale Globalに、“Can ASEAN Respond to the Chinese Challenge?”と題する論説を掲載し、ASEANが南シナ海問題で中国に対抗できるかということについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海における「行動宣言(DOC)」の履行に関する作業部会の会合が2013年9月に中国で開催され、「行動規範(COC)」に関する予備的協議が初めて行われた。DOCの履行とCOCに関する協議が平行に進行しているが、中国は、DOCの履行を優先するよう主張している。一方、ASEANは、COCに関する協議を作業部会から高官レベルに引き上げて、DOCの履行とCOCに関する協議を別々に進めることを望んでおり、COCに関する早期の成果を求めている。ASEANは、COCに法的拘束力を持たせようとしている。
- (2) ASEANは、中国とのCOCに関する協議において、少なくとも2つの問題に直面している。1つは、DOCが、紛争を拗らせたり、エスカレートさせたり、そして域内の平和と安定に影響を及ぼしたりするような行動を自制するよう、関係当事国に求めているにも関わらず、例えば、ADIZの設定、海南省政府の外国漁船に対する操業規制など、中国は、一方的な行動によって

自国に有利なように現状を変更し続けていることである。2つ目の問題は、法的拘束力を持つCOCに関する合意を実現するに当たって、ASEANは、中国との交渉で、結束を維持しなければならないことである。南シナ海問題を巡るASEANの上辺だけの外交的結束の下で、COCをどのように実現するかについては、ASEAN各国は分裂したままである。

- (3) 南シナ海に領有権を主張するASEANの4カ国は、それぞれ見解を異にしている。例えば、フィリピンは、他の加盟国に事前協議することなく、単独で法的権利を確定するよう仲裁裁判所に提訴した。中国は、他のASEAN加盟国にフィリピンに同調しないよう積極的に働きかけている。ベトナムとマレーシアは、静観の態度をとっているように見えるが、フィリピンに同調するかどうかについては賛否が分かれている。ベトナムは、西沙諸島に主権を主張しており、これをCOC適用の地理的範囲に含めることを望んでいる。ASEANの他のメンバーは、西沙諸島については北京とハノイの2国間問題と見ている。フィリピンとは対照的に、ベトナムは、南シナ海問題が中国との全般的な関係に影響を及ぼさないよう努力してきた。マレーシアとブルネイは、南シナ海問題については、慎重に低姿勢を続けている。フィリピンは、南シナ海問題に最も深い関係を持つ国の間でコンセンサスを構築するため、2月18日に最初のASEAN領有主張国作業部会を主催した。ブルネイは参加せず、ASEANコンセンサス構築に打撃となった。1つの前向きな側面は、マレーシアが以前より積極的な役割を演じ始めたということである。
- (4) ASEANと中国の協議再開に対して、アメリカは、中国に対して、国際法規に基づいて海洋における領有権を主張するよう強く求めることで、より積極的な役割を演じた。中国に対して、地域安全保障を漸進的に浸食する一方的な行動を中止するよう要求することについては、ASEANの中心的なメンバーは、以前より結束しているようである。一方、中国は既に早期の解決を期待してはならないと警告している。全人代において王毅外相は南シナ海の対立に関して「中国は対等の立場に立った協議と交渉と歴史的事実と国際法を重視した平和的手段による適切な取り扱いを望んでいる。この中国の立場は変わることはない」と発言した。これに加えて「中国は小さな国々を決して恫喝することはないが、その一方で小さな国々から出される理不尽な要求を受け入れることもない」と発言した。

記事参照：Can ASEAN Respond to the Chinese Challenge?

<http://yaleglobal.yale.edu/content/can-asean-respond-chinese-challenge>

3月21日「南シナ海の緊張激化、中国の『小刻みな』島嶼浸食戦略—インド人専門家論評」(RSIS Commentaries, March 21, 2014)

インドのThe Observer Research Foundation (ORF)のDarshana M. Baruah 研究員は、シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS)のKoh Swee Lean Collin 客員研究員は、3月21日付けRSIS Commentariesに、“South China Sea: Beijing’s ‘Salami Slicing’ Strategy”と題する論説を寄稿し、南シナ海では領有権紛争当事国間での緊張が高まっており、その主たる要因は中国の「小刻みな (‘Salami Slicing’)」島嶼占拠戦略にあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海における最近のSecond Thomas Shoal (中国名：仁愛礁、フィリピン名：アユンギン礁)での出来事は、係争中の島嶼や環礁を小刻みに浸食していく、北京の「サラミ・スライス (‘Salami Slicing’)」戦略の新しい事例である。中国海警局の巡視船は3月9日、Second Thomas Shoalに着底したフィリピン海軍のBRP *Sierra Madre* (以前の米海軍戦車揚陸艦で、

15年前から着底させて少数の海兵隊員を乗せた警備拠点として利用)に補給品を届けようとした2隻のフィリピン軍船舶を阻止した。フィピン名、アユンギン礁 (Ayungin Shoal) はマニラのEEZ内にあるが、中国は領有権を主張している。中国は、「9段線」によって南シナ海の大部分に領有権を主張している。この行動に対して、フィリピン外務省は、「アユンギン礁は、フィリピンの大陸棚の一部であり、従って、フィリピンは他国の許可なしにこの海域で主権的権利と管轄権を行使する権利を有する」と抗議した。また、ワシントンも中国の行動を非難した。中国外交部広報官は、仁愛礁 (中国名) を含む南沙諸島とその周辺海域に対する中国の主権を改めて強調した。

- (2) 北京の挑発的な行動は、南シナ海におけるより大きな戦略、即ち、領有権を争う小国を脅して服従をさせるのに十分だが、重大な結果を招来しかねない実際の武力の行使には及ばないという戦略の一環をなすように思われる。至らないではなく以外の深刻な結果があるいかなる武力行使もしない。Robert Haddick の用語*を借りれば、「小刻みな (‘Salami Slicing’)」島嶼占拠戦略であり、この戦略は、「漸進的な小さな行動の積み重ね (そのいずれも武力紛争の原因にはならないが、時間の経過とともに大きな戦略的な現状変更をもたらす)」であり、北京は、これを追求しているようである。中国は、南シナ海の島嶼や環礁を漸進的に支配することで、南シナ海におけるプレゼンスとその領有権を強化しつつある。北京は、国連海洋法条約 (UNCLOS) を遵守せず、マニラの仲裁裁判所への提訴を拒否した。例えワシントンがこの地域の出来事に懸念を高めても、アメリカ自らが UNCLOS に未加盟であり、自国の国益に関わることでしばしば国際法規やルールに従わないと見られており、従って北京の国際法規の拒否に対して大きなことが言えない。それ故に、中国とワシントンの同盟国の1つが実際に軍事衝突を起こすまで、どの国も、北京の「小刻みな」島嶼占拠戦略を制することができない。実際、中国は、強大国のように振る舞い始めた。
- (3) 南シナ海の領有権紛争の当事国の多くは中国の行動を懸念しているが、ASEAN 加盟国は、北京との経済的結び付きが強く、領有権紛争については見解が分かれている。中国は、ベトナムやマレーシアなどとの関係修復を試みているが、ワシントンの同盟国である、フィリピンや日本には攻勢を強めている。北京の「小刻みな」島嶼占拠戦略が加速されるにつれ、ASEAN が団結して、強大な隣国に立ち向かうことが一層重要になる。領有権紛争が近い将来、解決される見込みはないが、全ての当事国は、誤算と軍事衝突を避けるため、法的拘束力を持つ、「行動規範 (COC)」の実現を目指していかなければならない。

記事参照 : South China Sea: Beijing’s ‘Salami Slicing’ Strategy

<http://www.rsis.edu.sg/publications/Perspective/RSIS0542014.pdf>

Note* : Robert Haddick, “Salami Slicing in South China Sea,” Foreign Policy, August 3, 2012

http://www.foreignpolicy.com/articles/2012/08/03/salami_slicing_in_the_south_china_sea

3月26日「アジアは自らのクリミア化を防げるか?—CSIS 専門家論評」(CSIS HP, March 26, 2014)

アメリカの戦略国際問題研究所 (CSIS) の Bonnie S. Glaser 上席バイザーと Ely Ratner 上席研究員は、CSIS の HP に、“Can Asia prevent its own Crimea?”と題する論説を掲載し、アジア諸国が中

国の南シナ海における領有権主張に明確な強い反論をしないことに警鐘を鳴らし、ルールに則るといふ基本的な統治システムをアジアにおいて構築する必要があるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 世界がウクライナ情勢に懸念を持っているが、ユーラシアのもう1つの大国が現在のような政策を継続するのであれば、アジアも同じような状況に陥る危険性があると、ロックリア米太平洋軍司令官は警鐘を鳴らしている。2009年以降、中国は南シナ海において、フィリピン政府当局が「じわじわと忍び寄る侵出 (a “creeping invasion”）」と名付けたような行為をとってきた。ロシアのクリミア併合ほど劇的ではないが、北京は、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ブルネイそしてフィリピンの沿岸域にまで及ぶ「9段線」で囲まれた広範囲な海域の領有権の主張を、これら近隣諸国に対して高圧的に押し進め、その過程で島嶼や岩礁、海底資源などを奪い取ってきた。北京は、海上と海中における主権の既成事実化を進めるために、海洋法令執行機関の海洋監視船や海軍の艦艇を派遣し、南シナ海における中国以外の外国漁船やエネルギー開発会社に対して継続的な嫌がらせや脅迫めいた行動をとってきた。3月初め、中国海警の監視船が、現在フィリピンが実効支配する Second Thomas Shoal (中国名：仁愛礁、フィリピン名：アユンギン礁) に駐在する同国海兵隊への物資輸送に対する妨害行為を行ったが、このような事態が続けば、武力衝突の危険性が現実味を帯びるであろう。しかし、アジア太平洋における主権争いと、5,000 マイル以上も離れた東欧の出来事との違いを見れば、アジアでは、武力行使や威嚇によらない、国際法規に従い、外交によって平和裏に問題解決を図るといふ希望が残っている。
- (2) 他国を凌ぐ中国の急激な軍拡ペースによって、また17年間に及ぶ中国との2国間外交の失敗によって、中国による違法な占領行為の続くスカボロー礁に対するフィリピンに残された手段は、2013年1月に中国を国連海洋法条約に基づき仲裁裁判所に提訴することであった。この提訴においてフィリピン当局は、悪名高き「9段線」を含めた中国のあらゆる主張が国際法的にも、また慣例によっても何ら意味を成さないことを詳述している。専門家によれば、この仲裁裁判の結果は2015年の半ばから終わりまでに出るであろう。いずれにせよ、この裁判は、アジア太平洋諸国にとって、そして国際社会にとっても、法や規則に則った世界に生きるのか、あるいは暴力が勝る世界に生きるのかを決める機会となるものである。
- (3) しかし、ここで問題なのは、多くの国々が、中国の非遵法姿勢を表立って非難することに消極的だということである。それだけでなく、中国は、仲裁裁判には手続き上の瑕疵があるなどと主張することで、裁判そのものの妥当性をも損なおうとしている。しかしながら、中国の仲裁拒否の姿勢は同裁判の進行を妨げるものではなく、中国は仲裁裁判所の決定には従わなければならない、従わないことは明確な国際法違反となる。もしフィリピンと同様に中国と海洋主権を争う他の国々が仲裁裁判所に提訴するのであれば、中国にとってその代価は高くつき、北京は現在のような仲裁裁判所に対する拒絶姿勢を改めざるを得なくなるかもしれない。場合によっては、裁判に参加して「9段線」の正当性を主張するといった作戦に打って出るかもしれない。
- (4) とは言うものの、中国への経済依存度が年々増している周辺諸国が、中国に表立って対抗できないのも理解できる。フィリピンのケースのように、中国相手に提訴して同国の怒りを買うことに一体何の得があるのか、という問題があるからだ。しかし、中国の高圧的な姿勢を黙認するという選択も、中国相手には負けの戦略となる。何故なら、中国は、強制権や罰則のない自己に不利な決定には絶対に従わないからだ。そして、中国のそのような態度は、さらに地域の

不安定を招き、平和的な問題解決の道を遠ざけてしまうであろう。国際社会において建設的で積極的な役割を演じたいという中国の意思が疑問視されるようになれば、その悪影響は他の地域へも飛び火するであろう。もしアジアが、今日ウクライナが直面しているような隣国との軋轢を防ぎたいのであれば、アジアにおいてルールに則ったシステムの構築を促すために、この好機を逃すべきではない。フィリピンの提訴に沈黙を守ることは、こうした好機に背を向ける行為である。

記事参照：Can Asia prevent its own Crimea?

<http://csis.org/publication/can-asia-prevent-its-own-crimea-1>

3月28日「中国の南シナ海戦略:固定化と挑発の併用—CSIS 専門家論評」(East Asia Forum, 28 March 2014)

アメリカの戦略国際問題研究所 (CSIS) の Gregory Poling 研究員は、3月28日付の web 誌 East Asia Forum に“Beijing’s South China Sea strategies: consolidation and provocation”と題する論説を寄稿し、ここ最近の中国の南シナ海戦略を考察した結果として、その長期戦略は、現状を徐々に変化させて既成事実化を図る「固定化」と、相手国の失策を招くためにわざと無用な刺激策を選択する「挑発」という2つの枠組みによって構成されている旨を指摘し、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、南シナ海における海洋監視能力の向上に努め、同海域におけるより効果的な統制力の強化を図っている。それと同時に、中国は、海洋監視船を従来よりも遠方へとしばしば派遣して、「9段線」で囲まれた海域全体の領有を主張し、また、係争国の失策を招くべく、様々な「挑発」行為を行っている。
- (2) 2013年11月、海南省当局は、2004年に制定された「中華人民共和国漁業法」を同海域においても施行するための新たな規則を制定し、同海域を取り巻く諸外国との関係に波風を立てた。同新規則では、中国が南シナ海で領有権を主張するすべての海域を含めた海南省が管轄する海域に進入する外国漁船は、あらかじめ海南省当局の事前許可を得ることが要求されている。この措置は、東南アジア諸国、ならびにその周辺地域における緊張感を高めることとなった。確かに新規則の制定は、中国の係争海域に対する高圧的な統制政策の強化につながる懸念すべき行為であるが、何もこれは中国の新たな戦略を示すものではないことに注意が必要である。
- (3) この問題の本質は、「中華人民共和国漁業法」や海南省当局が定めた新規則の文言にあるのではなく、この制定のタイミングが、中国が東シナ海への防空識別圏 (ADIZ) の設定を公表した直後だという点にある。これらの動向は、中国が、同海域における領有権紛争に対するより強硬な路線を選択したとの懸念が持たれることになったが、実際には、これは中国の南シナ海政策の新たな方向性を指し示すのではなく、紛争海域における効果的な支配力の強化に向けた長期計画の新たな段階を表している。
- (4) 中国は、南シナ海を担当する海洋監視船の大型化を進めただけでなく、2012年の南沙諸島への三沙市の設置や、2013年に行われた中国海警に対する他の海洋権益機関の統合措置によって、中国の海洋監視船は、以前よりも調整された行動がとれるようになっている。3月6日に海南省党委書記である羅保銘は、海南省管轄下にある南沙諸島周辺海域に進入するベトナム漁船に対して前例にない頻度で取り締まりを実施している旨を明らかにし、「毎日とは言わないまでも、少なくとも1週間に1度はこのようなことがある」と述べている。スカボロー礁が領有権紛争の象徴として世界の注目を集めている一方で、実際の中国の支配力強化の対象は依然

として南沙諸島であった。フィリピンのカズミン国防相は、フィリピン漁船が中国海洋監視船に邪魔されることなく、スカボロー礁近海で操業していると述べていたが、その1週間後に中国側は、同漁船に放水を浴びせて追い払っている。

- (5) 南沙諸島周辺海域や南シナ海のその他の海域は、海南省が定めた新規則や中国の実効支配海域の範疇内にない。中国は、そのような広大な係争海域をパトロールし有効的に支配する能力に欠けているので、象徴的な領有権主張を行っているのだ。1月には、人民解放軍海軍南海艦隊の艦艇3隻（揚陸艦1隻と駆逐艦2隻）が、「9段線」の南端に位置するジェームズ礁（曾母暗礁）に集結し、「主権宣誓活動」を行った。ジェームズ礁は、マレーシアからわずか80キロの距離にある「暗礁」であり、中国海軍艦艇の行動は茶番にすぎないが、領有権主張の象徴としての意味合いはある。中国のこうした行動は、南シナ海沿岸国に領有権主張のメッセージを発出するという意味に加え、領有権主張で競合しあう他国にわざとちょっかいを出して「挑発」をし、中国にとって有利となるような失策を引き出させようという意図がある。同様の例は、2012年9月にスカボロー礁での中国とフィリピンとの対峙や、2012年9月の日本政府による尖閣諸島国有化の際にも見られた。
- (6) 多くの海外メディアは、上述したような海南省の新規則やADIZの設定、海洋監視船によるパトロールの増加といった中国の表面的な動向のみを捉えて、これは中国の領有権紛争海域における法的支配力の強化措置だと騒ぎ立てている。しかし、中国によるこのような措置は、国際法の下では意味がなく、同海域における中国の法的管轄権、実効支配、領海管理といったものには正当性はない。その代わりに、中国は、領有権紛争海域における実行支配度を増すことで、徐々に現状を変化させ、最終的には各国が現状を受け入れざるをえない「固定化」の状況に持っていくことで、国際法を実質的に無視することを企図している。あからさまな侵略行為は控えつつも国際的な司法の場での決着を拒否し、長期的な展望に立つことで現状を変革して既成事実化することで最終的な勝利を狙っているのである。しかし、南シナ海沿岸国はこの危機に対抗し始めている。マレーシアやベトナムが中国による挑発的行為に反対の意思を表明している。そしてもっとも重要なのは、フィリピンによる国連海洋法条約に基づく仲裁裁判所への提訴をしたことであり、これは周辺国を勇気づけるだろうし、中国の海洋政策を国際法規に基づくものへと引き戻すことに繋がるであろう。

記事参照：Beijing's South China Sea strategies: consolidation and provocation

<http://www.eastasiaforum.org/2014/03/28/beijings-south-china-sea-strategies-consolidation-and-provocation/>

4. 海運・造船・港湾

2月20日「各国別船舶保有隻数、コンテナ船ではドイツがトップ」(The Maritime Executive, February 20, 2014)

VesselsValue.comの2013年6月現在の統計による各国別船舶保有隻数では、コンテナ船ではドイツの船主の保有隻数がトップであった。しかし、1万6,000TEUの最大のコンテナ船を運用している

のはデンマークの Maersk とフランスの CMA CGM で、ドイツの船主は伝統的に小型と中型のコンテナ船を運用してきた。ドイツの船主の保有コンテナ船は、3,000TEU 以下では全体の 45%、3,000～7,999TEU では全体の 32%を占めている。全保有隻数では、ギリシャ、中国そして日本がビッグ・スリーとなっている。バルカーは全世界の商船の約 15%を占めるが、その大部分は中国、ギリシャあるいは日本の船主の保有である。以下は、各国別の全保有隻数と船種毎の各国別保有隻数である。なお、この統計では、バルカーは 2 万 DWT 以上、コンテナ船は 500TEU 以上、タンカーは 1,000DWT 以上の船舶が対象となっている。

各国別の全保有隻数

| 国名 | 隻数 |
|--------|-------|
| ギリシャ | 3,841 |
| 中国 | 3,502 |
| 日本 | 3,209 |
| ドイツ | 2,616 |
| シンガポール | 1,566 |
| 韓国 | 1,236 |
| ノルウェー | 1,060 |
| デンマーク | 767 |
| アメリカ | 765 |
| 英国 | 619 |

船種毎の各国別保有隻数

| 国名 | バルカー | 国名 | タンカー | 国名 | コンテナ船 |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 中国 | 2,116 | ギリシャ | 1,310 | ドイツ | 1,685 |
| ギリシャ | 1,951 | 日本 | 808 | 中国 | 524 |
| 日本 | 1,768 | シンガポール | 794 | ギリシャ | 392 |
| 韓国 | 541 | 中国 | 728 | 日本 | 327 |
| ドイツ | 505 | ノルウェー | 506 | シンガポール | 252 |
| シンガポール | 419 | 韓国 | 418 | デンマーク | 251 |
| ノルウェー | 359 | ドイツ | 344 | 韓国 | 176 |
| アメリカ | 277 | アメリカ | 325 | アメリカ | 141 |
| 英国 | 155 | デンマーク | 324 | 英国 | 135 |
| デンマーク | 141 | 英国 | 234 | 香港 | 101 |

記事参照 : How Does Your Country Rank as a Shipowner?

<http://www.maritime-executive.com/article/Exclusive-How-Does-Your-Country-Rank-as-a-Shipowner-2014-02-20/>

5. 海洋資源・エネルギー・環境・その他

1月2日「プラスチックごみ調査船構想—ノルウェー船級協会・世界自然保護基金」(gCaptain, January 2, 2014)

ノルウェー船級協会と世界自然保護基金(WWF)は、世界の海洋におけるプラスチックごみ対策のために、調査船、*Spindrift* の設計構想を開発した。この船は、長さ85メートルで、38人の調査要員を乗せ、90日間航行でき、プラスチックごみの調査と回収実験のためのプラットフォームとして機能する。この船が実用化されても、そのインパクトは大海の一滴にしか過ぎず、ノルウェー船級協会によれば、「5つの大きな海流の表層部分をすくい取るには、調査船1,000隻を動員しても、およそ80年かかるであろう。」*Spindrift* は、例えば、ごみ回収努力の重点を海中のどの程度の水深に置くか、どの程度の大きさのごみを回収するか、あるいはどのようにして海中生物資源の吸収を最小限に抑えるか、といった問題に対処する上で役立つであろう。

記事参照 : Spindrift – A Plastic Debris Research Concept Vessel

<http://gcaptain.com/spindrift-plastic-debris-research-vessel/>

Graphic : The time it takes for items to decompose in the environment;

<http://cf.gcaptain.com/wp-content/uploads/2014/01/Screen-Shot-2014-01-02-at-9.32.12-AM.png>

Image : Spindrift;

<http://d32gw8q6pt8twd.cloudfront.net/wp-content/uploads/2014/01/Screen-Shot-2014-01-02-at-9.23.41-AM.png>

1月9日「2013年の船舶解撤数、1,119隻—仏環境団体報告」(The Express Tribune, AFP, January 10, 2014)

フランスの環境団体、Robin des Boisが1月9日に公表したところによれば、2013年に解撤された船舶は1,119隻であった。この隻数は、2006年に統計をとり始めて以来、2番目に多い年となった。解撤船舶数が最も多かったのはインドで、全体の26%に当たる343隻であった。バングラデシュは3番目に多く、全体の16%に当たる210隻、そしてパキスタンは5番目で、全体の8%に当たる104隻であった。これら南アジア3国で、世界全体の解撤船舶数の50%を占めた。トン数で見れば、南アジア3国が全体の71%を占め、インドが31%に当たる280万トン、バングラデシュが25%で230万トン、パキスタンは15%で140万トンであった。中国は解撤船舶数では2番目で、全体の18%に当たる239隻、トン数では3番目で、全体の19%に当たる170万トンであった。

EUは、EU加盟国籍船の内、大型船の解撤をEUによる認可施設で行うとする規則を承認しているが、同環境団体によれば、該当する船舶の内、EU内の施設で解撤された船舶はわずか8%に過ぎず、EU加盟国籍船の多くが最後の航海のために船主によって便宜置籍国船に転籍される、と指摘している。

記事参照 : Despite hard times, Pakistan remains a top ship breaking destination

<http://tribune.com.pk/story/657017/despite-hard-times-pakistan-remains-a-top-ship-breaking-destination/>

以下は、Robin des Bois のプレスリリースからまとめた、2013 年の解撤船舶のカテゴリー別内訳である。() 内は全体に占める割合。

| 国別解撤隻数 | 国別解撤トン数 (万トン) | 船種別解撤隻数 |
|-----------------|-----------------|------------------------|
| インド：343、26% | インド：280、31% | Bulker：387、35% |
| 中国：239、18% | バングラデシュ：230、25% | General Cargo：245、22% |
| バングラデシュ：210、16% | 中国：170、19% | Container Ship：180、16% |
| トルコ：136、10% | パキスタン：140、15% | Tanker：164、15% |
| パキスタン：104、8% | トルコ：51.4、6% | RoRo：39、3% |
| デンマーク：19、1% | デンマーク：3.3、0.4% | |

出典：Robin des Bois, Press Release, January 9, 2014

http://www.robindesbois.org/english/shipbreaking/2013_1119_ships_for_scrapping.html

1月14日「中国海洋石油、南シナ海で操業開始」(UPI, January 15, 2014)

中国国営、中国海洋石油総公司 (CNOOC) は1月14日、南シナ海に面した珠江河口の天然ガス田、The Liuhua 19-5 で生産を開始したと発表した。同社によれば、このガス田は、2014年後半に最大生産量、日量2,900万立方フィートに達する。CNOOCは、珠江河口のガス田開発を同社の最優先リストの1つとしている。

記事参照：China starts gas production offshore

http://www.upi.com/Business_News/Energy-Resources/2014/01/15/China-starts-gas-production-offshore/UPI-64231389793158/

1月28日「南シナ海、初めての海洋科学掘削調査開始へ」(South China Morning Post, January 27, 2014)

南シナ海で初めての海洋科学掘削調査のために、アメリカの海洋掘削調査船、*JOIDES Resolution* が1月28日、香港を出航する。この調査計画は中国が主導し、資金も提供する。31人の海洋科学者からなる国際調査チームは、62日間にわたって、南シナ海の3カ所で掘削調査する。採集サンプルは、南シナ海の地質構造を解明し、石油・天然ガス資源地図作成に資するために公開される。この掘削調査は、2008年に中国によって提案されたもので、「2013年—2023年国際深海科学掘削計画 (The 2013-2023 International Ocean Discovery Programme: IODP)」による最初の掘削調査となる。IODP加盟26カ国によって十数件の掘削調査計画が提出されたが、南シナ海の掘削提案は多数の賛成を得られなかった。しかし、調査計画費用の70%に当たる、600万ドルを負担するという、中国政府の気前の良さが決めてとなって、実現した。31人の科学者は、中国からの13人、アメリカからの9人及び台湾からの1人を含む、10カ国・地域から参加している。調査では、水深1,930メートルの海底の掘削調査が行われるが、これはIODPの掘削調査としては5番目の深さである。*JOIDES Resolution* は、中国、フィリピン及びベトナムの領有権主張が重複する南シナ海の係争海域を航行することになる。マニラと北京は通行許可を与えているが、南西部の掘削調査に対するハノイからの回答は得られていない。許可がなければ、他の掘削海域を探すことになる。

記事参照 : Chinese-led international mission to explore South China Sea for oil

<http://www.scmp.com/news/china/article/1414557/chinese-led-international-mission-explore-south-china-sea-oil>

Photo : US scientific drill ship, JOIDES Resolution

<http://www.iodp.org/>

1月30日「豪印両国研究機関、インド洋の生態調査のためにバイオ・ロボット投入」(The Guardian, January 30, 2014)

オーストラリアの科学調査機関、「オーストラリア連邦科学産業研究機構 (Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation: CSIRO)」は、インドの「海洋学研究所 (The Indian National Institute of Oceanography: NIO)」と共同で、インド洋の海洋環境調査のために、バイオ・ロボットをインド洋に投入する。既に、これまで3,600本の自由漂流センサー、Argo floatが投入されている。新たに投入される、最新型のArgo floatは、インド洋内部の生態に関する情報を収集する。現在のArgo floatは、水面に浮上する前に、水深1,000メートルと2,000メートルの海中に数日間留まるが、最新型は、水深1,000メートルと2,000メートルの海中に潜航する前に、プランクトンなどを調査するために、200メートルの海中に長時間留まる。

記事参照 : Scientists to launch bio robots in Indian Ocean to study its ‘interior biology’

<http://www.theguardian.com/environment/2014/jan/30/scientists-launch-bio-robots-indian-ocean-study-internal-biology>

6. 北極海関連事象

6-1 主要事象

1月3日「ロシア海軍、北極圏空中哨戒範囲拡大」(RIA Novosti, January 3, 2014)

ロシア海軍北洋艦隊広報官が1月3日に明らかにしたところによれば、北洋艦隊の哨戒機は2014年から、再開した旧ソ連時代の北極圏所在の飛行場ネットワークを活用して、哨戒飛行範囲を拡大する。広報官は、「北洋艦隊航空部隊は2014年に、ノヴォシビルスク諸島のテンプ飛行場の活用を含め、北極圏における哨戒活動の地理的範囲を拡大する。2013年には、北洋艦隊のTu-142偵察機とIl-38対潜哨戒機が30回以上の北極圏哨戒飛行を実施した」と語った。プーチン大統領は2013年12月に、北極圏におけるプレゼンスを強化するとともに、北極圏の軍事インフラの建設整備を2014年に完了するよう命じた。また、ロシア国防省は、2015年までに北極圏に統合軍を配備する計画を発表している。軍事インフラの建設整備計画の一環として、ロシア軍は、1993年に防錆閉鎖された北極圏のロシア沿岸側の少なくとも7カ所の飛行場の再開とともに、ノヴォシビルスク諸島とフランツヨーゼフランド諸島における飛行場と港湾を再開する計画である。北極圏には膨大な未開発の石油・天然ガス資源があると見られており、ロシアは、北極圏の大陸棚の一部の領有権を主張しており、国連に領有申請を行う計画である。

記事参照：Russian Navy to Expand Air Patrols in Arctic

http://en.ria.ru/military_news/20140103/186198885/Russian-Navy-to-Expand-Air-Patrols-in-Arctic.html

Infographics: Russian oil and gas fields in the Arctic

<http://en.ria.ru/infographics/20111007/167371478/Russian-oil-and-gas-fields-in-the-Arctic.html>

1月21日「カナダ沿岸警備隊、北極海シーレーン調査を計画」(Canada.com, January 21, 2014)

カナダのメディアが1月21日付で報じるところによれば、カナダ沿岸警備隊は、将来の極北における商業、社会活動の基盤整備のために、大規模な調査演習を計画している。沿岸警備隊は、産業界、地方政府、原住民共同体及びその他の連邦政府機関と協同で、極北地域がアクセス可能になるにつれ、船舶の通行が可能になる北極海のシーレーンの本数を確認する計画である。沿岸警備隊の副司令官によれば、現代的な水準の海図が作成されている北極水域は全体のわずか12%に過ぎず、更に多くの海図が必要だが、100%になることは決しないという。沿岸警備隊は、今後数年間に数百万ドルを投入して、新たな通信施設や後方支援施設を整備するが、同副司令官は、まず船舶の安全通行が可能になるシーレーンを確認した上で、投資すると語った。2014年中に調査し、秋頃には連邦政府機関に選択肢を提示する予定という。

カルガリー大学の北極専門家、ヒューバート教授は、極北地域のシーレーン確認調査を、既にロシアや北欧諸国も同様の調査をしており、歓迎するとしながらも、この調査がパンドラの箱を開けることになりかねない、と警告している。それは、カナダ北西航路がカナダの内水か、あるいは国際航路かという、アメリカとカナダの対立である。また同教授は、外国の船舶が確認されたシーレーンを意図的に迂回した場合はどうするか、そしてカナダがこれらのシーレーンをどう警備するかについて、

政府はあらかじめ検討しておくべきだ、と指摘している。

記事参照：Coast guard to scope out Arctic shipping lanes

<http://o.canada.com/news/coast-guard-to-scope-out-arctic-shipping-lanes/>

1月25日「北極圏、ロシアの特別な利害関係地域」(The Voice of Russia, January 25, 201)

1月25日付のThe Voice of Russiaは、北極圏はロシアにとって特別な利害関係地域であるとして、要旨以下のように報じている。

- (1) ロシアでこのほど、政府機関、専門家や国際機関の代表が集まって、北極圏の開発問題に取り組むための会議が開かれた。一方、プーチン大統領は、北極圏における軍事プレゼンスの問題に関する会議を開催した。プーチン大統領は、トゥーラ地域の主要な防衛産業を視察した際、軍産複合体の代表者と北極圏地域を防衛する問題について意見交換を行った。プーチン大統領は2013年に、国防省に対して「北極圏におけるインフラ整備や軍事プレゼンスに格別の注意を払う」よう指示した。現在、軍事産業は、北極圏で必要な武器を国防省に納入できる態勢にある。
- (2) ロシアは、北極圏の資源を巡る競争を、最も深刻な脅威ではないとしても、注意を払うべき懸案事項と見なしている。実際、地球温暖化や海水の融解が進むにつれ、北極圏に対する関係諸国の関心が高まっている。ロシアに次いで、アメリカも、北極圏における軍事プレゼンスの増強を発表した。こうした状況の中で、モスクワはソ連時代に選んだコースを遵守する必要があると、ロシア連邦議会のニコライ・フェドーリャクは以下のように語った。「当時は、ソ連軍の重大な懸念は北極にあった。当該地域に駐在する部隊は、敵の空襲の可能性に備えていた。アメリカの爆撃機の戦略的な飛行ルートが北極点を通っていることは、秘密ではなかった。アメリカの精密誘導兵器の性能は、1970年代や80年代に比べて著しく向上した。そのため、ロシアは、ロシアの国益を護るために、防衛インフラを修復し、必要ならより高いレベルに強化する必要がある。」防衛産業界は既に、北極圏の過酷な気象条件で動作できる武器を生産している。例えば、北極圏の気候下でも作動できる、ミサイル防空網、Pantsir-S1は、トゥーラ地域に配備された。モスクワで開催された、「北極圏と国家安全保障利益」に関する会議で、専門家らは、この戦略的に重要な地域におけるインフラ整備はロシアの優先課題の1つであると主張した。北極圏配備のロシア軍の編成は、2014年中に完了する予定である。
- (3) 北極圏におけるロシアのプレゼンス強化には、経済的要因も大きい。経済面での主たる関心は、運輸施設の整備にある。地政学問題アカデミーのコンスタンチン・シブコフ副会長は、「現在の鉄道網は高い輸送能力を持っているが、増大しつつあるEUとアジア地域間の輸送需要に対応するには不十分である。北極海の海運に関しては、北極海の海水の状況如何に関わりなく、北極海における通年の船舶航行を実現するためには、強力な砕氷船隊の建造が不可欠である。各国とも安価な通航路として北極海を利用することに熱心であり、既に中国は砕氷船隊の建造を始めている。複雑に入り組んだ北極海沿岸域を通航するためには、砕氷船による適切な先導支援と捜索救難サービスの整備が不可欠である」と指摘した。ロシアは、ヨーロッパからアジアへの最も人気のある航路になるかもしれない、北方航路の開発に大きな期待をかけている。国際海事機構(IMO)が北極海の船舶航行に関する、「ポーラーコード」の採択準備を進めており、今後2年以内に、北極海の通航に関する規制が実現することになる。「ポーラーコード」は、北緯72度以北の海域を通航する船舶とその乗組員に関する規制を定めるものである。

現在に至るまで、北極海の通航を規制する国際的な規約がなかった。北極海の特殊な気象環境を考慮していない、アドリア海や地中海にも適用されている規則がそのまま使われてきたのである。

- (4) 北極海を巡る関心は、ここ数年間で異常に高まってきている。北極海における明確な境界が今に至るまで確定されていないことが、それに拍車をかけている。北極海域は、ロシア、アメリカ、ノルウェー、カナダ及びデンマークが管轄権を主張する5つの海域に分かれている。更に、スウェーデン、フィンランド及びアイスランドの北極圏国に加えて、その他の国も、豊富な北極海の資源開発に期待をかけている。北極海を巡るゲームには、大きな実利が絡んでいる。従って、北極圏において最も積極的なプレイヤーが、北極圏における経済的そして地政学的影響力を確保することになる。

記事参照 : Russia in Arctic dimension

http://voiceofrussia.com/2014_01_25/Russia-in-Arctic-dimension-5867/

1月30日「米、北極戦略履行計画公表」(Reuters, January 30, 2014)

米大統領府は1月30日、北極戦略(2013年5月10日に公表)の履行計画を公表した。履行計画によれば、国防省は、衛星の打ち上げと海氷状況の予測分析手法の改善によって、海氷状況を予測する省庁間取り組みを主導する。商務省は、船舶の安全航行を確保するための北極海のアメリカ管轄海域における調査と海図作成、及び気候変動に対する沿岸域住民の環境改善に関する省庁間努力を調整する。更に、国務省は、ボーフォート海におけるカナダとの海洋境界画定について合意に向け努力する。本土安全保障省は、北極海域において行動する船舶に関する国際規範の作成努力を主導する。

記事参照 : White House releases plan to make Arctic shipping safer

<http://www.reuters.com/article/2014/01/31/us-usa-arctic-whitehouse-idUSBREA0U00X20140131>

See : Implementation Plan for The National Strategy for the Arctic Region

http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/implementation_plan_for_the_national_strategy_for_the_arctic_region_-_fi....pdf

See also : The National Strategy for the Arctic Region

http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/nat_arctic_strategy.pdf

2月10日「ロシア国営石油会社、北極海用船舶建造施設を建設」(Oilprice.com, February 10, 2014)

ロシアのロゴジン副首相がこのほど明らかにしたところによれば、ロシア国営石油会社、Rosneftは、ロシアの北極海域におけるエネルギー資源開発を促進するために、船舶とプラットフォーム建造施設を2カ所建設する。1カ所は、ムルマンスク地方のRosliakovoに建設される造船複合施設で、軍民両用となる。Rosneftはまた、LNG燃料の輸送船と北極海での掘削リグ・プラットフォームを建造するために、コンソーシアムを組織し、2015年から極東のプリモルスキー地方のZvezda造船所で建造を開始する。Rosneftは現在、海洋掘削用のプラットフォームを保有していない。一方、Gazpromは既に、ノルウェーの解体されたプラットフォームの上部構造を利用してアルハンゲリスク地方のSevmash造船所で建造した、石油掘削リグ、Prirazlomnaiaを運用している。Rosneftの投資は、北極海に埋蔵される石油と天然ガス資源を開発する、ロシア政府の計画の一環である。資源開発省によれば、政府は2020年までに2兆ルーブル(630億ドル)の投資を計画している。

記事参照 : Russia's Rosneft to Build Arctic Seagoing Vessels

<http://oilprice.com/Energy/Energy-General/Russias-Rosneft-to-Build-Arctic-Seagoing-Vessels.html>

2月12日「ロシアの北極戦略—米紙論評」(The Washington Post, February 12, 2014)

2月12日付けの米紙、*The Washington Post*は、ロシアの北極戦略について、要旨以下のように報じている。

- (1) 北極におけるロシアの行動は、幾つかの要因によって動機付けられている。最も重要な要因は、いうまでもなくロシア北極地域の経済開発である。ロシアの天然資源省は、ロシアが領有権を主張する北極海域における石油資源の埋蔵量は現在のサウジアラビアのそれを上回っているかもしれない、と見積もっている。ロシアは既に、ヤマル半島とその周辺の沖合で石油資源開発計画を進めている。最初の沖合油田開発は、ノヴァヤゼムリャ島南部の *Prirazlomnoye* 油田で、2013年12月に生産を始めた。北極地域の経済的将来性は、天然資源の開発に限られない。北極海の海氷の融解は、北方航路の利用可能性を向上させた。ロシアは、北方航路が通商航路として将来的にはスエズ運河経由航路と競争できるかもしれない、と期待している。それには、砕氷船、港湾の新設や拡張、避難場所やその他の航行支援施設などに対する多額の投資を必要とする。北極地域に経済的可能性に加えて、ロシアの指導者は、北極を、国際的大国としてのロシアのステータスを誇示する場と見なしている。そのため、ロシアは、北極地域に対する主権を主張するとともに、この地域でのロシアの安全保障を確保する措置を講じてきている。
- (2) ロシアの政策は、2つの方向を目指している。1つは、北極地域の資源開発を確実にするために、国際協力を求めていることである。このため、海洋境界確定を巡る紛争とその他の利害対立を解決する努力を進めている。2つ目は、北極海域で最大部分の海域に対するロシアの主権を主張するために、好戦的な主張を展開していることである。ロシアは、北極地域への軍事力の増強を進めている。全体として、ロシアは、北極地域における協力的な国際関係を求めている。ロシアの指導者のレトリックが時に敵対的であるが、それは主として国内向けである。北極地域に対するロシアの主権主張に当たってのプーチン大統領やその他の政府首脳的好戦的な発言を、拡張主義的あるいは軍国主義的なものと見なすべきではない。ロシアは北極地域における軍事力や国境警備能力の強化を進めているが、これらは主として、沿海域や沖合の掘削施設の防衛、捜索救難活動及び砕氷船能力などの分野を重点とするもので、従って、他の北極沿岸国に脅威を及ぼすものと見なすべきではない。
- (3) 北極地域におけるロシアの活動を見る場合、米国政府は、ロシアの挑発的な主張が主として国内向けであり、この地域における敵対的な意図の表れと見ないよう注意する必要がある。しかしながら、もしロシアが北極関係の国際機構の決定や権威を蔑ろにしたり、あるいはこうした機構から脱退したりした場合には、ロシアが北極地域において協力的姿勢から、対決的姿勢に実際に転換しつつあると見なさなければならない。

記事参照 : How to understand Russia's Arctic strategy

<http://www.washingtonpost.com/blogs/monkey-cage/wp/2014/02/12/how-to-understand-russias-arctic-strategy/>

2月14日「北方航路、中国の新たなシルクロードにならない—米北極研究所所長」(The Maritimes Executive, February 14, 2014)

北極海の家氷の融解に伴って、特に北方航路の利用に対する世界的な関心が高まってきている。今世紀半ばまでに、北方航路がこれまでのアジア向け輸送航路のライバルとなる、あるいはスエズ運河経由航路を補完する航路となるとの予想もある。北方航路への期待の高まりには、中国の国際貿易の急速な成長が主たる要因の1つとなっている。中国は、貿易ルートの多様化を図り、マラッカ海峡への依存度を軽減するためにも、代替ルートとしての北方航路に注目している。しかも、この航路は、スエズ運河経由航路と比較して大幅な航行距離の短縮が可能である。果たして、そうなるか。

米シンクタンク、The Arctic Institute のハンパート (Malte Humpert) 所長は、中国の現在の貿易パターンから見て、こうした予測に慎重な見方を示している。それによれば、中国にとって、北方航路の利点は、特に北ヨーロッパと中央ヨーロッパとの貿易の場合に限られる。アフリカ、アメリカ及び中東を含む、他の地域との貿易では、例え北極海の解氷期間が急激に増大しても、北極海経由のルートを利用しないであろう。中国の主な輸入国は日本と韓国のような隣国か、オーストラリアやブラジルなどの南半球の国家であり、現在の貿易パターンからは北方航路の距離短縮が中国にもたらす利点はほとんどない。北方航路を利用できる北ヨーロッパとの貿易は、中国の全貿易量の2.9%を占めるに過ぎない。

今後20年間、中国において著しい成長が予想されるのは、アジア太平洋地域諸国と南半球諸国との貿易である。アフリカと中米諸国との貿易も、中国の貿易量におけるシェアが増えるであろう。一方、中国の主要な貿易相手としてヨーロッパの重要性は、今後数十年間に亘って低下していくであろう。実際、中国は、アジア、中東、アフリカそしてヨーロッパにおいて港湾インフラへの巨額の投資を行って、広範な港湾ネットワークを構築してきた。こうした投資はいずれも、中国が北極海を新たな輸送路として検討していないことを示している。

中国遠洋運輸公司 (COSCO) は、スエズ運河経由ルート沿いの港湾に多額の投資を続けているが、北極海に対してほとんど関心を示していない。また中国では、現在のコンテナ船のほぼ2倍の大きさの超大型コンテナ船が就役予定である。コンテナ船は益々大型化する傾向にあり、従って、北極海には大型港湾がないなど、制約の多い北方航路の利用拡大を阻む要因となり得る。コンテナ輸送では、原材料をより安いコストで長距離輸送するためには、大型化が必要である。ばら積み船による輸送でも、同じことが言える。北極仕様の Arcticmax でも、大量輸送に対応できないであろう。

北極海域における船舶輸送路としての将来は、北極地域における経済活動の増大に必要な物資の輸送に加えて、北極地域の天然資源を東アジア市場に輸送するための、主として季節限定の輸送航路ということに留まるであろう。季節限定の輸送航路以外に、北極海経由の航路が世界の主要輸送航路と競合し得る存在になることは不可能であろう。従って、今後の数十年間に亘る気象変動によって、北極海が通年航行可能な輸送航路になっても、北極海経由の航路が中国にとって新しいシルクロードになることはないであろう。

記事参照 : Arctic Shipping is Not China's New Silk Road

<http://www.maritime-executive.com/article/Arctic-Shipping-is-Not-Chinas-New-Silk-Road-2014-02-14/>

Map : Arctic Shipping Routes

<http://www.thearcticinstitute.org/p/arctic-maps.html>

A report by Malte Humpert, “The Future of Arctic Shipping: A New Silk Road for China?” can be read here:

http://issuu.com/thearcticinstitute/docs/the_future_of_arctic_shipping_-_a_n

2月17日「デンマーク、北極における中国の協力を期待」(Xinhuanet, February 18, 2014)

デンマークのローレンゼン北極大使とアンデルセン外務次官（グリーンランド人）は2月17日、北京で *China Daily* 紙とのインタビューに応じ、デンマークは北極における特に鉱物資源開発、漁業及び北極航路の開発などの面で中国の参画を歓迎する、と述べた。アンデルセン次官は、グリーンランドにおける鉱物資源開発協力について、江西省の鉱物会社を含む中国の2つの会社と話し合っていることを明らかにし、「もしこれが成功すれば、グリーンランドとの協力を望む中国企業にとって好ましい前例となろう」と語った。また、同次官は、グリーンランドの輸出額の90%以上が水産加工物であり、巨大な中国市場はグリーンランドにとって非常に重要であるとし、更に大陸氷河などの科学調査の面でも中国の協力を期待を表明した。ローレンゼン北極大使は、デンマークと中国は新たな北極航路の開発でも協力できる、と語った。

記事参照：Bigger Chinese role sought in the Arctic

http://news.xinhuanet.com/english/china/2014-02/18/c_133123759.htm

2月24日「米海軍、『北極ロードマップ』公表」(Navy News Service, February 24, 2014 and U.S. Navy Arctic Roadmap 2014-2030)

米海軍気候変動任務部隊（U.S. Navy Climate Change Task Force）は2月24日、「北極ロードマップ（U.S. Navy Arctic Roadmap 2014-2030）」を公表した。これは、2009年版の改訂版である。

ロードマップは、2014年から2030年までとそれ以降を3期、即ち、現在から2020年までの短期、2020年から2030年までの中期、そして2030年以降の長期に分けて、それぞれの期間における気象環境の予測と米海軍の行動目標を示している。以下はその概要である（括弧内の数字は報告書の該当頁を示す）。

(1) 現在から2020年までの短期

- a. 北極海の海氷の溶解が進み、主要航路の利用可能期間が長くなる。2020年までに、ベーリング海峡は年間最大160日間は open water（砕氷船の先導を必要としない、海氷面積が最大10%の状態）となり、35～45日間は shoulder season（海氷面積が40%以下）となる。北方航路は open water が最大30日間、shoulder season が最大45日間となる。極点ルートや北西航路はこれらの期間が限定される。(11)
- b. 海軍は、主として水中戦力と航空戦力によって軍事能力とプレゼンスを維持するが、水上艦艇による活動は open water 期に限定される。海軍は2020年までに、北極での活動訓練済みの要員を増強する。また、必要な戦略、政策、計画及び北極地域における所要を策定する。(18)

(2) 2020年から2030年までの中期

- a. 2025年までに、ベーリング海峡は年間最大175日間は open water、50～60日間は shoulder season となる。2030年までには、open water が190日間に、shoulder season が最大70日間に増える。2025年までに、北方航路は open water が最大45日間、shoulder season が50～60日間となり、2030年までには、open water が50～60日間に、shoulder season が最大35日間となる。この間、極点ルートはアクセス可能日数が増え、open water が最大45日、

shoulder season が 60～70 日間と予測される。北西航路の航行の可能性については、依然限定的と見られる。(12)

- b. 海軍は 2030 年までに、国家安全保障に影響する緊急事態に対応するための要員訓練や必要人員を確保する。また、水上艦艇の活動期間が増えることになろう。この期間における主たるリスクは捜索救難や自然災害対処になると見られるが、海軍は、北極海域における航行の自由を保障する任務を要請されることになるかもしれない。海軍は、北極海域での活動を定期的なプレゼンス維持から、必要な場合、持続的な活動を遂行できる能力を確保することになろう。(18-19)

(3) 2030 年以降の長期

- a. 長期的な環境変化によって、主要航路は通航可能期間が増え、夏季の数カ月間における船舶の通航は大幅に増えるであろう。北方航路も極点航路も、open water が最大 75 日間となり、年間 130 日は航行可能であろう。北西航路は、夏季の後半から秋の初めにかけて、open water の期間が増えるであろう。(12)
- b. 海軍は長期的には、北極地域において国家安全保障政策を遂行するに十分な持続的な作戦能力を保有することになろう。年間の多くの期間、船舶通航が可能になることから、海軍も、国家安全保障に対する潜在的な脅威への対処、あるいは緊急事態への対応に即応できる、前方展開部隊を維持できるであろう。海軍は、北極海域における海洋安全保障や航行の自由を確保することを重視した戦力を必要とされるであろう。(19)

記事参照 : Navy Releases Updated Plan for Future Arctic Readiness

http://www.navy.mil/submit/display.asp?story_id=79288

See : U.S. Navy Arctic Roadmap 2014-2030

http://www.navy.mil/docs/USN_arctic_roadmap.pdf

備考 : 各期間の各航路の状況と航行可能日数については、The Arctic Roadmap の以下の図参照 ; Figure 4: Arctic transit routes availability. Vessel projections courtesy of the Office of Naval Intelligence (United States Navy graphic), The Arctic Roadmap, p.11

Figure 5 : Anticipated future Arctic transit routes superimposed over Navy consensus assessment of sea ice extent minima (United States Navy graphic), The Arctic Roadmap, p.14

See also : Graphic: The U.S. Navy's Chief of Naval Operations shows the different routes and its corresponding presence in the arctic region.

<http://gcaptain.com/wp-content/uploads/2014/02/Screen-Shot-2014-02-28-at-11.14.12-AM.png>

【関連記事 1】

「米海軍、2025 年から北極海のプレゼンスを拡大」(Global Post, Reuters, February 27, 2014)

米海軍は、北極海の海水の溶解による航行船舶、漁業や資源探査の増加に備えて、2020 年頃から北極海におけるプレゼンスを強化する方策を検討している。海軍気候変動任務部隊 (U.S. Navy Climate Change Task Force) 司令官で、海洋学者でもある、ホワイト (Jonathan White) 少将は、北極海において戦闘作戦を遂行しなければならないとは思えないが、そのような事態への備えは必要だと強調している。海軍が公表した、「北極ロードマップ (U.S. Navy Arctic Roadmap 2014-2030)」

は2009年版の改訂版だが、夏季における海氷の溶解が3年前の予測よりも早く進行していることを示す多様なデータの分析に基づいている。

「北極ロードマップ」では、海面上昇に関する研究の進展と、海氷の厚さや人工衛星の通信・偵察機能の必要性の評価、そして既存の港湾、飛行場、格納庫の評価を予測する能力の改善を含め、海軍の詳細な任務所要とそのデッドラインが示されている。また、他の北極海沿岸諸国との協力や、10億ドルの砕氷船建造問題を抱えている沿岸警備隊との協力にも大きな関心を示している。海軍は、3月に北極海で潜水艦訓練を実施し、また2014年夏期にはノルウェー軍とロシア軍との合同演習を計画している。海軍は現在、厳しい気象条件下での運用可能な艦艇とその他の装備や陸上インフラに必要な仕様の研究、そして衛星や沿岸通信機能のためのより広い帯域幅の確保に努めている。

更に、ホワイト司令官によれば、既に海軍調査局と国防省の国防高等研究計画局は、産業界と共同で北極関連プロジェクトに対する資金提供を行っており、このような官民合同プロジェクトが年々増加するであろう。ホワイト司令官は、国防予算が厳しい制約下にあるが、海軍が「北極ロードマップ」で慎重に検討し評価した結果を議会に示すことで、今後数年間の北極関連予算の増額を期待し、「海軍と沿岸警備隊の責任領域が拡大してきている。我々は、新たな海洋に乗り出す。従って、それに伴って予算も増加されるべきである」と述べた。海軍は、北極海域において長い間、潜水艦を運用し、必要に応じて偵察機や無人飛行機を飛ばしてきたが、2020年までに北極地域での作戦遂行訓練を受けた人的資源の拡充を図る計画である。北極海のアイスフリー期間が長くなる2030年までに、海軍は、不測の事態や国家安全保障危機に対応するための態勢を整える見込みである。

海軍の新しい「北極ロードマップ」は、北極海に埋蔵された豊富な海底資源にも注目している。それによれば、北極海には現在中国が主要な供給先となっている希土類を含め、石油、天然ガス、鉱物資源が埋蔵されており、就中、炭化水素資源は1兆ドル以上の埋蔵が推定される。これらの資源は、多国間協力の誘因となりつつも、北極海の厳しい環境や予測不可能な天気をもたらす財政、技術そして環境面でのリスクも存在する。ホワイト司令官は、「もし我々がこれを（資源）ラッシュと見て、あまりに急激に北極海資源を獲得しようとした場合、大災害を招く危険がある。氷に覆われた北極海での捜索救難活動には、あまり行きたくない」と警告し、民間セクターによる漸進的で計算された北極海開発を主張した。

記事参照：U.S. Navy eyes greater presence in Arctic from 2025

<http://www.globalpost.com/dispatch/news/thomson-reuters/140227/us-navy-eyes-greater-presence-arctic-2025>

【関連記事2】

「北極海の家氷溶解、米海軍に新たな任務」（National Defense Magazine, February 2014）

米誌、National Defense Magazine 2月号は、“Military Challenged by Changing Arctic Landscape”と題する論説を掲載し、長年、米沿岸警備隊が北極海の家戒任務に責任を負ってきたが、北極海の家氷の溶解が進み、船舶の通行量が増えつつあることから、北極海における米海軍の役割も増大しつつあるとして、要旨以下のように論じている。（注：この記事は2月24日の「北極ロードマップ（U.S. Navy Arctic Roadmap 2014-2030）」の公表前の記事である。）

- (1) 国防総省の2013年北極政策によると、海軍と沿岸警備隊は追加の情報監視、偵察能力の確保が求められている。マバス米海軍長官は2013年12月、北極海の家プレゼンス確保のためにどの程度の投資が可能なのかを研究することは海軍にとって難しいとし、北極海沿岸諸国がす

に自国の影響力と領有権の拡大を図っている中、アメリカのプレゼンス拡大に伴う責任の増大を考慮しなければならないと説明した。また、マバス長官は、新しいプラットフォームや技術の拡充だけでは北極海におけるアメリカの国益を確保することはできないと指摘した。議会上院が国連海洋法条約への加盟を承認しない限り、北極海におけるアメリカの領有権主張は凍結されることになろう。同条約に加盟すれば、アメリカは、アラスカ州北部沿岸から現在の 200 カイリを超えて、最大 350 カイリまでの管轄権の延長が可能になる。マバス長官は、天然資源の確保や航行の自由を保障するためにも、同条約への加盟が緊要であると主張した。

- (2) 国防省は、省庁間北極圏研究政策委員会 (The Interagency Arctic Research Policy Committee) による科学技術協力や研究連携により、多方面から北極地域における安全保障の強化を図っている。また海軍は、海洋調査や海図の改善などにおいて他の政府機関との協力を推進している。海軍は既に、北極海で通年航行が可能な駆逐艦や他の艦船を建造するための研究に投資している。例えば、海軍調査局は、水上艦艇の上部機構を保護するための耐氷塗料を開発している。しかしながら、現在の予算削減状況では、北極海での任務に特化した研究開発の継続は困難になると見られている。海軍は、定期的に潜水艦を北極海に派遣しているが、1997 年にアダック海軍航空施設が封鎖されて以降、アラスカ州に基地を持っていない。沿岸警備隊はアラスカ州に施設を維持しているが、これらは改修が必要となっている。安全保障上の脅威が急激に高まらない限り、海軍が定期的に北極海での作戦運用を行う可能性は低いと予想される。海運業界は海軍の北極海における戦力整備を望んでいるが、少なくとも近い将来において、北極海の実地訓練は沿岸警備隊の責任に留まるであろう。しかし北極海域の沖合を中心とする石油や天然ガス産業の重要性が増大するにつれ、掘削プラットフォームや関係船舶がテロリストのターゲットとなり得ることも予想される。更に、北極海の自然が突発的な事故により汚染される危険も軽視できない。従って、沿岸警備隊が北極海における広範な任務を遂行するためには、太平洋やカリブ海での薬物取締などの他の任務に支障を招くことにならざるを得ないであろう。しかし、海軍の沿岸戦闘艦と統合任務高速艦が沿岸警備隊の任務の一部を引き継ぐことで、沿岸警備隊の責任を分担することができる、と専門家は指摘する。
- (3) 沿岸警備隊はまた、北極海での継続的な運用のために、新しい砕氷船や耐氷型船舶を整備する必要がある。沿岸警備隊の予算は海軍よりもはるかに少なく、厳しい予算状況の中でこれらの新規建造計画を遂行しなければならない。とりわけ沿岸警備隊は、大型砕氷船の調達に苦労してきた。現在、大型砕氷船 3 隻と中型砕氷船 3 隻を保有しているが、実際に運用できるのは中型砕氷船 1 隻、USCGC *Healy* (排水量 1 万 6,000 トン) と大型砕氷船 1 隻、USCGC *Polar Star* (排水量 1 万 3,194 トン) のみである。このような状況を踏まえて、議会では、退役してシアトルで防錆保管されている大型砕氷船、USCGC *Polar Sea* (排水量 1 万 3,194 トン) の再就役を主張する声もある。ロシアは世界最大の 22 隻の砕氷船隊を保有し、中国も 2 隻目の砕氷船を建造している。砕氷船隊の整備ができなければ、アメリカは、北極海における権益擁護において他国の後塵を拝することになりかねない。

記事参照：Military Challenged by Changing Arctic Landscape

<http://www.nationaldefensemagazine.org/archive/2014/February/Pages/MilitaryChallengedbyChangingArcticLandscape.aspx>

【関連記事3】**「米海軍、北極海用の艦艇整備に苦慮」(Stars and Stripes, March 24, 2014)**

3月24日付けの、Stars and Stripes は、「北極ロードマップ」の次のステップは北極海用の艦艇の調達であろうとして、要旨以下のように報じている。

- (1) 縮小する国防予算と特に太平洋において高まる任務要求などの理由から、軍の新しい任務に対する意欲は旺盛とは言えない。特に数十年後に脅威がどのような形でどこに存在しているのか不確実であることもその要因である。「北極ロードマップ」を発表した、米海軍気候変動任務部隊の広報官は、「海軍は北極圏に脅威があるとしても、差し迫った脅威ではないことを承知している」とし、今後数十年の間に北極海の海氷が縮小するにつれ国際的な航路が開かれ、未開発の石油埋蔵量の探索が行われ、より多くの船舶航行が可能となるが、一方で潜在的な領有権紛争が顕在化する可能性を指摘した。
- (2) 専門家は、国際航路の拡大に伴い、ロシアを含めノルウェー、カナダと同様に、米海軍が北極海での部隊運用を実施するか、軍艦を派遣し北極海で訓練を行う等の事前の準備が不十分だと指摘している。海軍の SSN は数十年間、北極海の氷の下で運用されてきたが、北極海でアメリカの国益を護るための水上艦の運用はほとんど行われてこなかった。アメリカは、2013年に計画の遅れを埋めるために動き始めた。オバマ政権は2013年5月に北極地域に対する国家安全保障戦略を公表し、国防省はそれを具体化する戦略を発表した。アメリカは2014年初め、他の北極圏諸国と連携して業務を行うために、北極大使のポストを新設した。海軍は2020年までに、より多くの乗組員に対して北極海での運用訓練を実施する計画で、2030年までに北極圏の国家安全保障上の脅威に対応することを目指している。しかし、現場に展開する海軍部隊は、北極海以外に眼を奪われているのが実情である。海軍は、これまでよりも少ない乗組員で艦艇を運用している。また世界に展開している戦闘部隊指揮官からは更なる艦艇増強の要求があるが、現状では海軍はそれに応えていないと、グリナート海軍作戦部長が下院軍事委員会で証言している。北極海に関する計画の遅れの本質的な要因は、北極海に必要とされる技能、インフラ開発及び訓練には時間がかかるということである。北極海は地域として広大で荒涼としている。北極海は540万平方マイルもあり、米国の約1.5倍の大きさで、そこでは艦船が給油と補給のために依存できる支援用インフラがほとんどない。気象関係者は、北極海で天候を予測する方法がわからない。広帯域通信は事実上できない。実際にある戦闘艦は北極海での長期にわたる運用ができなかった。北方軍と欧州軍の2つの統合軍がこの地域を担当しているが、まだ北極海運用計画の概要が作成されていない。また、米海軍のどの艦隊が北極を担当するかについても決まっていない。
- (3) 高いレベルの問題として、アメリカは未だ国連海洋法条約(UNCLOS)に加盟していない。UNCLOSは、関係諸国にとって海中の大陸棚についての調査とそれに対する主権主張の枠組みを決める重要な取極めで、領有権紛争を回避するために重要である。ロシアは2007年に、北極点の直下の海底に国旗を設置して、北極海における国際的関心を惹起した。北極海沿岸域のほぼ半分がロシア領で、ロシアは、ロシア領土は広い帯状の大陸棚に及んでいると主張している。ノルウェーは2009年に、北極圏に作戦部隊を派遣した。カナダは次の30年間で、北極海で運用する28隻の艦船を建造するために330億ドルを投資する予定である。一方グリーンランドを通じて北極圏へアクセスする権利を持っているデンマークは、北極司令部を設立している。海軍の研究はまだ途上で、ほとんどの専門家は北極での紛争が始まりそうもないこと

に同意している。そのため可能性の高いシナリオは、捜索救難から油の流出事故による油の回収や遭難もしくは故障した航空機の回収等の緊急対応となる。アメリカは2011年に、他の北極圏諸国と捜索救難協定を締結している。

- (4) 一部の人は、北極海で海軍や沿岸警備隊のプレゼンスを強化することで、北極地域に投資するアメリカのエネルギー産業の活性化を期待している。アメリカはUNCLOSに加盟していないが、北極海の大陸棚を測量している。沿岸警備隊は、北極海用装備について独自の努力を実施している。現有の3隻の内、2隻の砕氷船は現役で、残りの1隻は船齢が30年以上である。沿岸警備隊による2010年の研究では、北極海での所要を満たすためには砕氷船の拡充が必要で、大型船3隻と中型船3隻の砕氷船が必要であると結論づけている。

記事参照：Navy spots an Arctic future, but struggles to plot a course

<http://www.stripes.com/news/navy-spots-an-arctic-future-but-struggles-to-plot-a-course-1.273610#.Uzd7wHmKDIU>

3月3日「NORAD、北極監視を強化」(The Ottawa Citizen, March 3, 2014)

カナダ紙、*The Ottawa Citizen* は、3月3日付けで、北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）が増大しつつある北極海での活動に対応するために監視システムの改善を図っているとして、要旨以下のように報じている。

- (1) *The Ottawa Citizen* が入手した文書、The “Norad Next” によれば、2025年頃まではNORADへの新システムの導入が行われなくなっているが、NORADの新たな所要を示した報告書が今春、米加両国の軍首脳に提出されることになっている。The “Norad Next” 構想は、今後の数十年間の米加同盟の在り方を示すとともに、北米が直面する可能性のある脅威を予測することを狙いとしている。これは、特に北極海を含む、多正面領域を覆域とする、NORADの監視ネットワークの将来的な近代化を見越している。この文書は、NORADの老朽化しつつある監視装備を更新する必要性を指摘している。米国防省によれば、現在のレーダーの多くは2020年から2025年の間に寿命を迎える。NORADの広報官は本紙とのメールを通じて、米加同盟は長年にわたって極北地域で前方展開施設を維持してきたが、近年における北極海を航海する船舶の急増によって、NORADによる北極海域における活動に対する監視と情報の共有、そして対応の必要性が高まっており、この点についてはThe “Norad Next” で検討されるであろう、と述べた。米加両国の代表から構成される常設防衛合同理事会は、2013年12月の会議で、The “Norad Next” 構想について討議した。この構想は勧告事項を提示するのみで、実施の決定は、両国の指導部に委ねられる。
- (2) NORADは1958年に設立され、多様な安全保障の脅威に対応するために、変遷を重ねてきた。1991年には、その任務が麻薬対策のための航空監視にまで拡張された。NORADは9.11以降、国内空域の安全監視任務が追加された。2006年には、海上警報機能が追加され、北米沿海に接近する船舶と両国の内水における船舶の航行に関する情報が、米加両国間で共有されるようになった。北極海の海水が減少につれて北極地域への関心が高まっており、NORADの運用の在り方を検討する時期が来ている。

記事参照：NORAD to increase focus on Arctic surveillance

<http://www.ottawacitizen.com/news/Norad+increase+focus+Arctic+surveillance/9574388/story.html>

3月20日「北極海航行に伴うリスクと補償、カナダ紙報道」(The Globe and Mail, March 20, 2014)

カナダ紙、The Globe and Mailは3月20日付けで、「北極海とカナダ北部の沿岸を通過する大型船舶を対象とする保険業は成長が期待される事業であると同時に、大きな不確実性を伴う事業でもある」として、北極海航行に伴うリスクと補償について、要旨以下のように報じている。

- (1) 地球温暖化により北極海の航路が開放されつつあるが、北極海に存在するカナダの領海の多くは未知の領域であり、事故が起きた場合は救難作業に困難が伴う。北極海沿岸諸国はまた、燃料や貨物の流出による海洋汚染を懸念している。そして、なによりも保険会社は、保険の引受を決定する際の基礎データとなる請求データに大きな制約を抱えている。このような問題にもかかわらず、世界のメジャーの保険会社は、海氷の融解につれ、カナダの北西航路を通過してヨーロッパや北アメリカからアジアへ向かう輸送ルートが現実的になる潜在的な可能性に注目している。加えて、北極海の沖合における石油、天然ガスの探査および採掘活動の増加が期待されている。2013年9月に、デンマークの船社所有のばら積み船、MV *Nordic Orion* がバンクーバーからフィンランドまで石炭を運び、北西航路を横断した初の商用ばら積み船となった。パナマ運河を利用する航海よりはるかに短距離である北西航路は、コスト削減と環境被害を最小限に抑えることができ、より燃料効率の良いルートを求める海運業界としては魅力的に見える。
- (2) 北西航路の開放は大きなチャンスであるが、同時に責任ある補償体制を整えることが大きな課題であると、世界の主要海運保険会社である **RSA Insurance Group** のトンプソン副会長は指摘している。変化する海氷の状態は、北極海の航行を危険にしている。船舶事故による死傷者数の平均は、2002年から2007年の期間には年間7人だったが、2009年から2013年の期間には年間45人まで上昇した。カナダの場合、インフラ整備が不足しているため、他の国よりも捜索救難活動が困難であると、保険業界の専門家は指摘する。しかし、カナダ政府は、外洋型哨戒艦を増やすなど、主権強化のための政策を遂行しており、今後の北極海地域の発展につれてこうした状況は変化すると見られる。
- (3) 海運会社の船団は、毎年、船体や舶用機器などに保険をかけると同時に、汚染などのリスクに対する賠償責任の保険にも加入している。グローバルな海運会社の多くにとって、北極海は、このような保険政策が適用される標準的な航行海域から除外されている。海運会社は保険会社に対して、北極海に適用する特別な保険契約を求める。その場合、保険会社は、保険契約に必要なリスク評価を行う。リスク評価は1週間程度の最短で行うこともあるが、多く場合は数カ月かかることもあり得る。最も重要な検討課題は、船体が凍った海を航行できる準備ができているか、そして乗務員が北極海で発生し得る緊急事態に対応する準備ができているかである。海氷状況の変化が激しいカナダ北部海域においては、救難作業を行う時間的余裕があまりない。北極海の航行には、環境への影響など、他のリスクも存在する。**RSA Insurance Group** は、世界自然保護基金(WWF)と協力して、海氷や航路の景観などのイラストマップを作成した。MV *Nordic Orion* の北西航路の航行では、保険契約の際にこれらの情報を利用した。**RSA** と **WWF** はまた、海氷が今後の北西航路の輸送に与える影響を研究するために提携している。保険会社は、今後の見通しについてはコメントを控えているが、前出のトンプソン副会長は、北西航路を利用する商業運航は今後20年間で徐々に成長すると見込んでいる。保険会社の **Allianz** は、新規顧客を積極的に確保するよりも、北西航路の利用を拡大しつつある既存の顧客に対応する方針である。彼らは、増加するニーズを把握し、世界貿易のパターンに従い

ながら、リスクに如何に対応できるかを模索している。

記事参照：Arctic shipping a balance of risk and reward

http://penny2.theglobeandmail.com/servlet/ArticleNews/story/gam/20140320/RBSW_ARTICSHIPS0319ATL

3月25日「北極海域、冷戦の兆候」(The Wall Street Journal, March 25, and others, 2014)

米紙、*The Wall Street Journal*は、3月25日付けで、北極海に冷戦の兆候が見えるとして、要旨以下のように報じている。

- (1) 米海軍が3月19日から末まで北極海で実施している軍事演習は、ロシアのクリミア併合前から計画されていたが、この演習は、東西間の緊張の火種として、北極海が新たな地政学的重要性を持ってきたことを表象するものであった。この演習、Ice Exercise 2014 (ICEX 2014)には、2隻のSSN、Virginia級SSN、USS *New Mexico*とLos Angeles級SSN、USS *Hampton*が参加し、USS *New Mexico*がロシアのAkula級SSNに見立てた、USS *Hampton*を魚雷攻撃する想定演習が実施された。演習の一部は、アラスカ沿岸から150カイリ離れた海域で行われた。2隻のSSNは、北極海での運用能力と砕氷能力、潜水艦探知能力そして魚雷発射能力などをテストした。演習を視察したグリナート海軍作戦部長は、アメリカの潜水艦はロシアの約60隻に対して72隻で、アメリカの潜水艦が世界の海域で探知されずに作戦と情報収集を行うことはアメリカの安全保障において緊要である、と強調した。
- (2) 演習で想定された攻撃は、米ロ関係が悪化しつつある新しい時代背景の中で行われた。北極海をめぐる米ロ両国の協力は、アメリカが最近、北太平洋での合同海軍演習と沿岸警備隊の北極海での哨戒活動に関する両国間会議を取り消してから中断している。アメリカはまた、北極海での潜水艦救難協力に関する話し合いも保留している。北極海は、米ロ両国が対峙する唯一の海である。アメリカの防衛当局者は、北極海で潜水艦を運用する唯一の国がロシアであるため、この演習ではロシアの潜水艦をターゲットに仮想したと説明し、この軍事演習はアメリカが北極海での軍事衝突を想定していることを示すものではない、と指摘している。ロシア当局はこの演習に対してコメントしていない。アメリカは1947年以降、北極海における潜水艦演習を実施してきた。1980年代を通じて、米海軍は毎年、3回の演習を行ってきたが、冷戦の終焉とともに、その頻度は急激に減少した。北極海の海氷の減少によって新しいシーレーンが実現し、石油探査がより現実的になるにつれ、米海軍は、北極海における新たなコミットメントを検討している。
- (3) この演習と同時期に、440人の米海兵隊員は、ロシアの国境に近い北ノルウェー沿岸において別の合同演習を実施した。ノルウェーのソレイデ国防相は、ノルウェーはロシアと北極海における搜索救難活動協力を継続する計画であるが、ロシアとの軍事協力については再検討している、と語った。米国防当局者によれば、ノルウェーは、アメリカとNATOの軍事資材の移動を容易にするため、1億2,500万ドルを投じて埠頭を建設している。ソレイデ国防相は、ノルウェーは自国国境の軍備強化を望んでいるのではなく、自国と同盟のために状況認識能力を強化することを願っている、と述べた。今年度の軍事演習の基地であるIce Camp Nautilusは、1958年に初めて北極海を航行した潜水艦から名付けられた。1カ所のテントと一時的な何棟かの木製小屋で構成されたキャンプでは、各種の北極海慣熟訓練とテストが実施された。新しい海軍の衛星システムの能力実験も行われた。新しい衛星は、高緯度地域において既存のものより

信頼できるデータの収集と送信ができる。

記事参照 : Cold War Echoes Under the Arctic Ice

<http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424052702304679404579461630946609>
454

See Video: With tensions rising between Russia and Western powers, the U.S. held submarine exercises in the Arctic Ocean - the body of water where the Russian and U.S. subs are likeliest to encounter each other.

<http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424052702304679404579461630946609>
454

Map : The Cold Front

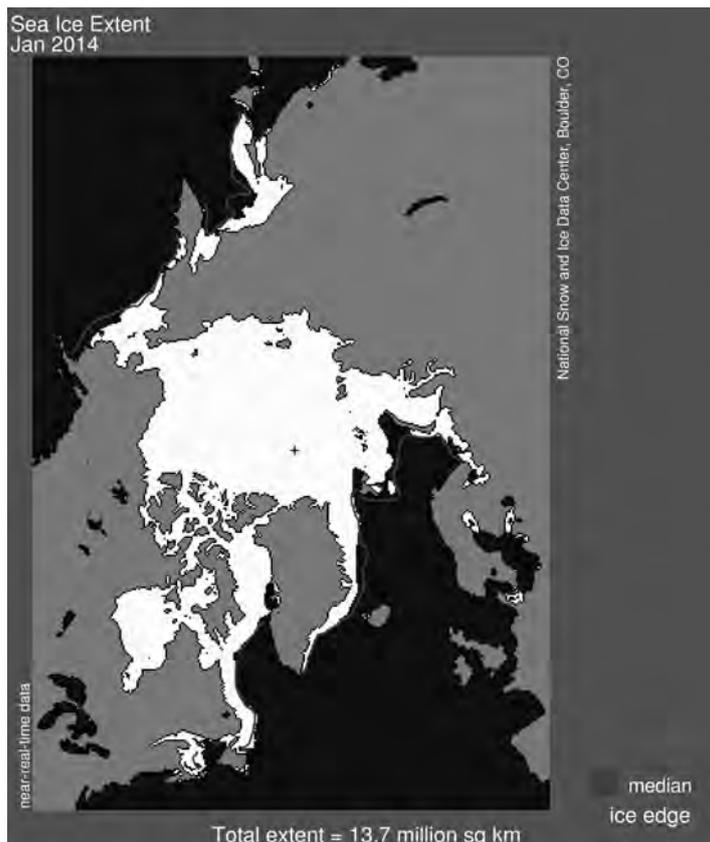
<http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424052702304679404579461630946609>
454

6-2 海水状況

以下は、米国の The National Snow and Ice Data Center, University of Colorado の HP に掲載された、北極海の海氷についての衛星観測データ・月間状況分析（英文タイトルを含む）である。

1月の海水状況

2014年1月の状況：Thicker on top, more down under



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2014/02/thicker-on-top-higher-down-under/>

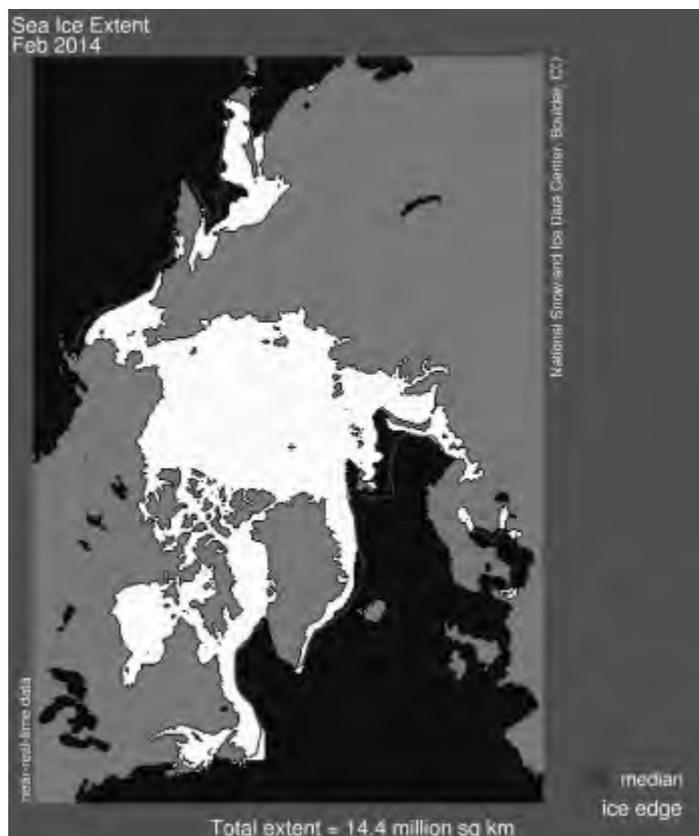
※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における1月の平均的な海氷域を示す。

1月の海氷面積の月間平均値は1,373万平方キロで、1981年～2010年の期間における1月の平均値を80万平方キロ下回った。1月の海氷面積は、1月の最少面積を記録した2011年1月よりも16万平方キロ上回った。海氷面積は、バレンツ海、ベーリング海及びオホーツク海で、1月の平均値を下回っている。ベーリング海では海氷面積が増え始めているが、これらの海域で平均値を下回ったのは、1月としては2005年以来初めてである。バフィン湾、ラブラドル海及びセントローレンス湾では平均値に近かった。

1月の北極海の大部分で気温が平均値よりも高く、925hPa レベルでの大気温度は北極海中央部で平均値より摂氏2～4度高く、また北大西洋、グリーンランド、バフィン湾及びアラスカでは平均値より摂氏7～8度高かった。対照的に、シベリア上空では摂氏マイナス4～8度、ボーフォート海南部上空では摂氏マイナス2～4度、それぞれ平均値を下回った。

2月の海水状況

2014年2月の状況：In the Arctic, winter's might doesn't have much bite



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2014/03/in-the-arctic-winters-might-doesnt-have-much-bite/>

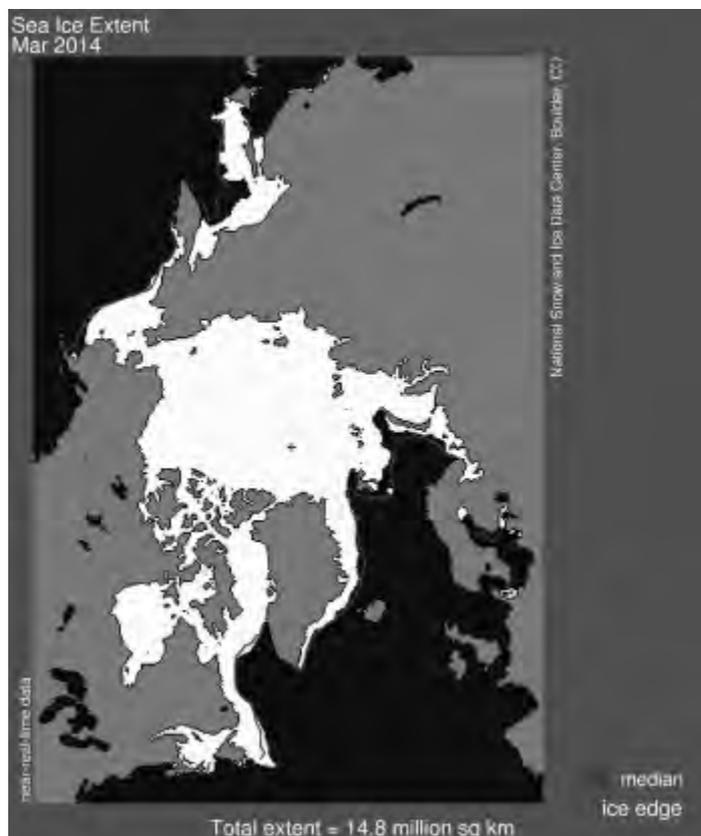
※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における2月の平均的な海氷域を示す。

2月の海氷面積の月間平均値は1,444万平方キロで、衛星観測データでは2月としては4番目に小さく（最少記録は2005年）、1981年～2010年の期間における2月の平均値を91万平方キロ下回った。全般的に2月の海氷面積の増大はゆっくりとしたペースで、過去数年間と比較して、ベーリング海では冬季の平均値を下回った。バレンツ海とオホーツク海でも、海氷面積は1981年～2010年の期間における2月の平均値を下回っている。2月の1日当たりの海氷の平均増大面積は1万4,900平方キロで、1981年～2010年の期間における2月の1日当たりの平均値、2万300平方キロより、約25%下回っている。

アメリカ東部は厳しい寒波に襲われたが、北極海は比較的暖かかった。925hPa レベルでの大気温度は北極海中央部で摂氏マイナス25～15度で、これは2月の平均値より摂氏4～8度高かった。

3月の海水状況

2014年3月の状況：Arctic sea ice at fifth lowest annual maximum



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2014/04/arctic-sea-ice-at-fifth-lowest-annual-maximum/>

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における3月の平均的な海氷域を示す。

3月の海氷面積の月間平均値は1,480万平方キロで、衛星観測データでは3月としては5番目に小さく（最少記録は2006年）、1981年～2010年の期間における3月の平均値を73万平方キロ下回った。海氷面積は3月21日に2014年の最大面積、1,491万平方キロに達した。バレンツ海とオホーツク海では、海氷面積は1981年～2010年の期間における3月の平均値をやや下回ったが、その他の海域では平均値に近かった。

北極海の多年氷は今冬の始まりの時期から大幅に増えた。2013年の夏期を通じて、初年氷の断片が、最近数年間に比して、多く生き残った。現在、これらが2年氷になっている。

II. 解説

『アジア太平洋の排他的経済水域における信頼醸成と安全保障のための行動理念』 —排他的経済水域の安全保障に係る研究の成果—

秋元一峰・海洋政策研究財団海洋グループ主任研究員

本記事は、海洋政策研究財団が2012年度から2013年度に掛けて実施した、「排他的経済水域における航行および上空飛行に係る指針」(英文タイトル *Guidelines for Navigation and overflight in the Exclusive Economic Zone*)¹改定のための研究事業の成果として作成した、

「アジア太平洋の排他的経済水域における信頼醸成と安全保障のための行動理念」(英語タイトル *Principles for Building Confidence and Security in the Exclusive Economic Zones of the Asia-Pacific*) を紹介するものである。

1 研究の背景と趣旨

1982年の国連海洋法条約に規定される排他的経済水域(Exclusive Economic Zone、以降、本文ではEEZと表記)における、他国の艦船・航空機等による資源調査、水路測量、軍事演習、情報収集等のための行動については、国によって規定される関連条項の解釈に相違があり、沿岸国と海洋利用国との間で対立を生じ、それが、時として航行の自由を阻害するばかりでなく、海洋の安全保障環境を不安定化させる要因となっている。

2001年に海南島沖の中国のEEZ内で生じた、アメリカ軍所属の電子偵察機EP-3と中国軍の戦闘機との衝突事件は、この問題を国際社会に強く印象付けるものとなった。当時、日本のEEZ内においても、中国の海洋監視船が協定に定められた事前通報なしに調査活動を繰り返す事案が生じていた。

そのような状況に鑑み、海洋政策研究財団では、他国のEEZにおける艦船・航空機による行動に係る法的解釈に一定の国際合意が必要であると認識し、2003年度から2005年度に掛けて計4回の国際会議を主催し²、参加者の総意として「排他的経済水域における航行および上空飛行に係る指針」(*Guidelines for Navigation and overflight in the Exclusive Economic Zone*、以降、本文では「指針」と表記)を作成し、国内および海外の関連機関・研究所等に紹介した。「指針」は、海外の専門誌に掲載され、アメリカ海軍大学でも参考資料として使用されるなど、一定の評価は得たが、国際的取極めにまで進展させることはできなかった。

「指針」作成から4年を経過した2009年、海南島沖の中国のEEZ内で、アメリカ海軍所属の海洋調査船「インペッカブル」が中国の漁船や公船に妨害を受ける事件が発生した。2011年のEP-3事

¹ 「排他的経済水域における航行と上空飛行に係る指針」全文は、https://www.sof.or.jp/en/report/pdf/200509_20051205_e.pdf で閲覧可能。

² 開催した国際会議は、第1回：2003年2月・東京、第2回：2003年12月・ホノルル、第3回：2004年10月・上海、第4回：2005年9月・東京、であり、アメリカ、ロシア、中国、インドネシア、等、10カ国と国際海洋法裁判所から15名の専門家を招聘して実施した。

案を重く見て作成した「指針」が国際社会で受け入れられない面があるのではないか、あるいは、国際情勢が「指針」作成当時と大きく異なっているのではないか、といったことが思慮された。中国海軍の外洋進出が顕著となるのは、「インペッカブル事案」の前年の2008年からであるとの指摘が多い。現在の、東アジアと西太平洋での軍事バランスは、2005年の「指針」作成当時からみれば、確かに変化している。南シナ海や東シナ海での島嶼の領有権と国家管轄海域の境界画定を巡っての紛争の激化もまた、安全保障環境の大きな変化である。「指針」が国際社会で受け入れられない面が生じているとすれば、それはつまり、情勢の変化によるものと理解することができるであろう。「指針」作成時からの情勢変化として、4つを挙げることができた。第1は、中国の海軍艦艇の外洋進出の活発化、第2は、東アジアの海域（南シナ海・東シナ海）における島嶼領有権・国家管轄海域の境界確定を巡る紛争の激化、第3は、それに関連しての中国の法執行機関船舶による他国船舶に対する高圧的な行動、第4は、そのような状況に対するアメリカのプレゼンス回復のための措置とASEAN諸国のEEZにおける海軍艦艇等の行動に関する見解の変化である。

以上のように、EEZにおける行動を巡る国際情勢の変化を認め、海洋政策研究財団では、2012年と2013年の2年間を掛け、「指針」を見直し、必要に応じ、時宜に叶ったものに改定するための研究事業を実施した。

2 研究における留意事項

概して、沿岸国の多く、特に非植民地を経験したアジアの諸国では、自国のEEZにおける他国の海軍艦艇等の行動は、国連海洋法条約が規定する海洋の平和的利用に反するものと主張し、一方、アメリカやイギリスといった伝統的な海洋国家は、領海以遠の海域はEEZも含めて海洋自由が原則であり、海軍艦艇等の行動も認められるべきであると解釈する。

「指針」を検討していた、2003年から2005年に掛けての頃、海洋における主たる脅威は、マラッカ海峡やインドネシア群島水域に出没する海賊や中東における海上テロであり、現在の安全保障環境を不安定化させている最大の要因である、南シナ海問題や尖閣諸島周辺での対立、中国の急激な海洋進出は顕在化していなかった。そのため、「指針」作成のための討議において、東南アジア諸国からの参加者のほとんどが、沿岸国の意見を代表するかのようになり、EEZ内での他国海軍艦艇等の行動や情報収集活動は認められないとの立場をとっていた。中国からの参加者もまた、東南アジアからの参加者とほぼ同じ考えを主張した。そのため、「指針」作成に当たっては、沿岸国と利用国の双方の意見に衡平に意を払いつつ、国連海洋法条約に記されるEEZの法的地位に沿った行動の基本を示すことに努めた。その結果、「指針」には純軍事的な面からの配慮が不足している面があったことは否めない。

今日、中国は他国のEEZ内で海軍艦艇を行動させ、情報収集も活発化させており、一方、東南アジア諸国、特にベトナムやフィリピンは、南シナ海で中国の高圧的行動に対抗するため、アメリカ海軍の自国沿岸域での行動をむしろ歓迎している。一方、当時の海洋問題に係る国際会議等では、EEZの法的地位の明確化が求められる傾向があったため、「指針」作成のための討議においても、表現に曖昧性があるように受け取れる個所がある国連海洋法条約の条文について、沿岸国と利用国の権利と義務をどのように解釈すべきかの議論が活発であった。しかし今日、国際会議等の場では、国連海洋法条約の曖昧性はそのままとして、資源・環境保護のためのEEZのレジームの確立を目指しての国際協調や、安全保障環境の安定化のための信頼醸成さらには軍事に関する透明性の確保を念頭に置いた議論が主流となっており、それが現実的なアプローチであるとの考えが多い。

また、EEZにおける行動に係る指針を示すための試みは、海洋政策研究財団による取組みが世界でも初めてのものであったところから、「指針」作成のための会議は、討議対象が広範多岐に亘り且つ細部にまで入り過ぎ、その結果として、必要以上にEEZにおける行動に縛りを掛けるものとなった面があった。

以上のことから、「指針」作成当時と今日の、国際安全保障環境の相違を勘案し、2012年度と2013年度で実施した「指針」改定のための研究会議は、新たな視点から、つまり、流動化する安全保障環境を安定化させるための指針を考慮できる専門家を招聘して実施した。

3 研究の実施概要と成果

研究初年度となる2012年度は、少数のコアメンバーをドラフティング・コミッティーとする第1回国際会議を開催して³「指針」を見直し、改定すべき箇所等を洗い出して改定概要を作成すると共に、それを海外の関係機関等を訪問して紹介し意見を聴取した。

2013年度には、第2回国際会議を開催し⁴、2012年度の第1回国際会議で作成した改定概要を審議し、最終成果として、「アジア太平洋の排他的経済水域における信頼醸成と安全保障のための行動理念」(*Principles for Building Confidence and Security in the Exclusive Economic Zones of the Asia-Pacific*、本文では以降「行動理念」と表記)を作成した。

タイトルを、“指針”ではなく“理念”としたのは、EEZにおける行動に必要以上の縛りを掛けることを避け、そのためには、信頼醸成が前提となることを意識したものである。

「行動理念」(英文、正本)の全文を別紙1に、その和文仮訳(長岡さくら・海洋政策研究財団研究員訳)を別紙2に示す。

a 「行動理念」の内容

「指針」と「行動理念」の目次体系は以下のとおりである。

| 「指針」 | 「行動理念」 |
|------------------|------------------------|
| I 「定義」 | I 「序言」 |
| II 「沿岸国の権利と義務」 | II 「定義」 |
| III 「他国の権利と義務」 | III 「排他的経済水域における妥当な配慮」 |
| IV 「海洋監視」 | IV 「海洋監視」 |
| V 「軍事活動」 | V 「軍事活動」 |
| VI 「電子システムへの不干渉」 | VI 「電子システムへの不干渉」 |
| VII 「海賊・不法行為の抑止」 | VII 「海洋の科学的調査」 |
| VIII 「海洋の科学調査」 | VIII 「暫定的な取極め」 |
| IX 「測量調査」 | IX 「法令の透明性」 |
| X 「法令の透明性」 | |

³ 2012年10月、アメリカ、オーストラリア、中国、フィリピン、日本から8名の専門家をコアメンバーとして招聘し、箱根で開催した。

⁴ 2013年10月、第1回国際会議のコアメンバーに加え、韓国とベトナムから1名づつ、計10名の専門家を招聘して東京で開催した。

「行動理念」の目次体系は、「指針」が広範多岐で且つ細部に亘り過ぎた面を是正したことから、章が少なくなっている。「指針」で取り上げた「沿岸国の権利と義務」「他国の権利と義務」は、「海洋監視」「軍事活動」等の各章の中でそれぞれ述べており、「海賊・不法行為の抑止」は、海賊への国際的取組みが既に慣例化している現状に鑑み削除した。替わりに、現在の国際安全保障環境においては、法的解釈の統一には信頼醸成が極めて重要であると考察し、そのため「排他的経済水域における妥当な配慮」を新たに、また、今後、EEZに関わる地域的あるいは二国間の取極が進むことを予期して、「暫定的取極」を章立てした。

b 軍事活動

他国のEEZにおける軍事的な情報収集や演習は、EP-3やインペッカブル事案が示すように、国家間の最大の対立要因であり、「行動理念」の核心的部分でもある。

急激に海洋進出を進め、海軍活動を広域化・活発化させている中国は、その主張にダブルスタンダードを生じさせている面がある。中国は、海南島沖の自国のEEZ内におけるアメリカによる情報収集活動に対しては、「海洋の平和的利用」の原則に反するとして抗議行動を取るが、一方で、日本のEEZやグアム島のアメリカ軍基地の近傍海域で情報収集や演習を繰り返している。中国もまた、アメリカと同様に、安全保障のために他国の情報を収集する軍事的な必要性が生じているのである。他国の軍事に関する意図と能力は、それが不明である場合、憶測や誤解を生み、紛争を武力衝突にエスカレートさせる危険性がある。そこにおいて、透明性が重要となる。透明性は信頼関係を増進させるための基礎となる。しかし反面、自国近海における他国の軍事活動は安全保障上の不安要因となることも確かである。また、EEZにおける演習等は、時として沿岸国の資源・環境保護のための主権的権利・管轄権を脅かす危険性がある。

以上を勘案し、「行動理念」では、他国のEEZにおける情報収集（海洋監視と表記）や軍事演習の実施について以下を記載している。

- 1 いかなる国も、他国のEEZにおいて海洋監視（情報収集）を実施する権利を有する。
- 2 軍艦及び軍用航空機並びにその他の政府船舶及び政府航空機は、他国のEEZの通航及び上空飛行、その他国際的に合法的な海洋の利用を行う権利を享有する。
- 3 他国のEEZにおいて監視活動を含む軍事活動を実施する国は、沿岸国の主権的権利および管轄権を尊重する。
- 4 他国のEEZにおいて軍事活動を行う船舶及び航空機は、沿岸国又はいかなる国の領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使を慎む義務を負う。
- 5 他国のEEZにおいて軍事演習を実施する予定の国は、適時、演習の日時及び海域を通報する。
- 6 他国のEEZにおける軍事活動は、以下の海域を避けることが奨励される。
 - ・ 生物資源又は非生物資源の豊富な海域
 - ・ 資源の探査及び開発が進行中の海域
 - ・ 国際的に受け入れられている基準に従って沿岸国によって宣言される海中公園又は海洋保護区
 - ・ 国際的に受け入れられている基準に従って設定される航路帯及び分離通航帯
- 7 EEZに隣接する公海が存在する場合、軍事演習は合理的かつ実行可能である限り、公海部分で実施する。

c 「行動理念」の国際社会への普及

2014年2月に、国際海事機関（International Maritime Organization）の関水康司事務局長に「行動理念」を提示し、関連する国際的な取極め等の機会において参考資料として活用するよう依頼した。海洋政策研究財団では、今後、「行動理念」作成に携わった専門家等と連携しつつ、積極的に機会を設けて国際社会に広く紹介することとしている。

東アジアでは、他国のEEZにおける軍事演習や情報収集活動を巡る意見の対立によって安全保障環境が不安定化している。そのため、関連する国際法の解釈の共通化を図るための指針が必要であるとの認識は強く、「行動理念」の意義について理解を得ることができるものと思慮する。ASEAN地域フォーラム等の国際的な会議や海洋安全保障に関わる国家機関や有識者の間で議論されていくように働き掛けていく方針である。

**PRINCIPLES FOR BUILDING CONFIDENCE AND SECURITY
IN THE EXCLUSIVE ECONOMIC ZONES
OF THE ASIA-PACIFIC**

30th October 2013

I. INTRODUCTION

These Principles have their origin in the *Guidelines for Navigation and Overflight in the Exclusive Economic Zone (EEZ)* issued by the Ocean Policy Research Foundation (OPRF) in 2006⁵. The Guidelines were met with some criticism due to concerns that they restricted unduly the freedoms of navigation and overflight available in an EEZ. As a consequence, the Guidelines have not been discussed or endorsed by any regional inter-governmental forum. Some background to the Guidelines, as well as an explanation of why they were considered necessary, is included below.

The objective of the Guidelines remains valid: a non-binding document is required to offer some guidance on interpreting rights and duties in an EEZ and to serve as a confidence-building measure that may reduce the risks of incidents in EEZs. If anything, the need for such a document has become even more urgent than when the Guidelines were originally developed. Incidents continue to occur in the EEZs of East Asia between ships of both regional and extra-regional countries, and may even be becoming more frequent. These incidents show that there is no common understanding of the rights and duties of the different parties in an EEZ. It is only a matter of time before a more serious incident occurs that could have grave ramifications for regional peace and stability.

Against this background, the OPRF initiated a review the Guidelines with a view toward making them more widely acceptable. This effort unfolded over two meetings convened by the OPRF – the first in Hakone in October 2012 and the second in Tokyo in October 2013. Participants in these meetings included some of the original EEZ Group 21 members who developed the Guidelines.

The original Guidelines were considered too ambitious in their scope by covering more activities and in greater detail than was acceptable to some stakeholders in regional maritime security. Rather than sticking with the term *Guidelines*, it was decided to refer to the new document as the *Principles for Building Confidence and Security in the Exclusive Economic Zone of the Asia-Pacific*. This change reflected the fact that the new document was rather less detailed and broader in its guidance than the earlier Guidelines. However, the Principles still reflect the spirit and intentions of the Guidelines.

The *Principles* focus on the central issues of misunderstanding and ambiguity with regard to rights and duties in the EEZ: the interpretation of the term ‘due regard’, the lack of a universal definition of ‘marine scientific research’ and the scope of activities in the EEZ contrary to the norm that the EEZ should be reserved for peaceful purposes.

⁵ The Guidelines are available at: <http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2005/00817/mokuji.htm>

Background to the Guidelines

The Guidelines were put together over several meetings of the EEZ Group 21 between 2002 and 2005 in response to two conflicting trends: the expansion of naval force structure and naval activities in the region, and enhanced marine awareness and jurisdictional enforcement by the region's coastal States. Another source of disagreement was the attempt of the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) Articles 58 (3) and 56 (2) to balance coastal State and user State rights and its failure to define 'equity' and 'relevant circumstances' in Article 59.

Article 58 (3) of UNCLOS provides that in exercising their rights and performing their duties in the EEZ, “States shall have due regard to the rights and duties of the coastal State and shall comply with the laws and regulations adopted by the coastal State,” in accordance with the Convention provisions and other rules of international law in so far as they are not incompatible with Part V of UNCLOS. In turn, under Article 56 (2) , the coastal State is required to have due regard to the rights and duties of other States in exercising its rights and performing its duties in the EEZ.

This attempt to balance rights and interests of States is further explained in UNCLOS Article 59:

In cases where this Convention does not attribute rights or jurisdiction to the coastal State or to other States within the exclusive economic zone, and a conflict arises between the interests of the coastal State and any other State or States, the conflict should be resolved on the basis of equity and in the light of all the relevant circumstances, taking into account the respective importance of the interests involved to the parties as well as to the international community as a whole.

The Convention, however, gives no clear guidance either as to the meaning of ‘due regard’ or what constitutes ‘equity’, other than ‘relevant circumstances’, and the respective importance of the interests involved to the parties as well as the international community as a whole. Thus there are no specific criteria to resolve disagreements, except perhaps that the activity concerned should not interfere with the ‘rights and interests’ of the States concerned. There is no agreement on what constitutes such rights and interests nor is there agreement as to whether the interference must be unreasonable, and whether it be actual or potential.

If these terms remain undefined and States interpret them individually in their own interests, incidents would continue and could threaten relations and even peace in the region. Furthermore, as technology advances, misunderstandings regarding military and intelligence gathering activities in foreign EEZs are bound to increase. Technological advances include the increasing use of unmanned vehicles, such as drones for aerial surveillance and autonomous underwater

vehicles (AUVs) for underwater bathymetric surveys.

Basic Principle

The basic principle that underpins both the Guidelines and these Principles is that in having due regard to the rights and duties of the coastal State, military activities conducted lawfully by another State in and above the EEZ of a coastal State should not:

- interfere with or endanger the rights and jurisdiction of the coastal State to protect and manage its resources and environment; or
- involve marine scientific research.

These Principles seek to provide criteria that illustrate activities contrary to the basic principle. The Principles are commended for consideration in relevant international organisations and regional inter-governmental forums.

II. DEFINITIONS

1. For the purposes of these Principles:

- (a) “aircraft” means manned and unmanned aerial vehicles;
- (b) “exclusive economic zone” means an area referred to as such in Part V and other relevant Articles of the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) ;
- (c) “hydrographic survey” means a survey having for its principal purpose the determination of data relating to bodies of water. A hydrographic survey may consist of the determination of one or several of the following classes of data: depth of water, configuration and nature of the bottom; directions and force of currents; heights and times of tides and water stages; and location of topographic features and fixed objects for survey and navigation purposes⁶;
- (d) “marine environment” is the physical , chemical, geological and biological components, conditions and factors, which interact and determine the productivity, state, condition and quality of the marine ecosystem, the waters of the seas and the oceans and the airspace above those waters, as well as the seabed and ocean floor and subsoil thereof;
- (e) “marine scientific research” means activities undertaken in the marine environment to enhance scientific knowledge regarding the nature and natural processes of the seas and oceans, the seabed and subsoil for the benefit of all mankind;
- (f) “maritime surveillance” means the observation by visual or any technical means of activities on, over or under the seas and oceans;

⁶ International Hydrographic Organization (IHO), International Hydrographic Dictionary. 5th Edition, *Special Publication No. 32*, Monaco: IHO, 1994, item 5206, p. 237 (dictionary available at http://www.iho.int/iho_pubs/standard/S-32/S-32-eng.pdf)

- (g) “military activities” means operation of military vessels, aircraft, or devices, or other vessels, aircraft, or devices used for military purposes;
- (h) “peaceful purposes” or “peaceful uses” are those consistent with the Charter of the United Nations;
- (i) “ships” mean manned and unmanned surface vessels, submarines and other underwater vehicles.

III. DUE REGARD IN THE EEZ

1. Rights and duties in the EEZ

- (a) The EEZ is a separate and distinct maritime zone, which is neither territorial sea nor high seas. The exercise of sovereign rights and jurisdiction by the coastal State in its EEZ, and the exercise of the rights and freedoms of other States in the EEZ require both parties to act in good faith, taking affirmative steps to observe the legitimate authority of the other to use the shared space.
- (b) In the EEZ, the coastal State and other States have duties and enjoy rights, jurisdiction and freedoms, which are functional.
 - (i) The coastal State has exclusive rights and jurisdiction over specific activities as provided for in UNCLOS. Other States, in the exercise of the rights and freedoms in the EEZ, shall observe and respect the coastal State’s exclusive rights and jurisdiction and should not infringe or take actions that diminish these exclusive rights.
 - (ii) All States enjoy rights and freedoms to conduct other activities in the EEZ, as provided for in UNCLOS. The coastal State shall not interfere with the exercise of these rights and freedoms.

2. Duties of the coastal State

- (a) The coastal State shall have due regard to the rights and freedoms of other States in its EEZ.
- (b) The coastal State expects all other States to observe its rights and jurisdiction in its EEZ.

3. Duties of other States

- (a) In the EEZ of a coastal State, other States shall have due regard for the coastal State’s rights and jurisdiction.
- (b) In the EEZ, other States expect the coastal State to observe their rights and freedoms.

IV. MARITIME SURVEILLANCE

1. In exercising their rights to conduct maritime surveillance in an EEZ, States should observe internationally accepted rules and bilateral agreements.
2. Maritime surveillance may be conducted by States in areas claimed by other States as EEZ. Such surveillance should respect the sovereign rights and jurisdiction of the coastal State within its EEZ.
3. States are encouraged to share maritime surveillance information.

V. MILITARY ACTIVITIES

1. Military vessels and aircraft, and other government vessels and aircraft enjoy the right to navigate in, or fly over the EEZs of other States, and to engage in other internationally lawful uses of the sea associated with the operations of ships and aircraft.
2. Ships and aircraft undertaking military activities in the EEZ of another State have the obligation to refrain from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of the coastal or any other State.
3. States intending to carry out a military exercise or maneuvers in the EEZ of another State are encouraged to inform the coastal and other States through timely Notices to Mariners and Airmen of the time, date and areas involved in the exercise, and if possible, invite observers from the coastal State.
4. Within the EEZ of a coastal State, other States are encouraged to avoid military activities,
 - (a) in areas rich in living or non-living resources;
 - (b) in areas of active resource exploration and exploitation;
 - (c) in special areas adopted in accordance with Article 211 (6) (a) of UNCLOS;
 - (d) in marine parks or marine protected areas declared by the coastal State in accordance with internationally accepted standards;
 - (e) in areas subject to ships' routeing and traffic separation schemes adopted in accordance with internationally accepted standards;
 - (f) near submarine cables and pipelines on the seabed of the EEZ clearly marked by the coastal State on large-scale charts recognized by the coastal States;
 - (g) in other areas that have been identified as particularly sensitive in accordance with internationally accepted standards; or
 - (h) otherwise interfere with the coastal State's duties to protect the marine environment and conserve the living resources of its EEZ.
5. If there are high sea areas immediately adjacent to the coastal State's EEZ, a State undertaking military exercises should, so far as is reasonable and practicable, limit them to these areas.

VI. NON-DISRUPTION OF ELECTRONIC SYSTEMS

1. States operating in the EEZ should not interfere with the communications, computers, and other electronic systems of the coastal State, or make broadcasts that adversely affect its defence or security.
2. The coastal State should not interfere with the communications, computers, and other electronic systems of vessels or aircraft of other States operating in its EEZ.

VII. MARINE SCIENTIFIC RESEARCH

1. The coastal State should in normal circumstances grant consent for marine scientific research conducted in its EEZ exclusively for peaceful purposes and in order to increase scientific knowledge of the marine environment for the benefit of all mankind.
2. The coastal State is not obliged to grant consent to marine scientific research projects set forth under Article 246 paragraph 5 of UNCLOS, such as those that have direct significance for the exploration and exploitation of living and non-living resources under its jurisdiction.
3. States conducting marine scientific research in the EEZ have a duty to provide information to the coastal State in accordance with Article 248 of UNCLOS, and to comply with Article 249 of UNCLOS, particularly with regard to the participation of the coastal State in marine scientific research projects.
4. Hydrographic surveying in the EEZ requires consent of the coastal State when the data collected affect the exclusive rights and jurisdiction of the coastal State.
5. These Principles apply also to aircraft, unmanned systems and remotely operated vehicles used to conduct research or collect data in an EEZ.

VIII. PROVISIONAL ARRANGEMENTS

1. In areas where boundaries between adjacent EEZs have not been agreed, the coastal States concerned, pending agreement on these boundaries, are encouraged to delimit overlapping areas and enter into provisional arrangements of a practical nature in areas of overlapping claims in accordance with Article 74 of UNCLOS. Such arrangements include standard operating procedures, information-sharing, prior notification of military activities in areas of overlapping claims, and cooperation with marine scientific research, law enforcement and fisheries management.

IX. TRANSPARENCY OF LEGISLATION

1. States are encouraged to make their policy statement and legislation regarding their EEZs as transparent and as widely known as possible.
2. A copy of such policy statement and legislation should be provided to the Secretary-General of the United Nations to increase transparency.

Participants of the International Conference on Navigation and Overflight in the Exclusive Economic Zone in Tokyo in October 2013

| | |
|------------------------------|--------------------------|
| RADM (Ret.) Kazumine AKIMOTO | Japan |
| Prof. Rommel C. BANLAOI | Philippines |
| Dr. Sam BATEMAN | Australia |
| Prof. Moritaka HAYASHI | Japan |
| Dr. Nong HONG | China |
| Dr. James KRASKA | United States of America |
| Prof. Young-June PARK | Republic of Korea |
| Prof. Shigeki SAKAMOTO | Japan |
| Mr. Hiroshi TERASHIMA | Japan |
| Dr. TRAN Truong Thuy | Viet Nam |

アジア太平洋の排他的経済水域における
信頼醸成及び安全保障のための行動理念

2013年10月30日

第1節 序

本行動理念は、2006年に海洋政策研究財団（OPRF）によって公表された『排他的経済水域における航行および上空飛行に係わる指針』（以下、指針とする。）に由来している⁷。この指針へは、排他的経済水域において可能な航行及び上空飛行の自由を過度に制限するものであるとの懸念から批判もあった。そのためか、この指針は、いかなる地域的政府間フォーラムによっても議論されたり支持されたりしてきてはいない。この指針への背景の幾つか、及び、なぜこの指針が必要だと考えられているかの説明は、以下に示されている。

この指針の目的は依然として妥当なものであろう。非拘束的文書には、排他的経済水域における権利義務を解釈する一定の指針を提供することが求められているだけでなく、排他的経済水域における重大な出来事の危険性を軽減するかもしれない信頼醸成措置として役立つことが求められる。それどころか、このような文書は、この指針がそもそも作成された時点よりもさらに必要とされている。東アジアの排他的経済水域では、東アジア及び非東アジアの船舶間における重大な出来事が発生し続けているとともに頻発するようになっている。これらの重大な出来事は、ある特定の排他的経済水域における異なる当事者間の権利義務に関する共通理解が存在しないことを示している。それ故、地域の平和及び安定の重大な分岐点となりかねない、さらに深刻な出来事が発生するのは時間の問題である。

このような状況に対して、海洋政策研究財団は、当該指針をさらに広く受け入れ可能なものとするために再検討を開始した。この努力は、海洋政策研究財団が主催した二つの会合、即ち、2012年10月に箱根で開催された第一回会議及び2013年10月に東京で開催された第二回会議として展開された。これらの会議の参加者には、当初の指針を作成した「EEZ グループ 21」の顔ぶれが含まれている。

先の指針は、地域の海洋安全保障関係者の一部には、従来よりも広範な活動を含みさらに従来よりも細かな内容を取扱うものであったため、あまりにも野心的であるとみなされた。指針という語に固執するよりも、新しい文書は、『アジア太平洋諸国の排他的経済水域における信頼醸成及び安全保障構築のための行動理念』として示すことにした。この変更は、新文書が先の指針よりも詳細ではなく広範でもないという事実を受けてのものである。しかしながら、本行動理念は、依然として先の指針の精神と意図を反映している。

本行動理念は、排他的経済水域における権利義務に関する誤解や多義性についての主要な争点、即ち、「妥当な考慮」についての解釈、「海洋の科学的調査」の普遍的定義の欠如及び排他的経済水域が平和目的のために用いられるべきであるという規範に反する排他的経済水域における活動の範囲に焦点を当てている。

⁷ The Guidelines are available at: <http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2005/00817/mokuji.htm>

指針への背景

先の指針は、この地域における海軍組織及び海軍活動の拡大、そして、この地域における沿岸国による海洋認識及び管轄権行使の高まりという二つの相矛盾する傾向に対応して、2002年から2005年にかけて実施された「EEZ グループ 21」の数回の会合においてまとめられた。その他の意見の不一致は、1982年海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）第58条3項及び第56条2項に規定されている沿岸国と利用国の権利の調和の試み、並びに、国連海洋法条約第59条における「衡平」及び「関連する事情」の定義の失敗に求められる。

国連海洋法条約第58条3項は、排他的経済水域において自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、国連海洋法条約第五部の規定に反しない限り、国連海洋法条約の規定及び国際法の他の規則に従って「沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、沿岸国が制定する法令を遵守する」と規定する。一方、国連海洋法条約第56条2項に基づき、沿岸国は、排他的経済水域において権利を行使し及び義務を履行する他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うことを要する。

国家間の権利と利益を調和させる試みは、さらに、国連海洋法条約第59条において明らかにされている。

この条約により排他的経済水域における権利又は管轄権が沿岸国又はその他の国に帰せられていない場合において、沿岸国とその他の国との間に利害の対立が生じたときは、その対立は、当事国及び国際社会全体にとっての利益の重要性を考慮して、衡平の原則に基づき、かつ、すべての関連する事情に照らして解決する。

しかしながら、国連海洋法条約は、「妥当な考慮」の意味、あるいは、何が「衡平」であるのか、何が「関連する事情」であるのかについて明確な手引きを与えないばかりか、当事国それぞれ及び国際社会全体にとっての利益の重要性についても明確な手引きを与えていない。それ故、おそらく当該活動が関係国の「権利及び利益」を侵害しない限り、意見の不一致を解決するための特定の基準は存在しない。何がそのような権利及び利益を構成するのか、あるいは、妨害が不合理か否か、そして、妨害が現実のものか潜在的なものかについての意見の一致は存在しない。

もしこれらの語が定義されないままであり、国家がこれらを自国の利益に従って個別に解釈すれば、重大な出来事が続きこの地域の関係や平和さえ脅かしかねない。さらに、科学技術の推進に伴い、外国の排他的経済水域における軍事活動及び情報収集活動に関する意見の不一致が増加するはずである。科学技術の向上には、地域探査のための小型無人機（drone）及び水中海底地形調査のための自律型無人潜水機（AUV）といった無人機使用の増加が含まれている。

基本理念

先の指針及び本行動理念を支える基本理念は、沿岸国の権利義務に対する妥当な考慮であり、沿岸国の排他的経済水域及びその上部において他国により合法的に実施される軍事活動は、

- ・沿岸国の資源環境を保護管理する沿岸国の権利及び管轄権に干渉若しくは危険にさらしてはならず、又は、
- ・海洋の科学的調査を含んではならない。

これらの行動理念は、この基本理念に反する活動を例示する基準を定めようとするものである。本行動理念を、関連する国際機関及び地域的政府間フォーラムにおける検討に委ねたい。

第2節 定義

1. 本行動理念の適用上、

- (a) 「航空機」とは、有人及び無人の空中輸送機器をいう。
- (b) 「排他的経済水域」とは、海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）第五部及びその他関連規定によって示される区域をいう。
- (c) 「水路測量」とは、水域に関連するデータ測定を主目的とする調査をいう。水路測量は、以下のデータの一種類又は数種類の測定からなる⁸。
 - ・水深、海底形状及び海底の性質
 - ・海流の方向及び強さ
 - ・潮位及び水位の高さと時間
 - ・調査及び航行を目的とする地形及び固定障害物の位置
- (d) 「海洋環境」は、物理的、化学的、地質学的及び生物学的な要素、条件及び要因からなり、それらは相互に影響を及ぼし合い、海洋生態系、海域及び海域上空並びに海底及びその下の生産性、状況及び質を決定する。
- (e) 「海洋の科学的調査」とは、人類全体の利益のため、海洋、海底及びその下の自然及び自然作用に関する科学的知見を深めるために海洋環境で行われる活動をいう。
- (f) 「海洋監視」とは、視覚的あるいはあらゆる技術的手段による海上、海洋の上空又は海中の活動の観察をいう。
- (g) 「軍事活動」とは、軍艦、軍用機又は軍用機器による行動若しくは軍事目的で使用される船舶、航空機又は機器による行動をいう。
- (h) 「平和目的」又は「平和利用」とは、国際連合憲章と両立するものをいう。
- (i) 「船舶」とは、有人及び無人の水上艦、潜水艦及びその他の水中用輸送機器をいう。

⁸ International Hydrographic Organization (IHO), International Hydrographic Dictionary. 5th Edition, *Special Publication No. 32*, Monaco: IHO, 1994, item 5206, p. 237 (dictionary available at http://www.iho.int/iho_pubs/standard/S-32/S-32-eng.pdf)

第3節 排他的経済水域における妥当な考慮

1. 排他的経済水域における権利及び義務

- (a) 排他的経済水域は区別された別個の海域であり、領海でもなく公海でもない。沿岸国の排他的経済水域における沿岸国による主権的権利及び管轄権の行使、並びに、排他的経済水域における他国の権利及び自由の行使は、両当事国に、誠実に行動することを求め、共有空間を使用するために他方の権限ある当局を観察する積極的な行動を取ることを求める。
- (b) 排他的経済水域において、沿岸国及び沿岸国以外の国家は、義務を有し、かつ、権利、管轄権及び自由を享有する。なお、それらは機能的なものである。
 - (i) 沿岸国は、国連海洋法条約が規定する特定の活動について排他的権利及び管轄権を有する。沿岸国以外の国家は、排他的経済水域において権利及び自由を行使する際、沿岸国の排他的権利及び管轄権を遵守しかつ尊重し、また、これらの排他的権利を侵害し若しくは減少させる行為を取らない。
 - (ii) すべての国は、国連海洋法条約が規定するような、排他的経済水域において他の活動を行う権利及び自由を享受する。沿岸国は、これらの権利及び自由の行使に干渉しない。

2. 沿岸国の義務

- (a) 沿岸国は、沿岸国の排他的経済水域における沿岸国以外の国家の権利及び自由に妥当な考慮を払うものとする。
- (b) 沿岸国は、全ての沿岸国以外の国家に沿岸国の排他的経済水域における沿岸国の権利及び管轄権の遵守を求める。

3. 沿岸国以外の国家の義務

- (a) 沿岸国の排他的経済水域において、沿岸国以外の国家は沿岸国の権利及び管轄権に妥当な考慮を払うものとする。
- (b) 排他的経済水域において、沿岸国以外の国家は沿岸国に自国の権利及び自由の遵守を求める。

第4節 海洋監視

- 1. 排他的経済水域における海洋監視を行う権利の行使に当たっては、いずれの国も国際的に承認された規則又は協定を遵守する。
- 2. 海洋監視は他国により排他的経済水域として主張される海域において行われる場合があり得る。このような海洋監視は沿岸国の排他的経済水域における主権的権利及び管轄権を尊重する。
- 3. いずれの国も海洋情報の共有を推進すべきである。

第5節 軍事活動

1. 軍艦及び軍用航空機並びにその他の政府船舶及び政府航空機は、他国の排他的経済水域の通航及び上空飛行を行い、船舶及び航空機の活動に伴うその他国際的に合法的な海洋の利用を行う権利を享有する。
2. 他国の排他的経済水域において軍事活動を行う船舶及び航空機も沿岸国又はいかなる国の領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使を慎む義務を負う。
3. 他国の排他的経済水域において軍事演習又は機動演習を実施する予定の国家は、適時、演習に伴う日時及び海域について水路通報（NtM）及び航空情報（NOTAM）を通じて沿岸国及び他国に通知し、かつ、可能であれば、沿岸国からの立会人を招聘することが望ましい。
4. 沿岸国の排他的経済水域内において、沿岸国以外の国家は以下における軍事活動を回避することが望ましい。
 - (a) 生物資源又は非生物資源の豊富な海域
 - (b) 資源の探査及び開発が進行中の海域
 - (c) 国連海洋法条約第 211 条 6 項 (a) に従って設定される特別海域
 - (d) 国際的に受け入れられている基準に従って沿岸国によって宣言される海中公園又は海洋保護区
 - (e) 国際的に受け入れられている基準に従って設定される航路帯及び分離通航帯である海域
 - (f) 沿岸国が認める大縮尺海図に沿岸国によって明白に記載されている排他的経済水域海底に敷設された海底電線及び海底パイプライン付近
 - (g) 国際的に受け入れられている基準に従って特別敏感海域と特定されているその他の海域
 - (h) その他、沿岸国の排他的経済水域における海洋環境を保護し、生物資源を保存する沿岸国の義務への干渉
5. 沿岸国の排他的経済水域に隣接する公海において、軍事演習を行う国家は、合理的かつ実行可能である限り、当該海域における軍事演習を制限する。

第6節 電子システムへの不干渉

1. 排他的経済水域で行動する国家は、沿岸国の通信、コンピュータ及びその他電子システムを妨害してはならず、又は、沿岸国の防衛若しくは安全に悪影響を及ぼす放送を行ってはならない。
2. 沿岸国は、沿岸国の排他的経済水域で行動する他国の船舶又は航空機の通信、コンピュータ及びその他電子システムを妨害してはならない。

第7節 海洋の科学的調査

1. 沿岸国は、通常の状態において、専ら平和目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で行われる自国の排他的経済水域において行われる海洋の

科学的調査に対して、同意を与える。

2. 沿岸国は、国連海洋法条約第 246 条 5 項に規定する海洋の科学的調査計画、即ち、沿岸国の管轄下にある生物資源及び非生物資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合には、同意を与える義務を負わない。
3. 排他的経済水域において海洋の科学的調査を行う国家は、国連海洋法条約第 248 条に従って沿岸国に対し情報を提供し、かつ、特に、海洋の科学的調査計画における沿岸国の参加に関する国連海洋法条約第 249 条を遵守する義務を負う。
4. 排他的経済水域における水路測量は、当該データ収集が沿岸国の排他的権利及び管轄権に影響を及ぼす場合には沿岸国の同意を必要とする。
5. これらの原則は、排他的経済水域において調査を行い又はデータを収集する航空機、無人システム及び遠隔操作無人探査機にも適用する。

第 8 節 暫定的な取極

1. 隣接する排他的経済水域の境界が合意されていない海域においては、関係沿岸国は、当該境界の合意に達するまでの間、国連海洋法条約第 74 条に従って、重なり合う海域の特定を行い、かつ、主張が重なり合う海域における実際的な性質を有する暫定的な取極を締結することが望ましい。当該取極には、標準行動要領、情報共有、主張が重なり合う海域における軍事活動の事前通報及び海洋の科学的調査、法執行並びに漁業管理への協力が含まれる。

第 9 節 法令の透明性

1. 各国は、排他的経済水域に関する政策方針及び法令を、できる限り透明で広く周知することが望ましい。
2. 当該政策方針及び法令の写しは、透明性を高めるため国際連合事務総長に提供するものとする。

排他的経済水域における航行等に関する国際会議参加者（於 東京、2013 年 10 月）

| | |
|----------------|---------|
| 秋元 一峰 | 日本 |
| ロンメル・C・バンラオイ | フィリピン |
| サム・ベイトマン | オーストラリア |
| 林 司宣 | 日本 |
| 洪 農（ホーン・ノン） | 中国 |
| ジェームズ・クラスカ | 米国 |
| 朴 栄濬（パク・ヨンジュン） | 韓国 |
| 坂元 茂樹 | 日本 |
| 寺島 紘士 | 日本 |
| トラン・チュン・トゥイ | ベトナム |



海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目4番10号 虎ノ門35森ビル
TEL.03-5404-6828 FAX.03-5404-6800

(一般財団法人シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)